

「公的統計市場に関する年次レポート 2010」

—魅力ある公的統計市場の確立を目指して—

報告書

2011年5月



一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会

公的統計基盤整備委員会

はじめに

各府省等の公的統計における民間事業者の活用の進展を受けて、それらの調査業務を受注する民間事業者の立場から、自らの体制整備と発注者である府省等との相互理解・協力体制の確立を目指して、2008年4月に（社団法人）日本マーケティング・リサーチ協会（JMRA）内に「公的統計基盤整備委員会」を設置してから、早や3年が経過した。

本委員会は、発足当初の2008年度には、調査業務における各府省の民間事業者に対する要求を明らかにし、また民間事業者の公的統計業務の受注を含む企業活動の実態の精査を行い、各府省・民間事業者双方の調査業務にかかわる改善点を抽出する活動を行った。次年度の2009年度には、民間事業者の従業者の能力・技術向上の具体策の研究・検討と、総合評価方式による公募・応札時の仕様書や開示情報の内容に関する民間事業者側からみたガイドラインの研究・検討を行い、さらに民間事業者側の要求をとりまとめた。これらの活動の成果については、2008年度と2009年度の『公的統計市場に関する年次レポート』を参照されたい。

本年度は、昨年度までの成果を踏まえ、本委員会内に「社員、調査員の能力・技術研修検討小委員会」と「民間版ガイドライン検討小委員会」を設けて、更なる研究・検討を行った。前者では、昨年度、一昨年度に引き続き「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」を実施して、本協会会員社の公的統計の受注等の実態と推移を明らかにした。また、日本統計学会が中心となって2011年11月に初回の資格認定試験の実施を目指している統計調査士（調査員に対応）、専門統計調査士（指導員、調査会社社員に対応）の制度や試験内容の検討にも、本委員会メンバーが参加した。後者は、2010年3月の公共サービス改革法改定に対応して、「民間版ガイドライン」の検討・改訂を行った。また、過去2年間に引き続き、関係府省の統計調査担当者や学識者等による講演会や意見交換会も計3回実施した。

さらに、本年度は内閣府統計委員会の要請に基づく日本品質管理学会の「統計・データの質マネジメント研究会」への委員参加、各府省統計主管部署ワーキング・グループとの意見交換、前掲の日本統計学会の「統計検定検討委員会」への参加等、外部機関の招請により、委員会活動の内容は大きく拡大・発展した。

これらの発展は、各府省関係者・学識者のご理解・惜しみない援助と、本委員会委員諸氏の弛まぬ努力によるものと考えている。ここに、関係各位に深甚なる謝意を表したい。

なお、3年間にわたって本委員会の事務局長として委員会活動を牽引してきた山田高氏が本年度をもって退任し、坂内克正氏が後任として業務を引き継ぐこととなった。山田氏には、これまでのご苦勞とその成果に鑑みて、ここに委員会としての感謝を記すこととする。

本委員会の活動は次年度も続いていく。関係各位には、今後も変わらぬご指導・ご協力を賜るようお願い申し上げます。

2011年5月

公的統計基盤整備委員会
委員長 島崎 哲彦

目 次

第一部 2010年度の「まとめ」

第1章 公的統計基盤整備委員会の概要	3
1.1 委員会設立の経緯	3
1.2 委員会設立の目的	3
1.3 委員会の構成	3
1.3.1 参加企業及び委員	3
1.3.2 組織体制	4
第2章 公的統計基盤整備委員会の活動	5
2.1 関係各府省への表敬訪問	5
2.2 委員会	5
2.3 全体会議の講演会&意見交換会	6
2.4 小委員会	6
2.5 各府省、関係機関とのコンタクト	7
2.6 関係機関、団体等の動向	9
2.6.1 社団法人 日本品質管理学会	9
2.6.2 一般社団法人 日本統計学会	10
2.6.3 一般社団法人 社会調査協会	11
2.6.4 (財) 統計情報研究開発センター (シンフォニカ)	14
2.6.5 ISO20252 認証協議会	14
2.7 2011年度の委員会の対外的な活動に向けて	15
第3章 2010年度の公的統計に対応する民間事業者の状況	16
3.1 会員社 66社の調査員保有、稼働状況	16
3.2 JMRA 会員社に関わりのある調査員の実態	17
3.3 中央省庁からの JMRA (正会員社) の受注実績	17
3.4 中央省庁の統計調査を含む民間開放の状況	18
3.4.1 2010年度の公的統計の民間開放の状況	18
3.4.2 「その他調査」の受注実績	26
3.4.3 まとめ	27
第4章 公的統計の改革と民間開放の歩み	34
4.1 公的統計の民間開放、公的統計の改革や見直しの動き	34
4.1.1 統計事務の民間委託と統計行政の改革	34
4.1.2 「規制改革・民間開放推進会議」の動き	35
4.1.3 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」	36
4.1.4 「経済社会統計整備推進委員会」	37
4.1.5 「統計制度改革検討委員会」	38
4.1.6 公共サービス改革基本方針	38

4. 2	統計調査の実施・作成部局の動き	39
4. 2. 1	統計審議会、総務省政策統括官（統計基準担当）	40
4. 2. 2	総務省統計局	40
4. 2. 3	経済産業省の取組	42
4. 3	統計法改正、統計委員会発足、「基本的な計画」の策定	42
4. 4	関連団体等の動き	43
4. 5	民間事業者の動き	46
4. 5. 1	統計調査業務に関わる人材の資格認定制度	46
4. 5. 2	民間事業者団体、民間事業者の動き	47
4. 5. 3	JMRA「公的統計基盤整備委員会」の設立	48
4. 5. 4	官・学・民の連携の動向	48
4. 6	まとめ	49
4. 6. 1	統計調査の民間開放と統計改革に対する外側からのプレッシャー	49
4. 6. 2	統計調査の実施・作成部局の対応と民間開放への取組	49
4. 6. 3	顔の見える民間事業者の登場	50
4. 6. 4	民間事業者の活用、民間開放の到達点、課題	51
4. 6. 5	民間開放の二つの流れと今後の課題	52
第5章	2010年度の総括と今後の展望	59
5. 1	2010年度の総括	59
5. 1. 1	公的統計の民間開放は引き続き大きく進展	59
5. 1. 2	政権交代、予算圧縮下の公的統計の民間開放	59
5. 1. 3	公的統計の民間開放は着実に拡大、民間事業者のレベルもアップ	60
5. 1. 4	民間事業者が「基本的な計画」遂行の一翼を担う	60
5. 2	今後の展望	61
5. 2. 1	公的統計の整備と官・学・民の連携	61
5. 2. 2	民間事業者参入条件（「(実施要項の)チェックリスト」と「ガイドライン」）の更なる比較検証を	63
5. 2. 3	適正利益確保の主張をより明確に	63
5. 2. 4	次期「基本的な計画」の策定に向けて	64
5. 2. 5	東日本大震災と今後の公的統計	64

第二部 各小委員会の活動報告

A. 「社員、調査員の能力・技術研修についての検討」小委員会報告

第1章	「社員、調査員の能力・技術研修についての検討」小委員会の活動	71
1. 1	目的	71
1. 2	検討課題	71
1. 3	検討方法	71

1. 4	運営体制	72
第2章	検討結果の要約	73
2. 1	公的統計調査の受発注の状況	73
2. 2	調査員組織の実態把握	73
2. 3	民間調査機関における人材育成と資格認定制度	73
第3章	公的統計調査に携わる「社員、調査員の能力・技術研修」についての検討	74
3. 1	社員の研修について	74
3. 2	調査員の研修について	75
3. 3	今後の方向性と残された課題について	75
第4章	資格認定制度についての検討	76
4. 1	社員、調査員の資格認定について	76
4. 2	資格認定制度の課題と今後の方向性について	77
第5章	「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」結果の概要	77
5. 1	調査概要	77
5. 2	調査結果のまとめ	78
5. 2. 1	官公庁からの受注調査の実態	78
5. 2. 2	調査機関の調査員の実態	80
5. 2. 3	資格認定制度の実態と意向	80
5. 3	今後への改善点	80

B. 「民間版ガイドライン検討」小委員会報告

第1章	「民間版ガイドライン検討」小委員会について	83
1. 1	目的	83
1. 2	検討課題	84
1. 3	検討方法	84
1. 4	運営体制	84
第2章	検討結果の要約	86
2. 1	実施要項チェックリスト評価 公共サービス改革法対象案件での遵守状況と非対象案件の相違点	86
2. 2	応札手続きの業務標準化に向けて	88
第3章	実施要項チェックリスト評価	89
3. 1	公共サービス改革法対象案件での状況 「科学技術研究調査（総務省）」のケース	89
3. 2	公共サービス改革法非対象案件での状況 「海外事業活動基本調査（経済産業省）」のケース	97
第4章	応札手続きの標準化について	104
資料	「応札業務・書類一覧」	109

<資料編>

資料 1. 「民間事業者の活用の見直し・改善に関する意見交換」 (2010 年 4 月 26 日)	115
資料 2. 「各府省統計主管部署 WG との意見交換」(2011 年 2 月 17 日)	131

<別添資料編>

「民間調査機関における公的統計に関する実態調査報告書」(詳細分析)	
I. 調査概要	147
II. 官公庁からの受注状況	149
III. 調査機関保有調査員の実態	165
IV. 資格認定制度の実態と意向	169
V. JMRA 公的統計基盤整備委員会について	172
添付資料：調査票	173

第一部
2010年度の「まとめ」

第一部 2010年度の「まとめ」

第1章 公的統計基盤整備委員会の概要

1. 1 委員会設立の経緯

2007年5月、60年ぶりに統計法が改正され、これに基づいて2007年10月に統計委員会が発足し、わが国の公的統計の計画的、体系的な整備の検討がスタートした。統計委員会は、2009年度から5年間で実施する公的統計の計画的、体系的整備の施策を「基本的な計画」として策定し、2009年3月に閣議決定の運びとなった。

「基本的な計画」では、厳しい財政状況の下、新規の統計作成ニーズに対応していくためには、民間事業者を一層積極的かつ効果的に活用する必要性が指摘されている。

こうした期待と要請に応じていくため、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会（以下JMRA）では幅広く他の業種・業態の企業、団体にも参加を呼びかけて、2008年4月にJMRA内に「公的統計基盤整備委員会」を設立した。

1. 2 委員会設立の目的

公的統計基盤整備委員会は、公的統計調査業務に対応できる民間事業者としての体制整備、基盤整備に取り組むとともに、行政府を初めとする関係機関や学識者の方々に民間事業者の実態と意向を正しく伝え、官民相互の理解と協力の下に公的統計調査業務における「民間事業者の活用」が円滑に推進されることを目指すものである。

また、この委員会発足を契機として、委員会活動を通して関係各府省の統計主管部署を始めとする官界や学識者の方々との良好な信頼関係を構築し、公的統計調査業務を通して、JMRAとしても「官・学・民」の連携、友好関係がより一層深まることを目指すものである。

1. 3 委員会の構成

1. 3. 1 参加企業及び委員

21社（会社名50音順）

Ipsos 日本統計調査（株）：金子 順勇

（株）RJC リサーチ：小内 隆

（株）インテージ：山田 高

（株）インテージ：木原 剛

（株）インテージリサーチ：飯田 房男

グラクソスミスクライン（株）：高見 恵子

（株）クロスマーケティング：横尾 俊至

（株）サーベイリサーチセンター：岩間 伸之

（株）サーベイリサーチセンター：半田 文浩

（株）サン・パートナーズ：中野 光義

（社）新情報センター：阪口 香

（社）中央調査社：山中 博司

（株）電通リサーチ：中島 文夫

トランスコスモス (株) : 高橋 功
 (株) 東京サーベイ・リサーチ : 芦川 勝彦
 (株) 日経リサーチ : 鈴木 督久
 (株) 日経リサーチ : 坂内 克正
 日本インフォメーション (株) : 斎藤 浩一
 (株) 日本リサーチセンター : 武井 雅
 (株) ビデオリサーチ : 杉原 政勝
 (株) マクロミル : 小島 功嗣
 (株) マーケティングセンター : 吉野 哲也
 (社) 輿論科学協会 : 井田 潤治
 (株) 三菱総合研究所 : 本多 均
 (社) 日本マーケティング・リサーチ協会 事務局長 / 立石 憲彰
 (社) 日本マーケティング・リサーチ協会 事務局 / 阿部 三郎

1. 3. 2 組織体制

委員会は常設とし、以下の組織体制で運営した。

1) 全体会議

月一回開催。委員会メンバーの全員参加。全体会議の前半は、学識者、各府省統計セクションの実務担当者をゲストスピーカーに招いて、講演会並びに意見交換会を開催した。後半は、委員会事務局からの報告と質疑を行った。

2) 幹事会

① 幹事会の構成メンバー

部会長 / 担当業務執行委員 (専務理事)	鈴木 稲博	(株) 日本リサーチセンター
委員長	島崎 哲彦	東洋大学社会学部教授
副委員長	岩間 伸之	(株) サーベイリサーチセンター
事務局長	山田 高	(株) インテージ
事務局長代理 (2011年4月より)	坂内 克正	(株) 日経リサーチ
幹事	武井 雅	(株) 日本リサーチセンター
幹事	鈴木 督久	(株) 日経リサーチ
幹事	山中 博司	(社) 中央調査社
幹事	阪口 香	(社) 新情報センター
幹事	金子 順勇	Ipsos 日本統計調査 (株)
幹事	芦川 勝彦	(株) 東京サーベイリサーチ

② 幹事会の役割

- ・委員会運営に責任を持つ
- ・各府省等から求められる意見招請等に対応して原案を作成し、協会の手続きを経て関係機関に意見書 (パブリックコメント) を提出する
- ・関係機関、各府省統計主管部署等との日常的なコンタクト、窓口対応
- ・関係機関等主催の研究会、委員会への参加
- ・関係機関等との「意見交換」への対応
- ・統計委員会、官民競争入札等監理委員会統計調査分科会、同入札監理小委員会等の傍聴
- ・委員会活動報告書「年次レポート」の責任編集

3) 小委員会

2010年度は、委員会の中に次の2つの小委員会を設置し、専門的な見地から研究、検討を加え、基盤整備に資する課題のとりまとめを行った。

- ① 社員、調査員の能力・技術研修検討小委員会
(リーダー：金子委員、鈴木委員、サブリーダー：芦川委員)
- ② 民間版ガイドライン検討小委員会
(リーダー：武井委員、サブリーダー：阪口委員、山中委員)

第2章 公的統計基盤整備委員会の活動

2010年5月に、2009年度の委員会活動の成果を取りまとめた年次レポートを刊行した。5月末と6月初めに幹事会を開催し、2010年度の委員会活動の取組みに向けて、活動方針案の検討を行った。2010年度の委員会活動は6月度を第一回目の委員会としてスタートすることになった。

2. 1 関係各府省への表敬訪問

2010年度も「公的統計市場に関する年次レポート 2009」(報告書)の完成を待って、大臣政務官や各府省統計主管部署のトップ、関係機関等へのJMRAとしての表敬訪問を計画した。しかし、6月に内閣総理大臣が交代、7月に参議院選挙、9月に民主党代表選挙と政治的なスケジュールが目白押しとなって、思うように日程を組むことが出来なかった。

こうした中で2010年度は、経済産業省調査統計部長、厚生労働省統計情報部長をJMRA会長、専務理事、事務局長等協会幹部と当委員会関係者が表敬訪問した。「年次レポート 2009」を持参し、この一年間の委員会活動の取組み、2010年度の活動方針などを説明すると同時に、民間事業者の立場から公的統計に関する意見交換を行った。

各府省統計主管部署トップへ表敬訪問できなかった府省については、窓口担当者を通して「年次レポート 2009」(報告書)を配布した。

訪問先は次の通り。

内閣府統計委員会担当室、総務省統計局、総務省政策統括官(統計基準担当)室、厚生労働省統計情報部、経済産業省調査統計部、内閣府公共サービス改革推進室。

2. 2 委員会

2010年度の公的統計基盤整備委員会は、6月から月一回を定例として、3月末までに計9回開催した。(8月は休会)

委員会当日は、全体会議の前に幹事会を開催し、その後全体会議、小委員会の開催を基本パターンとした。

全体会議では、前回委員会開催日以降の活動状況として、各府省への表敬訪問、国の統計調査に関連する委員会等(内閣府統計委員会、内閣府官民競争入札等監理委員会、同入札監理小委員会)の傍聴、各府省の統計主管部署とのコンタクト、関係機関・関連団体等の動向などについて、事務局から報告を行った。

また、全体会議の中で、有識者や統計実務の関係者を講師に招いて、講演会、意見交換会を開催した。

小委員会は、全体会議の後の時間を当てて開催し、必要に応じて各小委員会のグループ単位でのミーティング等の活動を行った。

2. 3 全体会議の講演会&意見交換会

講演の依頼先については、幹事会で協議し決定した。講演の依頼にあたっては、委員会事務局と JMRA 事務局が講演の依頼先とコンタクトを取り、講演会でお聞きしたいこと、お願いしたいことを伝え、講師の人選についても依頼先の了承を得て開催することとした。

各月の講演会&意見交換会のテーマと講師は以下の通り。

1) 6月(第1回委員会)

テーマ:「公的統計における民間事業者の活用についての展望」

講師:舟岡史雄 信州大学経済学部教授、前統計委員会委員

2) 11月(第5回委員会)

テーマ:「JMRAの公的統計基盤整備委員会に対する今後の期待」

講師:中野貴比呂氏 みずほ信託銀行シニアストラテジスト

前経済産業省経済産業政策局調査統計部総合調整室総括係長

3) 12月(第6回委員会)

テーマ:「公的統計に期待されている精度と設計について」

講師:元山齊氏 大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構

新領域融合研究センター 融合プロジェクト特任研究員

2. 4 小委員会

委員会の中に次の2つの小委員会を設置し、基盤整備に資する課題のとりまとめを行った。

① 社員、調査員の能力・技術研修検討小委員会

(リーダー:金子委員、サブリーダー:芦川委員)

- ・2008年度、2009年度に引き続き、正会員社を対象に「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」を実施し、結果について検討を行った。
- ・正会員社を通じ、調査員を対象にした「調査員実態調査」を実施したが、調査期間が長期に及び、2011年4月現在、調査票の回収途中のため、残念ながら結果の検討までに至らなかった。
- ・資格認定制度について、(社)社会調査協会を訪問し、「社会調査士」「専門社会調査士」に関する意見交換を実施した。また、(社)日本統計学会の「統計調査士」「専門統計調査士」についての情報収集および検討を行った。社会調査士資格と統計調査士資格の比較は表 I-2-1 の通りである。

表 I-2-1 社会調査士資格と統計調査士資格の比較表

	社会調査士資格 (社) 社会調査協会			統計調査士資格 (社) 日本統計学会	
	社会調査士	専門社会調査士		統計調査士	専門統計調査士
		正規	8条規定		
対象領域	社会調査			統計調査	
評価方法	単位認定		論文審査	検定試験	
対象者	大学の学部卒業生 (社会学を中心とする学部)	大学院の卒業生 (修士・博士)	大学で社会学や統計学を教える教員	調査員	調査機関の社員や政府・自治体の統計関係職員
費用	—	—	4万円	5千円	1万円

② 民間版ガイドライン検討小委員会

(リーダー：武井委員、サブリーダー：阪口委員、山中委員)

- ・公共サービス改革法対象の統計調査の実施要項（仕様書）について、「実施要項チェックリスト」（内閣府官民競争入札等監理委員会）の遵守状況の検討を行った。あわせて、その比較視点として、公共サービス改革法非対象案件の統計調査仕様書の検討を行い、官民共通のミニマムスタンダードとしての“民間版ガイドライン”のあるべき姿の検討を行った。
- ・なお、過去 2 年でも取り上げた「応札業務・手続き」についても、そのミニマムスタンダード＝標準化という視点から府省間差異の検討を行った。

2. 5 各府省、関係機関とのコンタクト

1) 総務省政策統括官（統計基準担当）室

総務省政策統括官（統計基準担当）室は、「基本的な計画」別表の「民間事業者の活用」の項目に示されている①「統計調査の民間委託に係るガイドライン」の改定、②統計の品質に係る指標及び統計調査の実施プロセスの管理方法についての検討、③統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、これらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催する、を担当または事務局機能を担う組織である。

2010 年度は、「基本的な計画」に示されている「民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善」に関連し、各府省統計主管部署ワーキンググループ（以下 WG とする）と民間事業者との意見交換の申し入れがあり、JMRA は 2010 年 4 月 26 日開催の第一回の会合に出席して意見交換を行った。

この WG は、「民間事業者の履行能力を検証する」ことを一つの課題としており、JMRA としても調査員調査に対する業界としての対応能力を明らかにするため、2010 年度は JMRA 会員社に登録している調査員を対象とする実態調査を行った。

統計の品質に係る指標及び統計調査の実施プロセスの管理方法についての検討は、統計委員会から社団法人日本品質管理学会が主宰する研究会へ委嘱された。社団法人日本品質管理学会は、「統計・データの質マネジメント研究会」を組織し、3 年程度の期間で研究を行うとしている。この研究会には、各府省の公的統計主管部署の担当者が参加している他、民間事業者の立場から JMRA 委員会のメンバーが研究会に参加している。

「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に関連した対応としては、総務省政策統括官室からガイドラインの見直しに当たって、各府省統計主管部署 WG と JMRA の公的統計基盤整備委員会の間での意見交換の申し入れがあり、2011 年 2 月 17 日開催の会合に出席して JMRA の意見を表明するとともに意見交換を行った。

また、総務省政策統括官室からは、事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）に対する民間調査機関としての利用ニーズについてのヒアリングと意見交換の申し入れが JMRA にあり、2010 年 12 月 2 日にこれを行った。

2) 内閣府公共サービス改革推進室

官民競争入札等監理委員会、同統計調査分科会、同入札監理小委員会の事務局である内閣府公共サービス改革推進室とは、折に触れて意見交換の機会を持った。

2010 年 6 月 15 日に開催された入札監理小委員会では、農水省の 3 本の調査に関連して、これまで委託費の中に含まれていた「調査票の配布回収に関わる郵送料、

謝礼または謝礼相当の報奨品支給額」は、今回の調査から実費を国が負担する、という方式に切り換えることが実施要項に明記されることになった。入札監理小委員会ではJMRA関係者は傍聴者という立場での参加であるため、新しい方式に切り換えることに対する民間事業者の意見を改めて聴取したいとの公共サービス改革推進室からの申し入れで、6月17日に公共サービス改革推進室の事務局の担当者と当委員会幹事との意見交換を行った。謝礼または謝礼相当の報奨品支給は、手渡しの場合は領収書をもらう、振込みの場合は証明書で対応、という方法が説明されたが、事務手続きが煩雑になるか、費用増の要因はないか、振り込み手数料の負担は受託者か国のどちらが負担すべきか、などが問題点として浮かび上がった。

JMRA委員会の「民間版ガイドライン検討」小委員会は、「統計調査業務における民間事業者の活用に係るガイドライン」と公共サービス改革法に基づく民間開放で適用されている「実施要項のチェックリスト」を対比した場合、後者の方が民間事業者に望ましいとの感触を持っている。「実施要項のチェックリスト」を掘り下げて理解するため、2010年10月5日公共サービス改革推進室の事務局の担当者とJMRAの小委員会メンバーとの意見交換を行った。

また、「年次レポート 2010」で公的統計の改革と民間開放の歩みを取りまとめるため、規制改革・民間開放推進会議、公共サービス改革法、官民競争入札等監理委員会、同統計調査部会、同統計調査分科会、同入札監理小委員会、公共サービス改革推進室等の取組についてヒアリングを行った。

3) 総務省、厚生労働省

総務省統計局に対して、公的統計の改革と民間開放の歩みを取りまとめるため、統計局関連の動きについてヒアリングを行った。

2010年度は、行政刷新会議による「事業仕分け」を受けて、各府省でも「行政事業レビュー」（省内事業仕分け）が行われた。総務省では統計局所管の公的統計が対象となり、当委員会のメンバーも統計分野の事業仕分けの様態を傍聴した。厚生労働省の「行政事業レビュー」については、結果を統計主管部署にヒアリングした。

4) 関係委員会等の傍聴

公的統計の民間開放に関連するテーマの審議が行われる内閣府統計委員会、内閣府官民競争入札等監理委員会統計調査分科会、同入札監理小委員会にJMRA公的統計基盤整備委員会として傍聴希望を表明し、出席して審議の行く末を注視した。

5月12日、総務省の副大臣から「政府統計の統合プラン」が発表され、5月21日開催の第33回統計委員会では、これへの対応を巡って議論が展開され、統計委員会としての見解を取りまとめることになった。6月18日開催の第34回統計委員会で、「政府統計の統合プラン」への対応を含めて、「公的統計の整備における喫緊の課題とその対応に関する基本的な考え方」という統計委員会としての見解が取りまとめられ、発表された。

5) その他

総務省統計局の「家計消費状況調査」は、応札を終えた後、開札されないで中止されるという事態が生じた。総務省の政務三役からストップがかかったためという。先の「政府統計の統合プラン」の発表、「開札の中止」など、政権交代による政治主導の影響と思われる。この調査は後日、仕様書を一部変更して入札の再公示が行われた。

2. 6 関係機関、団体等の動向

2. 6. 1 社団法人 日本品質管理学会（担当：鈴木委員）

日本品質管理学会は内閣府・統計委員会からの要請を受けて、学会の中に「統計・データの質マネジメント研究会」（主査・椿広計）を3年間設置することを2010年3月に決定した。統計委員会が要請した背景には「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）に盛り込まれている、統計の品質評価の適切な実施を実現する意図がある。したがって、この研究会の議論は結果的にはJMRA会員社等が公的統計の業務を受託していくうえで、品質確保の観点から直接に影響を受けるテーマになる可能性が高い。

研究会の発足の背景から当然ともいえるが、通常の学会内部の委員会とは異なり、学会員のとどまらず産官学から広く関係者を集めて19人で構成していることが特徴である。学術機関以外ではJMRAが参加しているほか、日本適合性認定協会、日本製薬工業協会などから参加している。公的統計との関連から総務省、厚労省、経産省、日本銀行なども参加している。

研究会の目的は、名称にも表現されているが「統計」だけでなく「データ」にも焦点を当てており、＜データ、一次統計、二次統計＞に関して以下のように＜結果－過程－企画＞を視野に入れている。

- (1) プロダクトとしての質（達成精度）
- (2) 作成プロセスの質とそのマネジメントシステム
- (3) 設計の質

これらが共通に明らかにしなければいけないこととして、以下が議論される。

- (1) 定義
- (2) 質確保・質保証のための標準的プロセス
- (3) 設計で質確保する方法論

具体的な適用分野としては、公的統計に限定されるものではなく、少なくとも以下の分野が対象となっている。

- (1) 政府統計調査
- (2) マーケティングリサーチ
- (3) 医薬品臨床試験データマネジメント

以上のように、幅広い分野に関わるため、通常の学会活動を超えているともいえる。産官学のステークホルダーがデータの質保証について共同で研究をすすめる研究会は、おそらく類例がない。

活動は2010年7月13日の第一回研究会を皮切りに随時開催され、2011年2月14日に6回目の研究会が開催された。また椿主査は統計委員会の委員でもあるため、この研究会の成果は統計委員会でも報告されることになる。直近では2011年4月22日の統計委員会で報告された。

毎回の研究会では、参加者がそれぞれの立場から統計の質に関する報告を実施している。これまでの主なテーマは以下の通りで、課題の現状把握と問題抽出が終了した段階にある。

- ISO20252（市場・世論・社会調査-規格）の考え方と認証業務の実際
- 薬事法における承認申請資料の信頼性保証について
- 公的統計の品質評価に関する政府の取り組み

今後は以下の2つのテーマを中心に、分科会も構成して研究を進める予定になって

いる。

[A] 一次統計、二次統計精度の GUM（計測の不確かさ）に準拠した評価

[B] 公的統計作成への ISO20252 適用可能性の検討

JMRA にとってはテーマ [B] が直接に関係する内容となる。ここでは、政府の各府省からの参加者ととも研究をしている場がもたれることになる。JMRA が推進してきた ISO20252 は主にマーケティングリサーチの分野を想定していたが、それが公的統計にも適用されるのであれば、どのような問題があり、どのような有効性があるかを検討することになる。

研究の成果は最終報告書を待たずに、日本品質管理学会や統計関連連合大会など、学会発表の形で途中経過の報告を知ることができる。当面の予定としては、以下の催しがある。

2011 年 5 月：日本品質管理学会・研究発表会

2011 年 9 月：統計関連学会連合大会

2011 年 10 月：日本品質管理学会・年次大会

2. 6. 2 一般社団法人 日本統計学会（担当：鈴木委員）

日本統計学会は 2010 年 8 月 19 日の総会で「統計の資格認定」を創設することを決めた。その「経緯と背景」は同学会の WEB サイト（下記 URL 参照）に掲載されている。

<http://www.iss.gr.jp/ja/convention/qualification.pdf>

この中では「有効な社会調査、市場調査の立案、結果の分析ができる方に対して、『社会が認める』資格を与えることは日本統計学会の使命の一つである」と主張しており、「統計学」に関する水準評価だけでなく「調査」に関連する資格認定を含めた。

その後、同学会は「質保証委員会」を組織して制度設計を進めた。2011 年 4 月には「統計検定」の事業を実施する WEB サイトが開設された（下記の URL 参照）。

<http://www.toukei-kentei.jp/index.html>

これによれば検定の概要は以下ようになっており、最初の検定試験は 2011 年 11 月 20 日に実施される。同学会の委員会は 2011 年 11 月の最初の試験に向かって作業しているところである。

<各検定の水準と対象者の概要>

- 統計検定 1 級：統計学・大学専門分野、【対象】主に大学生・社会人・大学院生
- 統計検定 2 級：統計学基礎・大学基礎科目、【対象】主に大学生・社会人
- 統計検定 3 級：高等学校（「データの分析」領域）【対象】主に高校生・大学生
- 統計検定 4 級：中学校（「資料の活用」領域）【対象】主に中学生・高校生
- 統計調査士：統計調査に関わる専門知識 【対象】主に社会人・大学生
- 専門統計調査士：統計調査に関わる高度な専門知識 【対象】主に社会人
- 国際資格：英国 Royal Statistical Society (RSS) と共同で同時実施（日本語・英語）【対象】主に大学生・社会人・大学院生

統計検定 1 級は学部卒業、2 級は学部の教養修了の水準で、3 級と 4 級は高等学校と中学校の水準である。RSS は 1 級よりも高度であり、さらに統計学に関する国際資格である。以上は「統計学」に関する資格であるが、「調査」に関する資格として「統計調査士」と「専門統計調査士」が創設された。

統計調査士は典型的には政府の公的統計調査に従事している統計調査員、あるいは

民間の調査機関に登録されている調査員を対象にしている。専門統計調査士は統計調査員を指導する指導員や職員、あるいは調査機関の社員を念頭に置いた水準になっている。

この資格は名称から連想されるように社会調査協会の「社会調査士」「専門社会調査士」と類似しているように見える。しかし以下の点で両者は異なっている。

- 社会調査士資格は社会学研究法としての「社会調査」を対象としているが、統計調査士は政府などが実施する「公的統計調査」を念頭に置いている。もちろん両者ともに「調査」という共通点を持ちながら、周辺への拡がりを含んでいる。
- 社会調査士資格は単位認定や論文審査で評価するが、統計調査士資格は検定試験で評価する。ただし両者とも実績の評価部分を含んでいる。
- 社会調査士は大学生を対象とした単位認定だが、統計調査士は現場の調査員を対象としている。
- 専門社会調査士は大学教員・研究者を主な対象としているが、専門統計調査士は調査機関の社員や政府・自治体の統計関係職員を対象としている。
- 専門社会調査士（8条）の審査料は4万円で、専門統計調査士の検定料は1万円である。

上記のように統計検定制度は教育的側面の統計検定（1級～4級）と、実践的側面の統計調査を明確に分離した構造になっている。また、統計調査士・専門統計調査士資格の創設は、公的統計が民間活用される動きに対応して、統計調査の品質確保と客観的評価基準の策定の必要性が強く意識された制度設計になっている。

以上の観点から判断すると、JMRAの公的統計基盤整備委員会が模索している社員・調査員の質保証のための資格制度としては統計調査士・専門統計調査士の方が適合していると考えられる。公的統計調査の入札に際して応札する民間事業者の調査実施能力を示す資格にまで認知されるようになれば、JMRAとしては無視できないばかりか、積極的に対応していくことになるだろう。ただし、社会調査士資格はすでに数年の実績で相当な定着を果たしているが、統計調査士資格は2011年から始まるという意味で未知の部分がある。

JMRAは社会調査協会と意見交換などをする協調体制を構築しているが、統計調査士に関しても日本統計学会の委員会に協力する体制になっている。統計調査士の受験方法には団体受験が検討されているので、この資格制度が始まった場合はJMRAとして会員各社をまとめて団体受験を採用することができる。

今後、統計検定は一般財団法人として組織が設立され、その中の「統計検定センター」の事業として推進される予定になっている。公的統計調査が民間事業者の活用をしていく場合、発注者としての「各府省」、受注者としての「調査機関」の中間に第三者的な立場で統計検定センターが出現して、客観的評価基準を提供する形になっていくとみなすこともできる。

2. 6. 3 一般社団法人 社会調査協会（担当：鈴木委員）

社会調査協会では、社会調査士資格を認定している。資格は「社会調査士」と「専門社会調査士」の2種類がある。同協会のWEBサイト (<http://jasr.or.jp/index.html>) では、社会調査士と専門社会調査士を「社会調査の知識や技術を用いて、世論や市場動向、社会事象等をとらえることのできる能力を有する調査の専門家のこと」と説明している。

WEB サイトにある説明によれば、社会調査士は「基礎能力を有する専門家」である。「調査企画から報告書作成までの社会調査の全過程を学習することにより、基本的な調査方法や分析手法の妥当性、またその問題点を指摘すること」ができるとしている。大学で単位を取得することで資格認定されるため、大学で社会学などを履修した学部卒業生の資格だとみなせる。

専門社会調査士は、「高度な調査能力を身につけたプロの社会調査士」として社会調査士よりも上位に位置づけられている。「調査の問題点や妥当性等の指摘はもちろんのこと、多様な調査手法を用いた調査企画能力、実際の調査を運営管理する能力、高度な分析手法による報告書執筆などの実践能力」を有しているとしている。

取得コースには二種類がある。本来の取得コースは、大学院修了時に単位履修と研究論文によって取得する「正規」の専門社会調査士である。さらにある種の経過措置としてのコースとして、論文と実績審査による取得が用意されている。これは認定規定8条（下記）に規定されているので、「8条」専門社会調査士と呼ばれている。実質的には、大学で社会調査を教えている「教員」が主な取得者である。このほかマスコミや調査機関など大学以外の調査実施機関の「実務者」にも取得者がいる。

形式的な整理をすると以下のようなになる。

社会調査士・・・・・・・・	大学の学部卒業生（社会学を中心とする学部）
専門社会調査士（正規）・・・	大学院の卒業生（修士・博士）
専門社会調査士（8条）・・・	大学で社会学や統計学を教える教員

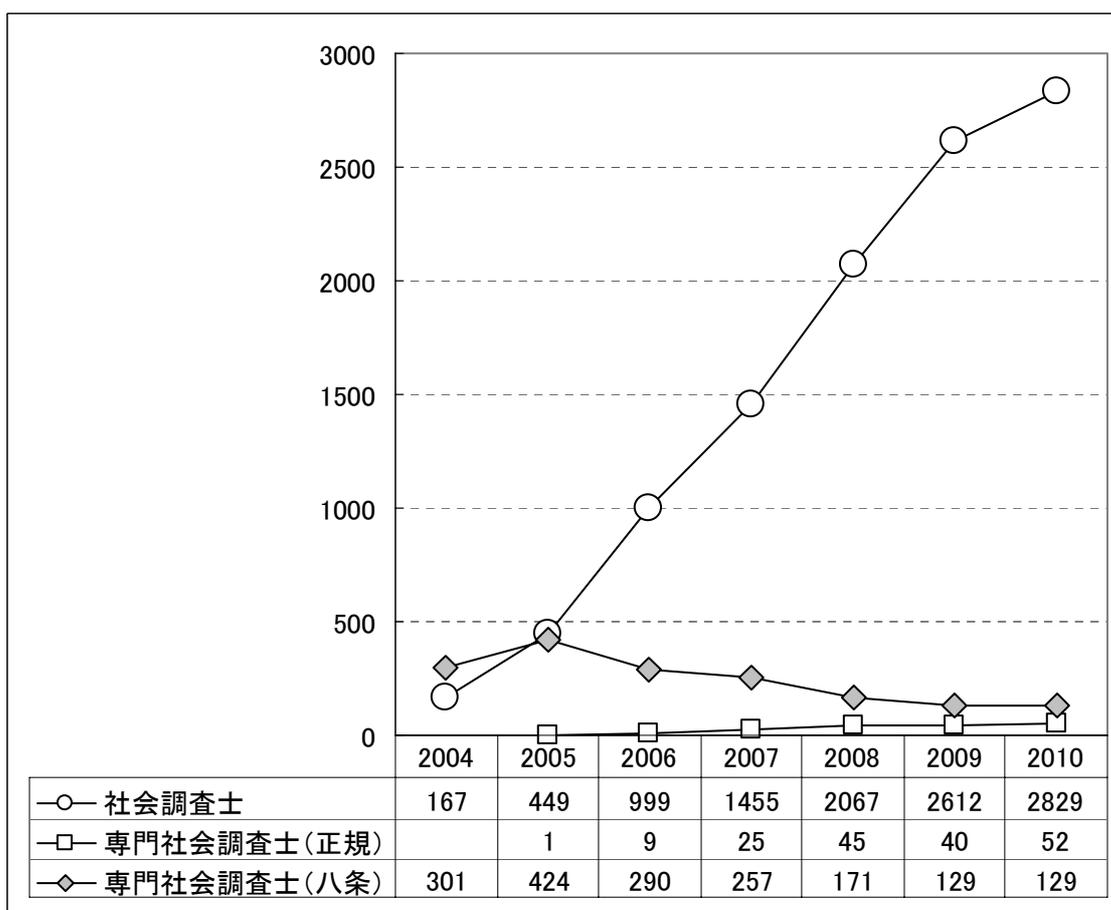
第8条 専門社会調査士資格制度発足時の特別な移行処置として、第2条から前条までの規定にかかわらず、これら各条の規定によって認定される者と同等の社会調査に関する知識と技能を有し、かつ以下の要件をみたす者は、専門社会調査士の資格を申請することができる。

- (1) 大学院における修士課程を修了してから5年以上を経過していること、もしくは、それと同等の能力があると認められる経歴を有していること。
- (2) 研究論文をすでに発表していること。
- (3) 実証的な調査研究にたずさわった経験を有すること。

JMRA との関連としては専門社会調査士（8条）を社員が取得するか否かという点に焦点がある。この資格が調査の専門家としての客観的な第三者認定の評価基準として社会的に認知されるか注視していく必要がある。同時に、JMRA は社会調査協会と意見交換をする場を不定期に設けており、それぞれの立場で資格認定をどのように考えるか検討をする素地を得ている。

資格認定者は2004年から輩出されている。その推移は図 I -2-1 の通りである。

図 I-2-1 資格認定者の推移



順調に拡大しているのは社会調査士であり、学生が卒業時点で取得する資格として定着したといえる。社会調査士の資格制度参加校も 2004 年には 41 校であったが、2010 年には 189 校に達している。JMRA の会員社の新卒採用者にも、社会調査士・専門社会調査士の取得者が出現している。JMRA で今回実施した「民間調査機関における公的統計に関する実態調査報告書」(資料編参照)によれば、社会調査士は 6 社で 12 名となっている。この調査は公的統計に焦点を絞っているため回答した会員社が 66 社と少ないため、社会調査士の 12 名は実際よりも少ない可能性がある。

専門社会調査士(8条)は初期に多くの認定者がいるが、多くは大学の教員である。2010 年では 129 人であり、しだいに低位安定の傾向がある。これは教員の取得がほぼ終わっているため、新規に教員になる人数に帰着しつつあるという影響が大きいと考えられる。

同協会が WEB サイトに掲載している「第 7 回専門社会調査士(8条規定)資格認定結果についてのご報告」にある認定者の内訳(表 I-2-2)によれば、近年の実務者の認定者数は 20 人強で推移している。調査機関の社員はこの中に含まれるが、数人程度と推定される。JMRA で今回実施した「民間調査機関における公的統計に関する実態調査報告書」(資料編参照)によれば専門社会調査士の取得者は 8 社で 26 名となっている。

表 I -2-2 専門社会調査士(8条規定)資格認定結果推移

	2010年			2009年			2008年			2007年		
	申請者	認定者	認定率									
教員	112名	94名	84%	56名	51名	91%	73名	68名	93%	140名	132名	94%
実務者	37名	27名	73%	36名	27名	75%	29名	24名	83%	28名	24名	86%
院生	12名	8名	67%	68名	51名	75%	105名	79名	75%	139名	101名	73%
申請者合計	161名	129名	80%	160名	129名	80%	207名	171名	83%	307名	257名	84%

2. 6. 4 (財)統計情報研究開発センター(シンフォニカ)(担当:岩間副委員長)

財団法人統計情報研究開発センター(シンフォニカ)は、「統計情報の普及・啓発」を一つの事業として行っている。また、日本統計学会の事務局機能も担っている。本委員会と関係する事業は、次の3つである。①統計職員対象の「統計実務基礎研修」②「統計実務基礎知識」発行③「統計調査員のしおり」発行。社員、調査員の能力・技術研修検討小委員会では、「統計実務者基礎研修」を公的統計に携わる社員の研修講座として推奨している。2009年度は、11社、22人が受講し、2010年度は、6社、11人が受講した。初年度に比べると参加社数、参加人数とも半減した。公的統計調査へ取り組む会社の頭打ち現象が現れてきたと推測される。参加者からは「政府統計の理解に役立った」「調査員指示書作成の参考になった」「産業分類の考え方が理解できた」等の意見を得た。本講座は、2011年度も5月23日～24日の2日間で実施予定である。今後も継続的な参加を期待したい。また、上記2種類の書籍は、社員と調査員の研修に有効と考え、小委員会として購読を推奨している。社員向けの「統計実務基礎知識」(毎年発行)は、統計の役割、統計行政の概要に関する基礎的な事項から、統計の加工・分析の方法まで、統計実務全般を網羅している書籍である。また、調査員向けの「統計調査員のしおり」(毎年発行)は、統計調査員として知っておくべき統計調査の仕組みや統計調査員の役割・仕事の内容について、正しい知識を持つことを目的に編集された書籍である。上記二冊とも、総務省政策統括官(統計基準担当)の協力で編集されたものである。今秋実施が予定されている日本統計学会主催の「統計検定試験」の受験希望者は、統計実務基礎研修への参加や統計実務基礎知識、統計調査員のしおりは、ぜひ読んでおきたい書籍である。

2. 6. 5 ISO20252 認証協議会(担当:立石JMRA 事務局長)

ISO20252 認証協議会は、JMRA が主体となって調査業界、クライアント、審査機関など幅広いステークホルダーを含む組織として設置され、2006年に国際規格として発効した「ISO 20252 市場・世論・社会調査—用語およびサービス要求事項(以下、ISO 20252 という)」を認証基準として、日本国内において第三者によるマーケットリサーチサービス(MRサービス)の認証を実現するために「ISO20252 マーケットリサーチサービス製品認証制度の認証スキーム」を2010年1月8日に制定し、2010年4月19日に一部改訂を行った。

この認証スキームとガイドラインを基に、日本能率協会審査登録センター(JMAQA)により、株式会社インテージ(2010年7月28日)、株式会社サーベイリサー

チセンター（2010年10月4日）、株式会社日本リサーチセンター（2011年2月18日）の3社が認証を取得し、また、2011年4月には、4社目の株式会社インテージリサーチが審査を受けており、近々に認証を取得する予定である。

また、2011年4月13日開催された公益財団法人 日本適合性認定協会（略称：JAB）の「第29回製品認証機関認定委員会」において、社団法人 日本能率協会 審査登録センター（略称：JMAQA）が ISO 20252 "Market, opinion and social research - Vocabulary and service requirements"（市場・世論・社会調査 - 用語及びサービス要求事項）に係る日本国内第1号の「製品認証機関」として認定された。

これにより、日本における ISO 20252 "Market, opinion and social research - Vocabulary and service requirements"（市場・世論・社会調査 - 用語及びサービス要求事項）の第三者認証がスタートした。

マーケティング・リサーチに関連する国際規格は、現在 ISO20252 と ISO26362（アクセスパネル）が存在しており、JMRA は P（主要）メンバーとして 2010年6月トロントでの TC225 の国際会議に出席（三木氏）し、ISO/TC225 WG1, WG2 に参加した。国際会議を通じて、本規格の各国の普及状況などについて情報収集に努めている。現在、ISO では ISO20252 の改定作業が進んでおり、日本においても、改定内容を ISO20252 認証協議会で議論したうえで、ISO20252 の改定に“諾”とする決議を行い、3月末に投票した。本規格改定についての意見を ISO 事務局が受付けており、今後の改定動向についても情報収集に努める。

JMRA としては、ISO20252 第三者認証の開始および認証取得の拡大に向けて、認証取得会員社の経験を基に協力を得て正会員社向けに認証取得マニュアルを作成中である。マニュアルを正会員社を始め関係各機関に提供することにより、ISO20252 が市場・世論・社会調査会社にとっての新たなスタンダードとして定着されるよう、業界を挙げて PR 活動を展開し、当業界の社会的地位の向上を果たすべく、普及活動を行っていく。その具体的な計画としては、正会員社はもとより市場・世論・社会調査会社すべてを対象に、2011年7月に「ISO20252 基礎セミナー」を開催し、その啓蒙・普及活動を行っていく予定である。

なお、ISO20252 に関しては、社団法人日本品質管理学会（JSQC）における「統計・データの質マネジメント研究会（主査・椿 広計教授：（統計数理研究所 副所長・リスク解析戦略研究センター長）においても、「公的統計分野に対する ISO20252 適用の問題点と可能性」が今年度の研究テーマとして取り上げられ、データ自体の質について、多角的に検討されている。JMRA としても本学会と積極的に情報提供や連携を行い、ISO20252 の啓発・普及に取り組んでいく。

2. 7 2011年度の委員会の対外的な活動に向けて

JMRA の公的統計基盤整備委員会に対して、2010年度から外部の機関、団体等から検討委員会等への出席要請があった。これまでの公的統計基盤委員会活動の成果がそれらの外部機関、団体等に認知されてきた証と捉え、2011年度もこれらの公式の場を通して JMRA の公的統計への対応に向けた取組みと提案を表明していきたい。

- 1) 総務省政策統括官（統計基準担当）室、各府省統計主管部署 WG と民間事業者との意見交換

2009年3月に閣議決定された公的統計の整備に関する「基本的な計画」に基づいて、2010年度から「民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善」が行われることとなっている。

各府省統計主管部署の課長補佐クラスで構成する WG が 2010年4月に設置され、

活動がスタートすることになった。JMRA は第一回の会合に出席し、「公的統計に対応する JMRA の取組み」を紹介するとともに、WG メンバーとの意見交換を行なった。また、2011 年 2 月 17 日には、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」について、各府省統計主管部署 WG と JMRA の意見交換を行った。

今後、各府省統計主管部署 WG と JMRA との意見交換は、最低でも年一回は開催する方向で対応していきたい。

2) 「統計・データの質マネジメント研究会」(社)日本品質管理学会)への参加

2009 年 3 月に閣議決定された公的統計の整備に関する「基本的な計画」では、2010 年度から「統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法についての検討の場を設置、検討する」となっている。

この案件は、統計委員会から(社)日本品質管理学会に付託され、2010 年 5 月から 20 名程度の委員の参加を得て、3 年ぐらいの期間で検討することになった。JMRA に対して、この「統計・データの質マネジメント研究会」に参加要請があり、当委員会の 3 人のメンバーが委員として参加している。2011 年度も引き続き対応していきたい。

3) 日本統計学会により創設予定の「資格認定制度」への参画

2011 年 11 月に試験実施を予定の日本統計学会が創設する「資格認定制度」の制度設計に、JMRA は民間事業者の立場から参画している。この制度が広く社会に認知され有効活用されるためにも、JMRA 会員社の社員、登録調査員への普及等の対応を行っていく考えである。

第3章 2010年度の公的統計に対応する民間事業者の状況

3. 1 会員社 66 社の調査員保有、稼動状況

(※調査内容は 2009 年度の実績についての質問である。)

JMRA に加盟している正会員社 150 社の内、今回、回答のあった 66 社の調査員の保有状況をみると半数 (33 社) が何らかの調査手法の調査員を保有している (具体的な手法別調査員人数を回答したのは 32 社)。調査員の保有数を調査手法別にみると、「訪問調査員」が約 9 割 (28 社) で最も多く、次いで「CLT」、「来店客・来街者」、「ミステリーショッパー」の順となっている。

また、1 社当たりの調査員平均保有人数は、約 560 人であった。(表 I-3-1 参照)

全国で稼動可能な訪問調査員数は 1 社平均約 400 人 (これをベースに推計すると全国の訪問調査員は約 1 万 1,280 人)、そのうち統計調査員との重複割合は、おおよそ 3 割、民間の調査機関での重複は 7 割となっている。

地域別 (ブロック別) にみると、人数の多い順に首都圏 (東京、千葉、埼玉、神奈川)、近畿、九州、東海の順である。(表 I-3-2 参照)

表 I-3-1 調査手法別保有調査員数

	全体	平均 (人)	最小値 (人)	最大値 (人)
訪問調査	28	402.9	2	1195
ミステリーショッパー	22	210.9	4	1900
来店客・来街者	23	131.1	5	790
電話調査	17	73.1	2	500
CLT	27	84.1	5	300
その他	3	17.3	15	20
合計	32	561.6	2	2800

表 I-3-2 地域別平均稼働可能訪問調査員数

合計	北海道	東北	北関東	首都圏	北陸信越	東海	近畿	中国	四国	九州
403人	26人	50人	32人	138人	55人	63人	84人	44人	30人	79人

(注) 平均値の算出は「0」を除いて集計しているため、各地域別ブロックおよび合計のベースが異なり、地域別ブロックの人数を足し上げても合計人数とは異なる。

各正会員社が保有する調査員は、女性を中心に組織されており、年代は50歳代が6割を占めている。年間の平均委託本数は約14本で、ほぼ月1本のペースとなっているが、中には年間50本委託している調査機関もみられた。

年間の支払額で最も多かったのが50～100万円未満のゾーンで、全体の2割強を占めた。平均年収としては約34.7万円（1本あたりに換算すると約2.5万円）となっている。

3. 2 JMRA会員社に関わりのある調査員の実態

JMRAに加盟する150社に対し、業務で関わりがある調査員が何名いるのか、また調査員に関わりがある場合、調査員の実態調査に協力できるかとの事前調査を行った結果、48社から回答が得られた（回収率32%）。回答のあった48社の内、調査員に関わりのある会員社は32社、延べ調査員数1万3,616人であった。しかしながら、調査員の実態調査に協力可と回答した会員社は22社の留まり、関わりのある延べ調査員数も8,833人となった。

この8,833人の調査員に対し、会員社を通じて調査票を配付してもらい、本調査を実施した。しかしながら、調査期間が長期に及び、残念ながら結果の検討までには至らず、今後の課題として残された。なお、2011年3月31日現在、調査票配付数4,778に対し、988人の調査員から回答を得ている。

3. 3 中央省庁からのJMRA(正会員社)の受注実績

「競争入札参加資格申請登録」の申請先としては、「中央省庁」が5割（30社）、「地方自治体」は3割（19社）、「外郭団体・独立行政法人」が3割弱（18社）となっており、地方自治体での登録が2008年度の4割強から1割以上減少している。また、地方自治体への平均登録数は77箇所、1社当たりの登録数は昨年62箇所より増加している。省庁統一資格ランクが付与されている調査機関は30社中、「Aランク」3社、「Bランク」5社、「Cランク」21社、「わからない」1社となっており、ほぼ2009年度と同数であった。

2009年度、中央省庁から受注実績がある正会員社は全体の2割強（16社）で、2008年度より微増傾向であった。中央省庁からの受注状況を業務タイプ別にみると、「意識・世論調査」が11社で合計64本と最も多く、次いで「計画策定等」が6社25本、「基幹・一般統計」6社23本で、受注本数の合計は112本となっており、2008年度の135本を下回る結果となった。（表I-3-3参照）

表 I-3-3 業務タイプ別受注本数 (本)

	全体(N)	最小値	最大値	1社平均	合計
基幹・一般統計	N=6	1	9	3.8	23
意識・世論調査	N=11	1	16	5.8	64
計画策定等	N=6	1	8	4.2	25
合計	N=16	1	21	7.0	112

次に業務タイプ別受注金額をみると、「基幹・一般統計」は1社平均2億7,444万円、1本平均5,971万円、正会員社総額で13億7,221万円であった。また、中央省庁全体（意識・世論調査、計画策定等を含む）では1社平均1億3,347万円、1本平均1,788万円、正会員社総額20億0,204万円となり、2008年度の18億6,327万円を上回った。（表I-3-4

参照)

合計受注本数は減少したものの、大型案件の受注により合計受注金額は増加したと考えられる。

表 I-3-4 業務タイプ別受注金額 (万円)

	全体(N)	最小値	最大値	1社平均	合計	1本平均
基幹・一般統計	N=5	110	69,119	27,444	137,221	5,971
意識・世論調査	N=10	86	22,300	4,897	48,966	765
計画策定等	N=5	90	10,000	2,803	14,017	560
合計	N=15	86	82,280	13,347	200,204	1,788

調査手法別の受注本数では、調査員調査が 37 本 (1 社平均約 7 本)、郵送調査が 22 本 (1 社平均約 3 本)、インターネット調査が 28 本 (1 社平均約 3 本) で、郵送調査は 2008 年度の 52 本から下回ったが、調査員調査 (2008 年度 29 本) とインターネット調査 (2008 年度 19 本) はそれぞれ 2008 年度を上回った。

調査手法別の受注金額では、郵送調査で 6 億 6,571 万円と、2008 年度の 10 億 3,016 万円を下回ったが、調査員調査では 11 億 8,125 万円 (1 社平均 2 億 3,625 万円) と、2008 年度の受注金額 6 億 4,356 万円 (1 社平均 9,194 万円) を大きく上回った。

官公庁からの受注業務における変動費は、70%以上と回答した正会員社が全体の 3 割強で、民間からの受注業務の変動費 (70%以上は約 2 割) と比較すると、大幅に上回っているものの、2008 年度に比べると 1 割程度低下している。

受注した調査本数をタイプ別にみると、「意識・世論調査」が 56 本と最も多く、次いで「計画策定」、「基幹・一般統計」の順になっている。また、各府省庁別では「内閣府」が 31 本で最も多く、次いで「国交省 (19 本)」、「厚労省 (15 本)」の順となっており、少なかったのは「環境省 (3 本)」であった。2008 年度に比べ「国交省 (2008 年度 7 本)」「厚労省 (2008 年度 8 本)」からの受注が大幅に増加した。(表 I-3-5 参照)

表 I-3-5 業務タイプ別受注本数 各府省別内訳

	合計	内閣府	総務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	その他
基幹・一般統計 (指定・承認統計)	20/7	1/2	4/1	1/0	3/1	1/0	3/2	7/1	0/0	0/0
意識・世論調査	56/53	27/24	6/7	7/7	3/0	1/2	0/1	10/6	0/0	2/6
計画策定 等	22/25	3/2	0/2	0/2	9/7	2/1	2/3	2/0	3/5	1/3
合計	98/85	31/28	10/10	8/9	15/8	4/3	5/6	19/7	3/5	3/9

※2009 年度/2008 年度

3. 4 中央省庁の統計調査を含む民間開放の状況

3. 4. 1 2010 年度公的統計の民間開放の状況

公的統計の民間開放の状況を以下の方法で調べた。

<第一ステップ>民間事業者を活用している公的統計をリストアップ。

公的統計における民間事業者の活用とは、ここでは調査客体からのデータ収集を中心業務として、その前後の調査票の配布、問い合わせ対応、督促、回収、疑義照会などの連続した作業工程を含む包括的な業務の委託と定義する。公的統計の民間事業者を活用した案件は、総務省政策統括官 (統計基準担当) が毎月発行している「統計月報」を閲覧し、調査方法の中の記述で、調査の系統の項目が「民間調査機関」と記述されている統計調査をリストアップした。このほかにも、「統計月報」を補充するデータとして、昨年度調べた案件で調査周期が毎年となっていたもの、また、「統計月報」

には記載されていなかったが明らかに民間事業者を活用した案件などを確認してリストアップを行った。

<第二ステップ>委託先と契約金額の確認

公的統計の案件ごとに、各府省のホームページに掲載されている調達情報、主として「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表」から、契約の相手方（委託先）と契約金額を確認した。調達情報として公表されているものは、特に「公的統計」という識別はされていないため、膨大な調達件数の中からの確認は困難を極めた。また、我々が知りたかったのは2010年度に実施された公的統計についてであるが、2010年度の4月以降の調達情報として公表されているデータだけでは、捕捉できない。たとえば、4月1日から実施する調査は、前年度には落札者、落札金額が決まっているため、2009年度の調達情報に遡って確認する必要があった。また、近年複数年契約の公的統計が増えてきているが、〇〇年度調査から△△年度調査までの××年間の調査という記述が無いため、初年度は把握できても次年度以降見落とししてしまう可能性もある。

最終的には、調達情報で確認できなかったものについては、各府省の公的統計を統括しているセクションや実施部局、会計課等に確認した。ただし、公的統計を統括しているセクションが必ずしも府省のすべての公的統計の委託先と契約金額を掌握しているわけではなく、また、実施部局にあたって確認してくれるわけでもない。

総務省政策統括官（統計基準担当）室は、各府省の公的統計で民間事業者を活用して実施されている情報を把握しているのであるから、実施部局に照会して民間事業者活用の実態を把握し、その情報を開示することを要望したい。なお、どうしても情報開示に応じてもらえない部署もあった。当該案件については「非公表」と表示したが、情報開示の透明性に一層の協力を要請したい。

なお、集計データについては、以下の点に留意していただきたい。

- 注1) 同一業務名であるが業務内容を分割して2社に発注している調査が総務省にある。それぞれ別の調査とみなして2本とカウントした。
- 注2) 複数の異なる公的統計を一本化して発注している調査が、厚生労働省、経産省、環境省で1本ずつある。本数としてはそれぞれの調査を1本とカウントしているが、契約金額は一本化されている。
- 注3) 同一業務名で、業務内容を複数社に分割発注している調査が国交省に1本ある。契約金額は複数社への発注分を合算して表示している。
- 注4) データ非公表の状況。契約金額のみ非公表2本（厚労省、国交省各1本）、委託先、契約金額とも非公表1本（経産省）。
- 注5) 複数年契約の扱い。複数年契約となっている公的統計の契約金額は、単年度ベースに換算して集計した。
- 注6) 備考欄「内数」の表現は、契約金額が統計調査以外の委託費を含んだ金額となっており、統計調査の部分だけを分離することが出来ないため、統計調査の委託費は表示した契約金額の「内数」であることを表示した。

以下、民間事業者を活用した公的統計の状況をみていくことにする（表I-3-6、表I-3-7、表I-3-8参照）。

(1) 民間事業者を活用した公的統計は、85本。契約金額は45億1千万円。

2010年度に実施された公的統計（基幹統計、一般統計）の民間開放の本数は、85本。漏れがあるかもしれないので最低でも85本という数字である。

契約金額は、非公表の3本を除く82本で45億1千万円。

2008年度からの推移で見ると、民間事業者を活用した公的統計の本数は、49本から2010年度には85本に増えて73%増、契約金額は26億9千万円から45億1千万円へと18億2千万円増えて73%増となり、本数、契約金額とも大幅に増大した。(なお、複数年契約の契約金額は単年度に換算して算出している。)民間事業者を活用する公的統計が増えてきたことを示している。

なお、2010年度の民間事業者を活用した公的統計の数字を見る上では、次の2点に留意しておく必要がある。

一つは、西暦末尾「5」「0」年は、交通センサス関連の大型統計調査の実施年となっており、2010年度は通常年とは異なる「特異年」にあたる。国土交通省の民間事業者を活用した統計調査の中には、交通センサス関連の調査5本、契約金額総額3億8千万円を含んでいることを承知しておく必要がある。

二つ目は、2010年度の民間事業者を活用した統計調査の中に、統計調査以外の委託費を含んでいるものが、環境省で2本ある。2本の契約金額の総額は、3億円である。いずれも契約金額の中から統計調査の委託費を分離することは出来ないとの原課の担当者の指摘があり、統計調査の契約金額は「内数」と表現した。したがって、実際の統計調査に関わる契約金額は、表示された金額から若干下回るものと思われる。

上記2点の留意事項を考慮したとしても、本数、契約金額ともに2009年度実績を上回り、2008年度以降公的統計市場は拡大してきているといえる。

民間事業者を活用した公的統計

	2008年度	2009年度	2010年度
本数	49	77	85
	(100.0)	(157.1)	(173.4)
金額(億円)	26.9	37.3	45.1
	(100.0)	(138.7)	(167.7)

(2) 委託先別の状況

本数ベースでは、受託本数が最も多いのは「その他民間」の33本で39%、次いで「JMRA」の18本、21%である。以下、「シンクタンク」の17本、20%。「団体」16本、19%の順となっている。

契約金額ベースでは、「JMRA」の契約金額は21億円、47%のシェアを占めて4分類の委託先別(「不明・非公表」を除く)でトップとなっている。次いで「シンクタンク」10億3千万円(23%)、「その他民間」9億6千万円(21%)、「団体」4億2千万円(9%)の順である。

「JMRA」の社数は、7社・2連合(複数企業の連合体2団体)で18本、21億円の受注。「シンクタンク」は9社で17本、10億3千万円となっている。

2008年度対比で見ると、本数ベースでは4分類のすべての委託先で2008年度を上回る受託本数となっている。契約金額ベースでは、4分類のすべての委託先で2008年度を上回っており、最も契約金額の伸びたのは「JMRA」7億7千万円増、次いで「シンクタンク」5億1千万円増、「団体」3億4千万円増と続き、「その他民間」は2億2千万円であった。

委託先別の受注単価は、「JMRA」1億2千万円、「シンクタンク」6千万円、「その他民間」3千万円、「団体」3千万円の順となっており、「JMRA」の受注単価

が飛びぬけて高く、公的統計における民間事業者の中核的な位置を占めていると言える。

委託先別の状況①（本数）

	2008年度	2009年度	2010年度
JMRA	9 (18)	14 (18)	18 (21)
シンクタンク	7 (14)	14 (18)	17 (20)
その他民間	15 (31)	27 (35)	33 (39)
団体	15 (31)	20 (26)	16 (19)
非公表	1 (2)	2 (3)	1 (1)
合計	49 (100%)	77 (100%)	85 (100%)

委託先別の状況②（契約金額：億円）

	2008年度	2009年度	2010年度	2010-2008
JMRA	13.3 (49)	19.3 (52)	21.0 (47)	7.7
シンクタンク	5.2 (19)	5.4 (14)	10.3 (23)	5.1
その他民間	7.4 (28)	9.0 (24)	9.6 (21)	2.2
団体	0.8 (3)	3.5 (9)	4.2 (9)	3.4
非公表	0.2 (1)	0.0 (0)	— (—)	—
合計	26.9 (100%)	37.3 (100%)	45.1 (100%)	18.2

(3) 各府省別の状況

各府省別の公的統計における民間事業者の活用状況は、本数ベースで最も多いのは経産省 25 本、次いで国交省 18 本、以下農水省 10 本、厚労省 9 本、総務省 8 本、環境省 8 本、内閣府 5 本、財務省 1 本、文科省 1 本の順となっている。

契約金額ベースで見ると、最も契約金額の多いのは経産省 11 億 3 千万円、次いで総務省 11 億 1 千万円である。公的統計の民間事業者の活用で 10 億円の契約金額を超える府省はこの二つである。以下、国交省 8 億円、厚労省 4 億 7 千万円、環境省 3 億 5 千万円、内閣府 3 億 4 千万円、農水省 2 億 9 千万円が続く。

2008 年度からの推移を見ると、本数ベースでは経産省は 2008 年度からコンスタントに 20 本以上となっており民間事業者を活用する本数ベースのトップの府省となっている。この 3 年間で民間事業者を活用する本数の増えている府省は、厚労省、農水省、国交省、環境省などである。契約金額でみると 2008 年度に 10 億円を超えていたのは経産省の 10 億円だけであった。2009 年度の契約金額 10 億円突破は、経産省について総務省が仲間入りし、2010 年度も契約金額 10 億円突破はこの二つの府省であった。なお、2010 年度の契約金額は各府省とも 2008 年度を上回る結果となっている。

委託先別の状況①（本数）

	2008年度	2009年度	2010年度
内閣府	6	5	5
総務省	7	11	8
財務省	1	1	1
文科省	0	1	1
厚労省	3	11	9
農水省	3	6	10
経産省	21	22	25
国交省	7	14	18
環境省	1	6	8
合計	49	77	85

委託先別の状況②（契約金額：億円）

	2008年度	2009年度	2010年度
内閣府	3.2	3.4	3.4
総務省	7.8	11.1	11.1
財務省	0.2	0.2	0.2
文科省	0.0	0.1	0.1
厚労省	3.4	5.0	4.7
農水省	0.5	2.2	2.9
経産省	10.1	11.5	11.3
国交省	1.6	2.9	8.0
環境省	0.2	1.0	3.5
合計	26.9	37.3	45.1

（4）契約金額の状況

契約金額の価格帯で見ると、「1千万円未満」が最も多く34本（43%）、「5千万円未満」は17本（21%）、全体の三分の二は「5千万円未満」となっている。「5千万円以上1億円未満」は12本（15%）、「1億円以上」は14本（17%）である。

契約金額「1億円以上」の公的統計14本の府省別本数は、経産省4本、総務省3本、国交省3本、厚労省2本、内閣府1本、環境省1本である。契約金額の最も高い公的統計は、総務省の「家計消費状況調査」の4億8200万円であった。

契約金額の価格帯（本数、構成比）

1千万円未満	35（43）
5千万円未満	17（21）
1億円未満	12（15）
1億円以上	14（17）*内閣府1、総務省3、厚労省2、経産省4 国交省3、環境省1
非公表	3（4）
合計	81（100%）

(5) 調査手法別の状況

民間事業者を活用した公的統計を調査手法別に見ると、単一の調査手法を採用しているのは全体の4割弱の33本(39%)で、「郵送調査」26本(31%)、「調査員調査」5本(6%)、「オンライン調査」2本(2%)である。

全体の6割強の52本(61%)は、複数の調査手法を組み合わせる取り入れられている。一番多い組み合わせは、「郵送調査・オンライン調査」の35本で全体の41%を占めている。

複数の調査手法を取り入れているもので、「調査員調査」を取り入れているのは10本(12%)、「郵送調査」を取り入れているのは50本(59%)、「オンライン調査」取り入れているのは42本(49%)である。

2009年度と対比してみると、一番多用されている調査手法は、2009年度、2010年度とも「郵送・オンライン調査」「郵送調査」が上位の1、2位を占め、大きく変わることはない。

調査手法の併用型のタイプを見ると、一番多用されているタイプは「郵送調査を含むタイプ」が50本(59%)で最も多く、次いで「オンライン調査を含むタイプ」42本(49%)、「調査員調査を含むタイプ」10本(12%)となっている。2009年度、2010年度ともこの傾向は変わらず、民間事業者を活用した公的統計の調査手法は、「郵送調査」または「オンライン調査」を組み合わせる手法が主流になってきていると考えられる。

調査手法別状況（本数、構成比）

	2009年度	2010年度
調査員調査	4 (5)	5 (6)
郵送調査	22 (29)	26 (31)
オンライン調査	1 (1)	2 (2)
郵送・調査員調査	9 (12)	8 (9)
郵送・オンライン調査	30 (40)	35 (41)
郵送・FAX調査	1 (1)	1 (1)
郵送・オンライン・電話調査	1 (1)	0 (0)
郵送・オンライン・FAX調査	4 (5)	4 (5)
オンライン・電話・FAX調査	1 (1)	1 (1)
郵送・オンライン・調査員調査	2 (3)	1 (1)
郵送・調査員・オンライン・FAX調査	1 (1)	1 (1)
その他	1 (1)	1 (1)
合計	77 (100%)	85 (100%)

調査手法併用型のタイプ別（本数、構成比）

	2009年度	2010年度
① 調査員調査を含む調査のタイプ	12 (16%)	10 (12%)
② 郵送調査を含む調査のタイプ	48 (62%)	50 (59%)
③ オンライン調査を含む調査のタイプ	39 (51%)	42 (49%)

(6) 調査周期別の状況

民間事業者を活用した公的統計を調査周期別に見ると、「毎年」実施している調査が40本(47%)で、全体の約半数を占めている。調査周期が1年未満の「毎

月、四半期、半年」は30本(35%)、調査周期「1年以内」は全体の約8割にあたる。すなわち、2010年度に民間事業者を活用した調査の約8割は、毎年実施している調査ということになる。

2010年度の特徴は、西暦表示の末尾が「5」年、「0」年に実施される交通センサス関係の統計調査の実施年に当たったことである。2010年度は、「5年周期」が4本、「10年周期」が1本が該当している。

調査周期別の状況(本数、構成比)

	2009年度	2010年度
毎月	17 (22)	21 (25)
四半期	5 (6)	6 (7)
半年	1 (1)	3 (4)
毎年	37 (48)	40 (47)
2年	8 (10)	3 (4)
3年	— (—)	2 (2)
5年	1 (1)	4 (5)
10年	— (—)	1 (1)
不定期	1 (1)	1 (1)
一回限り	7 (9)	4 (5)
合計	77 (100%)	85 (100%)

(7) 契約の根拠法

2010年度の民間事業者を活用した公的統計は、公共サービス改革法に基づく民間開放が15件(18%)、会計法に基づく民間開放は70件(82%)であった。

2008年度からの推移でみると、公共サービス改革法に基づく民間開放は2008年度10件から2010年度は15件へ5件増(150%)となっている。また会計法に基づく民間開放は2008年度39件から2010年度は70件へ31件増(179%)となっており、会計法に基づく民間開放の件数の方が伸びが大きい。

契約の根拠法(本数、構成比)

	2008年度	2009年度	2010年度
公共サービス改革法	10 (20)	13 (17)	15 (18)
会計法	39 (80)	64 (83)	70 (82)
合計	49 (100%)	77 (100%)	85 (100%)

(8) 公共サービス改革法に基づく民間委託の状況

公共サービス改革法に基づく民間開放は、8府省で合計15本、契約金額では6億8千万円となっている。

本数、金額とも農水省が最も多くて5本、1億8千万円となっている。

本数では、農水省に次いで多いのは、厚労省3本、環境省2本、他の府省は1本となっている。

契約金額では、農水省に次いで多いのは、内閣府1億8千万円、厚労省1億7千万円、経産省1億円となっている。

公共サービス改革法に基づく民間開放の契約金額6億8千万円は、公的統計の民間開放の契約金額全体である45億1千万円の15%の割合である。

公共サービス改革法に基づく民間開放の状況①（本数）

	2009年度	2010年度
内閣府	—	1
総務省	1	1
財務省	1	1
厚労省	3	3
農水省	5	5
経産省	1	1
国交省	—	1
環境省	2	2
合計	13	15

公共サービス改革法に基づく民間開放の状況②

（契約金額：百万円、構成比）

	2009年度	2010年度
内閣府	—	176（26）
総務省	18（3）	18（3）
財務省	15（3）	15（2）
厚労省	172（33）	171（25）
農水省	202（39）	181（27）
経産省	102（19）	102（15）
国交省	—	3（0）
環境省	15（3）	15（2）
合計	524（100%）	681（100%）

公共サービス改革法に基づく民間開放の委託先は、本数では「その他民間」が7本と最も多くなっているが、契約金額では「JMRA」が最も多く5億3千万円、78%、「その他民間」、「団体」がほぼ同額の8千万円弱、11%となっている。2009年度との対比で見ると、契約金額ベースでは「JMRA」のシェアは2009年度66%から2010年度78%へと大きく集中度を高めていることが特徴である。

公共サービス改革法に基づく民間開放の状況③（委託先、本数）

	2009年度	2010年度
JMRA	4	6
その他民間	6	7
団体	3	2
合計	13	15

公共サービス改革法に基づく民間開放の状況④

（委託先、契約金額：百万円、構成比）

	2009年度	2010年度
JMRA	344（66）	530（78）
その他民間	75（14）	76（11）
団体	104（20）	75（11）
合計	523（100%）	681（100%）

(9) 複数年契約の状況

民間事業者を活用した公的統計の複数年契約は 17 本、全体の 2 割である。複数年契約の本数は農水省が最も多くて 5 本、総務省 4 本、厚労省 3 本、環境省 2 本の順である。

2008 年度からの推移をみると、2008 年度の複数年契約の案件は、総務省（3 年契約 3 本）、農水省（2 年契約 3 本）の 2 省で計 6 本であった。2009 年度は先の 2 つの省に加えて、財務省、厚労省、経産省、環境省の 4 省が加わって 6 省で計 16 本が複数年契約となっている。2010 年度は国交省の 1 本が加わって 17 本となった。

2010 年度の複数年契約は、3 年契約が 16 本、2 年契約が 1 本となっている。複数年契約を取り入れる府省が増えていること、契約年数も 2 年よりも 3 年契約が増大しており契約期間の長期化の傾向が見られる。

複数年契約の状況（本数）			
	2008年度	2009年度	2010年度
総務省	3	4	4
財務省	0	1	1
厚労省	0	3	3
農水省	3	5	5
経産省	0	1	1
国交省	0	0	1
環境省	0	2	2
合計	6	16	17

3. 4. 2 「その他調査」の受注実績

JMRA 会員社は、公的統計（基幹統計、一般統計）以外の「意識調査・世論調査」や単発型の「計画策定調査」「調査研究」などから発生するアンケート調査等の「その他調査」を各府省から受注している。JMRA 会員社の「その他調査」の 2010 年度受注実績を各社からの自己申告の方式で調べた。

JMRA 会員社の各府省からの受注実績は、13 社が参入し、15 府省、受注本数 102 本、受注金額 9 億 9 千万円となっている。

受注金額の最も多いのは、文科省 3 億 3 千万円（15 本）、次いで内閣府 2 億 7 千万円（28 本）、国交省 1 億 4 千万円（17 本）の順である。

2008 年度からの推移をみると、参入した会員社は 2008 年度 8 社、2009 年度 10 社、2010 年度は 13 社に増加し、参入した会員社数は 2008 年度対比で 163%となった。受注本数は 2008 年度 79 本、2009 年度は 68 本に減少したものの、2010 年度は 102 本と大きく伸びる結果となり、2008 年度対比で 129%となった。受注金額は、2008 年度 7 億 8 千万円、2009 年度は 8 億 4 千万円、2010 年度は 9 億 9 千万円となり 2008 年度対比で 126%となった。

JMRA の会員社が参入した府省（行政機関を含む）の数は、2008 年度 12、2009 年度 11、2010 年度 15 となっている。

JMRA 会員社の「その他の調査」の受注実績から見ると、各府省（行政機関を含む）への浸透の拡がりとともに、受注実績のある JMRA 会員社の増大は各府省の受注に向けた裾野の拡がりを確認することが出来る。

表 I-3-6 2010 年度、JMRA 会員社の「その他調査」の受注実績

	受注社数			受注本数			受注金額 (税込み、万円)		
	2008	2009	2010	2008	2009	2010	2008	2009	2010
内閣府	5	7	8	28	27	28	34,276	31,139	26,738
宮内庁	0	0	1	0	0	1	0	0	36
公正取引委員会	0	0	1	0	0	2	0	0	98
警察庁	2	1	1	6	2	1	1,760	2,342	1,439
消費者庁	0	0	1	0	0	1	0	0	651
総務省	5	2	5	9	4	15	14,370	6,161	3,661
法務省	0	0	1	0	0	1	0	0	504
外務省	1	1	0	1	1	0	300	200	0
財務省	2	1	1	2	1	1	433	293	297
文科省	3	2	6	10	3	15	5,515	13,123	33,352
厚労省	4	3	4	5	8	9	7,884	5,341	3,635
農水省	3	2	2	3	4	4	3,020	2,616	1,644
経産省	3	1	1	4	2	1	3,638	3,697	7,350
国交省	4	3	4	6	12	17	3,621	14,233	14,002
環境省	1	1	2	5	3	4	3,800	4,725	5,476
国立国会図書館	0	0	1	0	0	2	0	0	98
合計	8	10	13	79	68	102	78,617	83,905	98,963
(2008=100.0)	100.0	125.0	162.5	100.0	86.1	129.1	100.0	106.7	125.9

3. 4. 3 まとめ

2010 年度の公的統計における民間開放の市場規模は、45 億 1 千万円。JMRA 会員社の契約金額は 21 億円、全体の 47%を占めている。公的統計以外の中央官庁を顧客とする「その他調査」では、13 社が参入して 102 本を獲得、契約金額ベースでは 9 億 9 千万円を受注している。公的統計と「その他調査」を合わせると、JMRA 会員社は中央官庁から約 31 億円の調査業務を受注していることになる。

2008 年度からの推移を見ると、2010 年度の公的統計の契約金額は 7 億 7 千万円増えて 158%となっている。また、「その他調査」の受注金額は 2 億円増えて 126%となっている。公的統計と「その他調査」を合わせると、2008 年度 21 億 2 千万円から 2010 年度は 30 億 9 千万円へと 9 億 7 千万円売上げを伸ばし、2008 年度対比で 146%を達成したことになる。厳しい経済情勢が続く中、2008 年度から右肩上がりの受注金額を達成しており、民間事業者にとって魅力ある市場の規模拡大とみることができる。

公共サービス改革法に基づく民間開放は今後、企業、事業所対象の郵送調査を中心

に拡大するという方針が打ち出されており、市場規模は確実に拡大することが見込まれる。

JMRA 会員社の中央官庁からの調査業務（受注金額：百万円）

	2008年度	2009年度	2010年度
公的統計	1,330 (100%)	1,933 (145)	2,100 (158)
「その他調査」	786 (100%)	839 (107)	989 (126)
合計	2,116 (100%)	2,772 (131)	3,089 (146)

表 I-3-7 2010 年度、民間事業者を活用した統計調査の総括表

	合計	JMRA	シンクタンク	その他民間	外郭・系列団体	不明・非公表
内閣府	本数	5	1	2	2	
	契約金額	335,685,000	176,158,500	153,195,000	6,331,500	-
	構成比	(100.0)	(52.5)	(45.6)	(1.9)	
総務省	本数	8	5		3	
	契約金額	1,113,164,500	1,079,652,000	-	33,512,500	-
	構成比	(100.0)	(97.0)		(3.0)	
財務省	本数	1			1	
	契約金額	15,190,000	-	-	15,190,000	-
	構成比	(100.0)			(100.0)	
文科省	本数	1	1			
	契約金額	5,854,800	5,854,800	-	-	-
	構成比	(100.0)	(100.0)			
厚労省	本数	9	3	2	3	1
	契約金額	467,691,838	198,065,000	236,250,000	33,376,838	非公表1
	構成比	(100.0)	(42.3)	(50.5)	(7.1)	
農水省	本数	10	2		4	4
	契約金額	294,843,247	101,978,345	-	12,511,460	180,353,442
	構成比	(100.0)	(34.6)		(4.2)	(61.2)
経産省	本数	25	3	6	7	8
	契約金額	1,130,625,237	414,418,052	95,292,750	500,565,530	120,348,905
	構成比	(100.0)	(36.7)	(8.4)	(44.3)	(10.6)
国交省	本数	18	2	5	9	2
	契約金額	801,586,463	119,595,000	238,167,330	322,824,133	121,000,000
	構成比	(100.0)	(14.9)	(29.7)	(40.3)	(15.1)
環境省	本数	8	1	2	4	1
	契約金額	345,411,500	4,515,000	303,765,000	34,506,500	2,625,000
	構成比	(100.0)	(1.3)	(87.9)	(10.0)	(0.8)
合計	本数	85	18	17	33	16
	構成比	(100.0)	(21.1)	(20.0)	(38.8)	(18.8)
	契約金額	4,510,052,585	2,100,236,697	1,026,670,080	958,818,461	424,327,347
	構成比	(100.0)	(46.6)	(22.8)	(21.3)	(9.4)

表 I-3-8 2010年度、民間事業者を活用した統計調査の一覧(報告書原稿)

根拠法:①公共サービス改革法、②会計法
 委託先:①JMRA会員社、②シンクタンク、③その他の民間企業、④外郭・系列団体
 備考欄:「3-①」は、3年契約の1年目を表す。
 備考欄:「内数」の表記は、契約金額に統計調査以外の委託費を含んでいるケース。
 (注)府省名の欄の数字は、「統計月報」掲載月。

NO.	府省	種別	調査名	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(円)	備考
			【内閣府】						
1		一般	消費動向調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	調査員	毎月	公共	JMRA	176,158,500	
2	10.10	一般	企業行動に関するアンケート調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	郵送	毎年	会計	民間	1,974,000	
3	10.07	一般	民間企業投資・除却調査 (経済社会総合研究所国民経済部国民資産課)	郵送、オン	毎年	会計	シンクタンク	58,800,000	
4		一般	平成21年度民間非営利団体実態調査 (経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課)	郵送	毎年	会計	民間	4,357,500	
5	10.04	一般	景気ウォッチャー調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	オン	毎月	会計	シンクタンク	94,395,000	
			内閣府計					335,685,000	
			【総務省】						
6		一般	通信利用動向調査、集計、報告書作成業務 (情報通信国際戦略局情報通信課情報通信経済室)	報告書作成	毎年	会計	民間	6,667,500	
7	10.11	一般	通信利用動向調査(実査) (情報通信国際戦略局情報通信課情報通信経済室)	郵送	毎年	会計	JMRA	40,950,000	
8		一般	家計消費状況調査 (統計局統計調査部消費統計課)	郵送、調査員	毎月	会計	JMRA	482,300,000 (1,446,900,000)	3-②
9	10.03	一般	通信・放送産業動態調査 (情報通信国際戦略局情報通信課情報通信経済室)	郵送、オン、FAX	四半期	会計	JMRA	1,302,000	
10		一般	サービス産業動向調査(A) (平成20年) (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、調査員	毎月	会計	JMRA	258,650,000 (775,950,000)	3-③
11		一般	サービス産業動向調査(B) (平成21年) (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、調査員	毎月	会計	JMRA	296,450,000 (889,350,000)	3-②
12		基幹	科学技術研究調査 (平成20年) (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、オン	毎年	公共	民間	17,500,000 (52,500,000)	3-③
13	10.03	一般	情報通信業基本調査(総務省分) (情報通信国際戦略局情報通信課情報通信経済室)	郵送	毎年	会計	民間	9,345,000	
			総務省計					1,113,164,500	
			【財務省】						
14		基幹	民間給与実態統計調査(平成21・22年分) (平成21年) (国税庁長官官房企画課)	郵送、オン	毎年	公共	民間	15,190,000 (45,570,000)	3-②
			財務省計					15,190,000	
			【文科省】						
15	10.12	一般	民間企業の研究活動に関する調査 (科学技術政策研究所)	郵送、オン	毎年	会計	JMRA	5,854,800	
			文科省計					5,854,800	

NO.	府省	種別	調査名	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(円)	備考
	【厚労省】								
16		一般	院内感染対策サーベイランス (医政局指導課)	オン	毎月	会計	団体	非公表	
17	10.11	一般	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 (社会・援護局障害保険福祉部福祉課)	郵送、オン	21.22限	会計	シンクタンク	63,000,000	
18	10.08	一般	能力開発基本調査 (職業能力開発局総務課基盤整備室)	郵送、調査員	毎年	会計	JMRA	47,565,000	
19	10.06	一般	就労条件総合調査 (統計情報部賃金福祉統計課)	郵送、調査員	毎年	公共	民間	21,000,000 (42,000,000)	2-②
20		一般	介護サービス施設・事業所調査 (統計情報部社会統計課)	郵送、オン	毎年	公共	JMRA	150,500,000 (451,500,000)	3-②
21		一般	社会福祉施設等調査(同上と合体) (統計情報部社会統計課)	郵送	毎年	公共	(同上)	(上記金額に含む)	3-②
22	10.11	一般	雇用均等基本調査 (雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課)	郵送	一回限	会計	民間	3,360,000	
23	10.07	一般	平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査 (統計情報部雇用統計課)	郵送	不定期	会計	民間	9,016,838	
24	10.07	一般	介護事業実態調査 (老健局老人保健課)	郵送、オン	3年	会計	シンクタンク	173,250,000	
		厚労省計						467,691,838	
	【農水省】								
25	10.01	一般	畜産物市況情報の調査・収集業務 (統計部生産流通消費統計課)	オン、電話、FAX	実施日	会計	団体	9,797,742	
26		一般	木材流通統計調査 (統計部生産流通消費統計課)	郵送、オン、FAX	毎月	公共	団体	9,450,000 (18,900,000)	3-①
27		一般	内水面漁業生産統計調査 (統計部生産流通消費統計課)	郵送、オン、調査員	毎年	公共	団体	65,100,000 (195,300,000)	3-②
28		一般	農作物価統計調査 (統計部経営・構造統計課)	郵送、調査員、オン、FAX	毎月	公共	JMRA	91,700,000 (275,100,000)	3-②
29		基幹	牛乳乳製品統計調査 (統計部生産流通消費統計課)	調査員	毎年	公共	JMRA	10,278,345 (30,835,035)	3-①
30		一般	生鮮食料品価格・販売動向調査 (統計部生産流通消費統計課消費統計室)	調査員、郵送	毎月	公共	民間	4,655,000 (13,965,000)	3-①
31	10.12	一般	食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査 (総合食料局食品産業企画課)	郵送	毎年	会計	民間	1,353,660	
32	10.11	一般	花き産業振興総合調査 (生産局生産流通振興課)	郵送、オン、FAX	毎年	会計	民間	2,677,650	
33	10.11	一般	農産物地産地消等実態調査 (統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送	一回限	会計	民間	3,825,150	
34	10.02	一般	水産物流情報リアルタイム提供委託業務 (水産庁漁政部加工流通課) (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送	毎年	会計	団体	96,005,700	
		農水省計						294,843,247	

NO.	府省	種別	調査名	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(円)	備考
	【経産省】								
35		一般	情報処理実態調査 (商務情報政策局情報経済課)	郵送、オン	毎年	会計	民間	8,484,000	
36		一般	中小企業基本実態調査 (中小企業庁事業環境部企画課調査室)	郵送	毎年	会計	JMRA	260,068,052	
37	10.07	基幹	特定サービス産業実態調査(6業種) (調査統計部サービス統計室)	郵送、オン	毎年	会計	民間	5,029,500	
38	10.06	一般	外資系企業動向調査 (調査統計部企業統計室)	郵送	毎年	会計	民間	15,750,000	
39	10.06	一般	知的財産活動調査 (特許庁総務部企画調査課)	郵送	毎年	会計	シンクタンク	25,200,000	
40	10.04	一般	海外事業活動基本調査 (調査統計部企業統計室)	郵送	毎年	会計	民間	25,200,000	
41		一般	家庭電気製品の量販店販売統計調査 (商務情報政策局情報通信機器課)	郵送、オン	毎月	会計	非公表	非公表	
42		一般	容器包装利用・製造等実態調査 (農、総合食料局食品安全産業企画課) (経、産業技術環境局リサイクル推進課)	郵送、オン	毎年	会計	シンクタンク	44,100,000	
43	10.02	一般	エネルギー消費統計調査 (資源エネルギー庁総合政策課)	郵送	毎年	会計	民間	437,952,214	
44		一般	砕石動態統計調査 (製造産業局住宅産業窯業建材課)	郵送	四半期	会計	団体	3,559,500	
45	10.04	一般	繊維流通統計調査 (製造産業局繊維課)	郵送	毎月	会計	シンクタンク	4,179,000	
46	10.03	一般	非鉄金属等需給動態統計調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課)	郵送、オン、FAX	毎月	会計	民間	1,974,000	
47	10.02	一般	バイオ産業創造基礎調査 (製造産業局生物化学産業課)	郵送、オン	毎年	会計	シンクタンク	2,483,250	
48	10.02	基幹	経済産業省企業活動基本調査 (調査統計部企業統計室)	郵送、オン	毎年	公共	JMRA	101,850,000 (305,550,000)	3-②
49		一般	鉄鋼需給動態統計調査、特殊鋼材需給月報 (製造産業局鉄鋼課)	郵送	毎月	会計	団体	990,439	
50		一般	鉄鋼需給動態統計調査及び鉄鋼生産内訳月報 (製造産業局鉄鋼課)	郵送、オン	毎月	会計	団体	2,063,250	
51	10.03	一般	生コンクリート流通統計調査 (製造産業局住宅産業窯業建材課)	郵送	四半期	会計	団体	3,664,500	
52		一般	金属加工統計調査 (製造産業局素材形材産業室)	郵送	毎月	会計	団体	1,183,141	
53	10.11	一般	経営環境実態調査 (中小企業庁事業環境部企画課)	郵送	毎年	会計	シンクタンク	17,839,500	
54	10.07	一般	工業統計調査 (調査統計部産業統計室)	郵送、オン	毎年	会計	民間	6,175,816	
55	10.03	一般	石油設備調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オン	2年	会計	団体	108,888,075	

NO.	府省	種別	調査名	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(円)	備考
56	10.03	一般	石油輸入調査(月次) (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オン	毎月	会計	同上	(上記金額に含む)	
57		一般	石油製品需給動態統計調査(月次) (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オン	毎月	会計	同上	(上記金額に含む)	
58	10.03	一般	情報通信業基本調査(経産省分) (経、調査統計部企業統計室) (総、情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室)	郵送、オン	毎年	会計	JMRA	52,500,000	
59	10.03	一般	工場立地動向調査 (経済産業政策局地域経済産業グループ立地環境整備課)	郵送	半年	会計	シンクタンク	1,491,000	
経産省計								1,130,625,237	
【国交省】									
60		一般	建築物リフォーム・リニューアル調査 (情報政策本部情報安全・調査課建設統計室)	郵送、オン	半年	会計	民間	4,567,500	
61		一般	住宅市場動向調査 (住宅局住宅政策課)	郵送、調査員	毎年	会計	シンクタンク	7,350,000	
62		一般	民間住宅ローンの実態に関する調査 (住宅局総務課民間事業支援調整室)	郵送、FAX	毎年	会計	民間	1,101,450	
63		一般	自動車分解整備事業実態調査 (自動車交通局技術案全部整備課)	郵送、オン	毎年	会計	団体	非公表	
64		一般	国際航空旅客動態調査 (航空局空港部計画課)	調査員	毎年	会計	民間	63,000,000	
65	10.07	一般	旅行・観光消費動向調査 (観光庁参事官観光経済担当)	郵送	四半期	会計	シンクタンク	41,979,000	
66	10.04	一般	建設関連業等の動態調査 (情報管理部情報安全・調査課建設統計室)	郵送、オン	毎月	公共	民間	3,049,200 (9,147,600)	3-①
67	10.03	一般	宿泊旅行統計調査 (観光庁参事官観光経済担当)	郵送	四半期	会計	JMRA	67,200,000	
68	10.11	一般	観光産業構造基本調査 (観光庁参事官観光経済担当)	郵送、調査員	一回限	会計	シンクタンク	59,930,880	
69	10.11	一般	幹線旅客流動実態調査 (総合政策局情報安全・調査課) (鉄道局施設課)	調査員	5年	会計	民間	108,853,000	
70	10.09	一般	全国都市交通特性調査 (都市・地域整備局都市計画課都市計画調査室)	郵送	5年	会計	シンクタンク	8,925,000	
71	10.09	一般	全国貨物純流動調査 (政策統括官付参事官) (道路局企画課道路経済調査室)	郵送、オン	5年	会計	シンクタンク	119,982,450	
72	10.09	一般	大都市交通センサス (総合政策局交通計画課)	郵送、オン	5年	会計	団体	121,000,000	
73	10.09	一般	パーソントリップ調査 (都市・地域整備局都市計画課都市計画調査室)	郵送、オン	10年	会計	民間	24,150,000	
74	10.08	一般	建設資材・労働力需要実態調査 (総合政策局建設市場整備課)	郵送、オン	3年	会計	民間	2,500,000	

NO.	府省	種別	調査名	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(円)	備考
75	10.05	一般	訪日外国人消費動向調査 (観光庁参事官観光経済担当)	調査員	四半期	会計	民間	83,330,983	
76	10.04	一般	自動車燃料消費量調査 (総合政策局情報政策本部情報安全・調査課交通統計室)	郵送、オン	毎月	会計	民間	32,272,000	
77	10.03	基幹	自動車輸送統計調査 (総合政策局情報政策本部情報安全・調査課交通統計室)	郵送、オン	毎月	会計	JMRA	52,395,000	
国交省計								801,586,463	
【環境省】									
78	10.01	一般	環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査 (環境政策局環境計画課)	郵送、オン	毎年	会計	シンクタンク	17,955,000	内数
79	10.07	一般	産業廃棄物排出・処理状況調査 (大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)	郵送、オン	毎年	会計	団体	2,625,000	
80	10.10	一般	環境投資等実態調査 (総合環境政策局環境経済課)	郵送、オン	毎年	会計	民間	6,982,500	
81	10.08	一般	環境にやさしい企業行動調査 (総合環境政策局環境経済課)	郵送、オン	毎年	会計	JMRA	4,515,000	
82		一般	水質汚濁物質排出量総合調査 (水・大気環境局水環境課環境指導室)	郵送、オン	2年	公共	民間	15,050,000 (45,150,000)	3-②
83		一般	水質汚濁防止法等の施行状況調査(上記調査と合体) (水・大気環境局水環境課環境指導室)	(郵送、オン)	(2年)	公共	(同上)	(上記金額に含む)	3-②
84	10.11	一般	環境経済観測調査 (総合環境政策局環境計画課)	郵送、オン	半年	会計	シンクタンク	285,810,000	内数
85	10.03	一般	環境保健サーベイランス調査 (総合環境政策局環境保健部企画課保険業務室)	郵送	毎年	会計	民間	12,474,000	
環境省計								345,411,500	
総合計								4,510,052,585	

第4章 公的統計の改革と民間開放の歩み

近年の公的統計を巡る改革と民間開放の歩みを表 I - 4 - 1 (P54)として整理した。

公的統計の民間開放は、大きくは行政改革や公共サービス改革、統計制度改革の動きに深く連動しており、相互の関連の中で進展してきている。

行政改革に関連した公的統計の扱いは「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(2004年4月12日閣議決定)の中に記述され、これを踏まえた統計制度改革の取組として、2004年11月4日「経済社会統計基盤整備委員会」(内閣府)が設置される。

また、公的統計の民間開放は、2004年8月3日「規制改革・民間開放推進会議 中間とりまとめ」(内閣府)の中で取り上げられる。

こうした統計調査の実施・作成部局の外側からの動きに対応して、統計調査の実施・作成部局の側でも2004年11月29日、「統計法制度に関する研究会」(総務省政策統括官)が立ち上げられ、2005年3月31日には「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(各府省統計主管課長等会議申合せ)が策定される。さらに2006年3月13日、「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」(総務省統計局)が開催され、公的統計の民間開放に対する具体的な対応策の検討が進んだ。

2004年の「規制改革・民間開放推進会議」の設置に始まる公的統計を巡る改革や見直し、公的統計の民間開放の動きは、これを推進する行政府の側とこれを受け止める統計調査の実施・作成部局の側を巻き込んだ動きとなって進行した。これらの動きは2007年の「統計法」改正、「統計委員会」発足、2009年の「公的統計の整備に関する基本的な計画」(閣議決定)として成文化されることになった。公的統計の改革と民間開放の取組に関するこの段階における到達点と今後の方向性を集約したものということができる。第4章では、公的統計の民間開放、公的統計の改革や見直しを巡る動きについて、これを推進する側の行政府と、これに対応する統計調査の実施・作成部局や統計ユーザー、関連団体、民間事業者等の動きを時系列に整理し、公的統計の民間開放を巡る論点とその推移、さらに「公的統計の整備に関する基本的な計画」以降の動きを検証することにした。

4. 1 公的統計の民間開放、公的統計の改革や見直しの動き

公的統計の民間開放、公的統計の改革や見直しの動きを主導し、推進してきた統計調査の実施・作成部局の外側に位置する行政府の側からの働きかけを見ることにする。

4. 1. 1 統計事務の民間委託と統計行政の改革

公的統計の民間開放に関連する言葉が政府側の表現として初めて登場するのは、1999年の下記の閣議決定である。

○1999年4月27日閣議決定

「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」

第1 事務・事業合理化関連

1.廃止、民営化、民間委託等

(2)次の業務については、従来から民間委託が進められてきたところであるが、民営化、独立行政法人化等を行うもののほか、今後も可能な限り民間委託を進めるとともに、一連のまとめりとして包括的に民間に委託する手法(以下「包括的民間委託」という。)の採用も検討することとする。

③ 統計処理等

統計事務（集計、データベースの作成・提供、実査等）については、包括的民間委託を含め、民間委託を進め組織の減量化を図る。（略）

6.統計行政

統計行政については、統計事務の民間委託のほか、重複の是正、調査結果の共有化、大規模統計調査（センサス）の実施の必要な一元化を、次のとおり推進することとする。（略）

事務・事業合理化関連の項目の中で、民間委託等の対象業務として統計事務（集計、データベースの作成・提供、実査等）が取り上げられ、統計事務の民間委託以外の統計行政についても改善を行うことが謳われている。公的統計が行政改革の一環として位置づけられているのである。

4. 1. 2 「規制改革・民間開放推進会議」の動き

「規制改革・民間開放推進会議」は2004年4月12日、官業の規制改革・民間開放を積極的に推進する中核的な機関として設置された。規制改革・民間開放の対象業務として統計調査が取り上げられ、指定統計調査についても民間開放の対象とすること、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて市場化テスト・民間開放を実施するなどが毎年のように打ち出された。

公的統計の民間開放の動きは、「規制改革・民間開放推進会議」の答申がきっかけとなっている。しかも総務省統計局主管の重要な統計とされる指定統計調査という本丸を直撃する形となった。このため、統計調査の実施・作成部局や統計ユーザーともいえる学会等からも大きな反響を呼び起こすことになる。

ここでは、「規制改革・民間開放推進会議」の推進計画、答申のとりまとめなどの動きを追ってみることにする。

○2004年4月12日 「規制改革・民間開放推進会議」設置

○2004年8月3日 「規制改革・民間開放推進会議 中間取りまとめ」公表

IV 官業の民間開放の推進

2.官業の民間開放の抜本的な推進

④統計調査、製造等

- ・ 公務員により行われなければならない必然性はない為、一定の要求水準を示した上で、当該水準を最も満たすものが行うべきもの

○2004年12月24日 「規制改革・民間開放推進会議『第1次答申』のとりまとめ」公表

・ 指定統計の民間開放を推進

・ 指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計の民間開放に際しての問題点、対応策を実証的に検討するため試験調査等を実施

* 指定統計は、市場化テストのモデル事業の対象とされず

○2005年3月25日 閣議決定

「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」（改定）

指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計の包括的な民間委託に関し、具体的にどのような弊害が生じ、予防手段として何が講じえるか等についての検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施

○2005年12月21日

「規制改革・民間開放推進会議『第2次答申』のとりまとめ・公表」

- ・平成18年度において、「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」（いずれも指定統計調査）について、試験調査等を実施。その結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施。
- ・総務省は、同省所管の上記2指定統計以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施するため、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定。

総務省統計局所管の2つの指定統計調査について、2006年度には試験調査を実施し、2007年度までに市場化テスト・民間開放の実施が決定された。その他の総務省統計局所管の全ての指定統計調査について、2007年度までに市場化テスト・民間開放を実施するため、遅くとも2006年度前半までに、そのための計画を策定することが決定されたのである。

行政府全体に関わる重要統計を所管する総務省統計局の指定統計調査について、市場化テスト・民間開放の方針が打ち出されたのは、2004年4月の「規制改革・民間開放推進会議」設置以降わずか2年以内のきわめて短期間での意思決定であった。

4. 1. 3 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」

官業の民間開放の一環として統計調査がその対象となったのは先に見たとおりであるが、ほぼ時期を同じくして、今度は「統計制度」の改革という観点から公的統計が構造改革、行政改革の対象の一環として取り上げられるのである。この動きを追ってみることにする。

○2004年6月4日 閣議決定

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」

第1部 「重点強化期間」の主な改革

2. 「官の改革」の強化

(3) 行政改革

- ・国・地方で、時代の変化を反映した的確な情報把握と迅速な情報開示のため、農林水産統計などに偏った要員配置を含めて、既存の統計を抜本的に見直す。
- 一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。

○2005年6月21日 閣議決定

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」

第4章 当面の経済財政運営と平成18年度予算の在り方

2. 民需主導の経済成長を確実なものとするために一活性化のための政策転換—

(4) 活性化を目指した歳出の見直し

- ・基本方針2004に基づいて、経済社会の実態を的確に捉える統計を整備するとともに、統計制度の改革を推進する。特に別表2の(6)の取組を進める。

<別表 2>

(6) (統計整備の推進)

- ・統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のために、統計法制度を抜本的に見直す。
- ・産業構造の変化等に対応した統計（経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス（仮称）、サービス統計、観光統計等）を整備する。
- ・サービス統計等を整備するため、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備を検討する。

○2006年7月7日 閣議決定

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」

第3章 財政の健全化への取組み

2. 「簡素で効率的な政府」への取組

(「公共サービス改革法」に基づく市場化テストの早期本格導入)

- ・統計調査の市場化テストのための法的措置を次期通常国会において講ずる等、国・地方ともに競争の導入による公共サービス改革を推進する。

(統計制度改革)

- ・統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織を内閣府に置くこととし、同組織は、基本計画の調査審議や内閣総理大臣等への建議等を行う統計委員会（仮称）として設置する方向で検討する。統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出するとともに、「基本方針 2005」に基づく統計整備を進める。あわせて、統計の構造改革の推進や市場化テストの導入・民間開放等により、既存の統計部門のスリム化を推進する。

2004年度から毎年閣議決定として打ち出される「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」（骨太の方針）は、民営化と規制緩和に取り組んで新自由主義的な発想による「小さな政府」路線を取ることになった。この中で統計分野、統計行政については、既存の統計、統計制度全般の改革の必要性を打ち出すことになった。また、具体的な取組として社会経済統計の整備を推進するため、内閣府に「経済社会統計整備推進委員会」が設置された。こうしてその後の「統計法」の改正、統計の司令塔としての「統計委員会」の設置、「公的統計の整備に関する基本的な計画」策定等、統計制度改革への枠組みに繋がっていったのである。

4. 1. 4 「経済社会統計整備推進委員会」

(2004年11月から2006年5月まで。2006年6月に報告書)

「経済社会統計整備推進委員会」は、「基本方針 2004」を踏まえて、新しい時代の要請に応える経済社会統計の整備の必要性を検討することになった。

○2004年11月4日 内閣府

「経済社会統計整備推進委員会」（委員長：吉川洋東京大学大学院経済学研究科教授／経済財政諮問会議議員）を設置

「基本方針 2004」を踏まえ、総務省及び関係府省の取組を強化・支援し社会経済統計の整備を推進するため。

○2005年6月10日 内閣府

「経済社会統計整備推進委員会『政府統計の構造改革に向けて』のとりまとめ」

内閣府は、総務省等の協力を得て当委員会の後継組織とその事務局を速やかに設けて、各課題の実現に向けた取組をフォローアップすることが適当である。各課題のうち、「司令塔」機能の強化を中心とする新たな統計制度の在り方については、…（中略）…後継組織において法制的・組織的な観点にも立ってその具体化を進めることとし、平成18年度夏頃を目途に、結論を得ることとすべきである。

「経済社会統計整備推進委員会」は、統計作成に係る限られたリソースを有効に活用し、民間の創意工夫を導入する観点から、統計の正確性、信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提に、基本的な方向として一層の民間委託を推進する必要があると結論付けた。

4. 1. 5 「統計制度改革検討委員会」

（2005年9月から2006年6月まで。2006年6月に「統計制度改革検討委員会 報告」）

「統計制度改革検討委員会」は、「経済社会統計整備推進委員会」の後継組織として設置され、推進委員会がとりまとめた各課題の実現に向けた取組のフォローアップ、「司令塔」機能の強化を中心とする新たな統計制度の在り方について具体化の検討を行った。

○2005年9月6日 内閣府

「統計制度改革検討委員会」（委員長：吉川洋東京大学大学院経済学研究科教授／経済財政諮問会議議員）発足

○2006年6月5日 内閣府統計制度改革検討室

「統計制度改革検討委員会報告のとりまとめ」

「統計制度改革検討委員会」は報告において、「統計調査の実地調査等の事務については、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進する旨の政府方針に基づいて、関係の取組（規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)）が進められており、…（中略）…。統計を取り巻くこうした動向に対応する観点から、新たな法制度において必要な措置を講ずる必要がある」とした。

4. 1. 6 公共サービス改革基本方針

「規制改革・民間開放推進会議」が取りまとめた官業の民間開放は、「公共サービス改革法」（2006年7月7日施行）に基づいて実施に移されることになり、これを推進する組織として内閣府に「官民競争入札等監理委員会」が発足した。以降、官業の民間開放は、「公共サービス改革基本方針」として打ち出された。最初の基本方針は2006年9月5日に策定され、2010年12月までの間に計7回の基本方針が策定されている。統計調査の分野については、「官民競争入札等監理委員会 統計部会」（その後統計調査分科会に改組）において、統計調査の市場化テスト・民間開放について審議、その結果を公共サービス改革基本方針（閣議決定）に盛り込むことになった。

- 2006年7月7日 内閣府
「公共サービス改革法」施行、官民競争入札等監理委員会発足
- 2006年9月4日 内閣府
「官民競争入札等監理委員会 統計部会」発足
- 2006年9月5日 閣議決定
「公共サービス改革基本方針」を策定
- 2006年12月22日 閣議決定
「公共サービス改革基本方針改定」
 - ・科学技術研究調査について、民間競争入札の内容を規定
 - ・科学技術研究調査を除く総務省所管の指定統計調査について、地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を平成19年度から可能とするために必要な措置を講じる
 - ・サービス産業動向調査について、法の対象業務とすることも視野に入れて、民間開放についての検討を行い、19年5月末までに結論を得る
- 2007年4月25日 内閣府
「官民競争入札等監理委員会 統計調査分科会」（第1回）開催（統計部会の改組）

公共サービス改革基本方針において民間競争入札を実施することとされた統計調査は、次の13本である。（2009年7月現在）

- ・総務省：科学技術研究調査
- ・経済産業省：企業活動基本調査
- ・厚生労働省：社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査
就労条件総合調査
- ・農林水産省：牛乳乳製品統計調査
生鮮食料品価格・販売動向調査
木材流通統計調査のうち木材価格統計調査
農業物価統計調査
内水面漁業生産統計調査
- ・環境省：水質汚濁物質排出量総合調査、水質汚濁防止法等の施行状況調査
- ・財務省：民間給与実態統計調査
- ・内閣府：消費動向調査
- ・国土交通省：建設関連業等の動態調査

基本方針において法の対象業務として検討することとされている統計調査は、次の2本である。

- ・総務省：サービス産業動向調査
- ・国土交通省：宿泊旅行統計調査

4. 2 統計調査の実施・作成部局の動き

公的統計の民間開放、公的統計の改革や見直しの動きを主導し、推進してきた統計調査の実施・作成部局の外側に位置した行政府の側からの働きかけに対して、統計調査の実施・作成部局の側はどう対応してきたのであろうか。以下、その動きを追ってみるこ

とにする。

4. 2. 1 統計審議会、総務省政策統括官（統計基準担当）

我が国の統計機構は、各府省がそれぞれ所管する行政分野ごとに必要とする統計調査を実施、作成する分散型となっているが、各府省横断的に対応調整すべき事柄については、総務省政策統括官が対応している。

また、統計行政の取り組むべき課題とその対応方策の検討は、統計調査の実施・作成部局の側がおこなっており、2001年（平成13年）の中央省庁等改革までは、統計審議会がその役割を担っていた。中央省庁等改革によって統計審議会にその役割がなくなり、統計主管部局長等会議がこの役割を果たすようになった。

こうした取組として、1995年3月には、統計審議会が「統計行政の新中・長期構想」をとりまとめ、2003年6月27日には統計主管部局長等会議が、今後5年から10年を見据えた統計行政の新たな展開方向についての検討結果を「統計行政の新たな展開方向」として取りまとめた。

「統計行政の新たな展開方向」を受けて、総務省統計基準部長（現政策統括官）のもとに、2004年11月以降、統計法制度研究会が開催された。同研究会は、2006年6月に、統計調査の民間委託と統計データの二次的利用の促進について、報告のとりまとめを公表した。

公的統計の民間委託については、これまでも統計事務の一部を民間委託していたが、「規制改革・民間開放推進会議」の答申に対応する形で、各府省統計主管課長等会議申合せとして、2005年3月31日に「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を策定した。このガイドラインは、2009年3月13日の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（閣議決定）を受けて、2010年3月25日に名称を「統計調査の民間事業者の活用に係るガイドライン」と変えて5回目の改定が行われている。

- 1995年3月 統計審議会
「統計行政の新中・長期構想」

- 2003年6月27日 各府省統計主管部局長等会議申合せ
「統計行政の新たな展開方向」

- 2004年11月29日 統計基準部（現政策統括官）
「統計法制度に関する研究会」（座長：廣松毅東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授）発足

- 2005年3月31日 各府省統計主管課長等会議申合せ
「統計調査の民間委託に係るガイドライン」策定

- 2006年6月5日 総務省政策統括官
「統計法制度に関する研究会」報告のとりまとめ

4. 2. 2 総務省統計局

2005年3月25日の「規制改革・民間開放推進3か年計画」（改定）の閣議決定、2006年12月22日の「公共サービス改革基本方針」の閣議決定等の動きを受けて、統計局所管の指定統計調査の民間開放についての具体的な取組みを検討するため、総

務省統計局は学識者の参加を得て、研究会、懇談会を開催した。

- 2006年3月13日～2007年4月16日 総務省統計局
「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」
・統計局所管の指定統計調査の実施業務について民間開放・市場化テストをいかに進めていくかに関し、専門的な検討を行う
- 2006年10月6日 総務省統計局
「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」策定
・国直轄調査である「科学技術研究調査」については、18年度内に総務省において入札を実施し、19年調査から民間委託を開始
・その他の調査については、当面、地域単位での民間開放により、民間事業者が実地調査業務を行う機会を創出
・このため、19年度から、地方公共団体において入札を実施し、民間開放を開始可能とするため、総務省において、必要な環境整備（関係政省令・要綱等の改正、民間開放の基準・条件等の提示）を順次実施
・19年度に実施する5年周期の大規模調査（就業構造基本調査及び全国物価統計調査）については、19年度当初に入札を実施する必要があることに留意して、取組を進める
- 2007年4月18日 総務省統計局
「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」報告公表
＜研究会における検討の方向性＞
・厳しい行財政事情の下、新たな統計の整備等に取り組むためにも、更なる業務効率化が必要
⇒正確性・信頼性の確保及び秘密の保護を前提に、民間事業者を活用した効率化を検討すべき
・確実に実施可能な規模や地域に制約はあるものの、業務を受託する意欲のある民間事業者は存在
⇒地方公共団体を通じて実施している調査では、地域単位での民間開放を推進する方向で検討
⇒当面、国（総務省）において、地方公共団体における民間開放の取組を可能とするための環境整備を行う必要
- 2007年6月18日～2008年6月16日 総務省統計局
「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」
「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）及び「公共サービス改革基本方針」（平成18年12月22日閣議決定）に従い、「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」（平成18年10月6日決定）を推進するため、統計局所管の統計調査の民間開放の実施に係る諸問題解決に向け具体的かつ専門的な知見を得るとともに、統計調査の民間開放に係る入札状況や実施結果等について、その検証や評価に関する検討を行うことを目的として開催。

○2008年9月5日 総務省統計局

「統計調査における民間事業者の活用に関する懇談会」

統計局が所管する統計調査における民間事業者の活用について、統計委員会における民間事業者の活用に関する審議や官民競争入札等監理委員会における民間開放に関する審議等を踏まえながら、専門的な知見を活用しつつ、具体的な施策に関する検討を行うことを目的とする。

総務省統計局は、所管の指定統計調査の民間開放・市場化テストをいかに進めていくかという初期の検討段階（2006年3月）から、試験調査の実施・検証の段階、民間開放・市場化テストを実施した段階、実施した統計調査についての評価・検討という段階（2008年6月）まで、2年間という短期間での対応を余儀なくされたのである。

4. 2. 3 経済産業省の取組

公的統計の民間開放に関連した統計調査の実施・作成部局の取組としては、経済産業省が2007年度に実施した「統計調査業務における民間事業者の活用等に関する調査研究」がある。この調査研究は、JMRA加盟社である株式会社インテージに委託された。

この調査研究は、「研究会」の他に「品質分科会」「市場形成分科会」の2つの分科会が設置され、それぞれの分科会には統計調査業務に関わるとされる民間事業者が参加したのである。

この調査研究がきっかけとなって、2008年4月にはJMRAの中に「公的統計基盤整備委員会」が設置されることになる。JMRAは公的統計の民間開放の動きに対して、公的統計への理解を深め、公的統計への履行能力を高めるための基盤整備、環境整備に取り組むこととしたのである。

○2007年8月～2008年1月 経済産業省経済産業政策局調査統計部総合調整室

「統計調査業務における民間事業者の活用に関する調査研究」

本調査研究においては、

- i) 現在、既に実施している統計調査業務における民間事業者の活用に関する諸課題の整理、改善に向けた対応策の検討
- ii) 現在、民間事業者の活用が行われていない統計調査業務に関し、今後の民間事業者の活用の可能性について検討を行うための諸課題の整理、対応策の検討を行い、今後の統計調査業務における民間事業者の活用を円滑に実施することを目指すものである。

4. 3 統計法改正、統計委員会発足、「基本的な計画」の策定

2007年に60年ぶりに統計法が改正され、これに基づき統計委員会が発足、公的統計の整備に関する基本的な計画の策定に向けた議論が展開される。

これまで各府省が「規制改革・民間開放推進会議」、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」、「経済社会統計整備推進委員会」、「統計制度改革検討委員会」、「統計法制度に関する研究会」などで個別に検討してきた公的統計の民間開放、公的統計の改革や見直しは、我が国の公的統計の体系的かつ効率的な整備を推進する「基本的な計画」の策定（閣議決定）、という形で集約されることになったのである。

- 2007年5月23日
「統計法」改正
- 2007年10月1日
「統計委員会」発足
- 2008年12月22日 内閣府統計委員会
「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する答申
- 2009年3月13日 閣議決定
「公的統計の整備に関する基本的な計画」
第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項
1. 効率的な統計の作成
(2)民間事業者の活用
ア 現状・課題等
…(中略)…これまで以上に積極的かつ効果的に民間事業者を活用することが必要である。
…(中略)…また、民間事業者をより適性かつ効果的に活用できるよう関係府省が環境整備を行うことや新たな業態の創出や創意工夫等により今後向上する可能性のある民間事業者の履行能力を継続的に把握することも必要である。
イ 取組の方向性
「郵送による実査」業務、「照会対応」業務等の民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務については、積極的に民間事業者を活用する。
一方、「調査員による実査」業務については、現時点の民間事業者の履行能力を勘案し、事業者による調査員の確保方法、調査員の能力・経験、調査員の指導・管理体制等の実情を的確に把握し、活用の可能性を十分に検討する。
(略)
- 2009年4月1日
「新統計法の施行」

4. 4 関連団体等の動き

公的統計の民間開放を巡っては、統計ユーザーともいえる関係学会、団体等に大きな反響を巻き起こすことになった。特に2004年8月3日に公表された「規制改革・民間開放推進会議 中間取りまとめ」は、官業の民間開放の抜本的な推進としてその対象業務に指定統計調査をも取り上げたことから、関係学会等からの申し入れ、提言などが相次ぐことになった。

○2004年11月17日 日本人口学会

「規制改革・民間開放推進会議への申し入れについて」

第一に、国勢調査のような大規模調査が…（中略）…民間の調査機関が実施機関となった場合、国民の協力度が低下する恐れが大きく、公的機関が実施する場合と同様の調査精度（信頼性と正確性）を保つことはきわめて困難と考えられます。

第二に、…（中略）…統計調査員は、単に経済的動機のみでなく、国の統計調査という公的仕事に協力することへの誇りと責任感を持って多くの調査に携わっていると言われていいます。…（中略）…民間の調査機関の調査員がそのような誇りや責任感を持つことは難しいと考えられます。

第三に、仮に…（中略）…大規模調査が民間実施機関に移されも民間調査が従来並みの調査精度を達成できなかったとします。…（中略）…その場合、再び国で実施すること…（中略）…は容易ではありません。…（中略）…調査の定期継続性が損なわれる危険性はきわめて大きいと考えます。

第四に、大規模調査の速報値並びに個票データは、私企業の利益追求活動（たとえば、株取引や販売促進活動）にとって計り知れない大きな価値を持ちます。…（中略）…調査が民間実施となった場合、調査実施企業による調査結果の私的乱用のリスクもまた極めて大きくなります。（略）

第五に、仮に民間企業が国勢調査などの大規模調査をいったん引き受けるとすると、…（中略）…その企業に対抗するだけの競争企業が市場に登場しにくいとすれば、結果的に一企業（グループ）の独占となりかねません。…（中略）…国民の個票データを一企業（グループ）が独占的に私的利用できるリスクは、国勢調査等の大規模調査への国民の不信を招きかねず、調査データの信頼性、正確性を大きく損ねる危険があります。

○2004年11月18日 応用統計学会、日本統計学会

緊急アピール 「政府統計調査の信頼性を維持せよ」

・統計の信頼性・正確性の確保

…（中略）…民間開放することによって、統計の精度に影響を与えかねない環境を作ることは、厳に避けるべきである。

・統計の継続性の確保

…（中略）…民間企業が採算を度外視して受注する可能性を完全には否定できず、データの質の低下を来す恐れが多分にある。…（中略）…国、地方公共団体の調査体制に代わり、市場化テストを実施した民間調査機関が異なる体制で調査を行った場合、重要な統計の継続性が損なわれる恐れがあり、行政や社会・経済へ甚大な影響を及ぼすことはもちろん、各種研究活動にも支障を来す事態になりきわめて問題である。（略）

・諸外国の経験に照らしても不適切

…（中略）…国勢調査（人口センサス）等の基幹的な大規模統計調査については、その客観性、中立性を確保する必要があることから、民間企業がその実査に関わる業務を受託している例は世界中どの国にも見当たらない。（略）

○2004年12月14日 日本学術会議 学術基盤情報常置委員会

「政府統計の現状と将来あるべき姿 学術の視点からの提言（抄）」

…（中略）…政府統計の基幹的部分、すなわち統計法で指定されている指定統計等については、果たして民間開放が原理的にまた法制度的に可能なのかを、本格的に検討する必要があります。

政府統計は、行政のためだけではなく広く国民の利用に供せられるとともに、学術研究の不可欠な研究資料の一つであり、科学者の研究基盤をなすものだけに、幅広い観点から慎重にされるべき性格を持っています。（略）

○2006年3月23日 日本学術会議 政府統計の作成・公開方策に関する委員会

「政府統計の改革に向けて一変革期にある我が国政府統計への提言―（抄）

5 統計作成の民間開放

(1) 統計作成の包括的な民間開放

…（中略）…主要な統計の「包括的」な民間開放は、海外でも実施した例はなく、多くの困難が予想されるものである。

(2) 調査への国民の信頼が揺らぐ可能性

統計作成の包括的な民間開放で懸念されるのは、統計の正確性が維持できるかということである。…（中略）…包括的に民間が実施した場合、国民の正確な申告意欲及び回収率の低下が懸念される。

(3) 調査の継続的な実施が妨げられる可能性

…（中略）…民間開放した場合、入札の度に担当する組織が変わる可能性があり、経験の蓄積や中長期的な人材育成を困難にする恐れがある。（略）

(4) 不適切な調査が行われる可能性

日本銀行、内閣府及び総務省が民間に委託した調査で発生したような問題が生じる可能性も排除できない。…（中略）…民間企業の調査が数年間続く間に、官庁側の調査実行体制は消滅することになる。（略）

(5) 正確性の評価の困難さ

統計の場合、…（中略）…問題の所在は時系列比較や他の統計との比較分析によって初めて発見されるものである。このため、正確性の評価が定まるまでに時間を要し、その間、問題のある統計が生産され続ける恐れがある。（略）

(6) 民間開放の現実性

民間開放したとしても、多くの調査員を要する統計調査事務を引き受けられる高度の専門性を持った組織が必要であり、確率標本の抽出や分類事務・大量データの審査・修正を行うデータエディティングに関する知識と経験を有する民間組織は海外でもほとんど存在しないなど、実現性に疑問がもたれる。

(7) 民間開放の課題

…（中略）…応用統計学会・日本統計学会、日本人口学会、日本学術会議は、専門的な立場から平成16年に統計作成の民間開放は慎重に検討すべきであるとの意見表明を行った。（略）

(8) 民間開放の意義

…（中略）…統計作成のすべてで民間開放が不可能であるということでもない。調査員調査でなければ民間開放が可能な場合もあろうし、国の基幹的統計でなければ民間開放について検討する余地もある。当然ながら、包括的な民間開放でなければ、民間開放が可能な統計作成業務も多い。

(9) 学会からの意見聴取

…（中略）…民間開放においては、委託する機関が適切な知識と調査実施の能

力を持っていることを十分確認するとともに、調査結果の正確性も継続的に評価しなければならない。…(中略)…政府統計の民間開放に関しては、第三者機関が学界の専門家からの意見を聴取する機会を設け、透明な手続きに基づいて調査実施機関の適否が判断されるとともに、継続的評価が行われる必要がある。

関係学界等の反応は、もっぱら 2004 年 8 月 3 日に発表された「規制改革・民間開放推進会議 中間取りまとめ」に向けられたものであった。中間取りまとめは、国勢調査を含む国としても重要な指定統計調査をも対象として民間開放するとした。この時点では、これまでの実施体制に代わって実施できる民間事業者が存在するかどうかの確認が行われないまま、提言、アピールが行われている。公的機関が責任を持って実施する統計調査は信頼がおけるが、民間事業者は利益第一主義を取っているため、信頼できない、調査の対象者からも今までのような協力が得られない、収集したデータが民間事業者の事業に利用(悪用)されるなど、「企業性悪説」オンパレードの民間開放に対する認識であった。学識者の団体ではあるが、民間事業者の履行能力等の現状と実態を正しく冷静に把握認識した上での議論は、初期の段階では見られなかった。その後の展開は、調査経験のある会社であったとしても、全国規模の大サンプルの統計調査を実施できる民間事業者は存在しないという現状が明らかになってきたため、何が何でも民間開放反対という過剰反応は見られなくなった。統計調査の実施・作成部局の側でも慎重に対応することになる。民間事業者は公的統計に参入する意思があるか、民間事業者の履行能力はどのくらいの水準にあるか、などを確認するため業界団体、大手の調査機関に対するヒアリングが行われ、小規模サンプルの調査の試験調査、市場化テストというステップを踏んで公的統計の民間開放が始まったのである。

4. 5 民間事業者の動き

公的統計の民間開放の動きのもう一方の当事者は、受け皿となる民間事業者である。この間の公的統計の民間開放、公的統計の改革、見直しを巡る動きの中で公的統計に関わる民間事業者の動きを見ておきたい。

4. 5. 1 統計調査業務に関わる人材の資格認定制度

2003 年 11 月 29 日、「社会調査士資格認定機構」(現一般社団法人社会調査協会)が発足した。大学のカリキュラムで一定の単位を取得した学生や大学院生、教員、社会人実務家等に「社会調査士」「専門社会調査士」の資格を認定するというものである。社会調査協会のホームページによれば、「社会調査士」「専門社会調査士」は、社会調査の知識や技術を用いて、世論や市場動向、社会事象等をとらえることのできる能力を有する「調査の専門家」のことです、となっている。公的統計に対する理解力と統計調査の履行能力を証明する資格として設けられた資格ではないが、公的統計への対応能力を社会的に認証する資格制度がなかった時代の証明書といえる。

2004 年 5 月には、「社会調査士」「専門社会調査士」が誕生することになり、有資格者は年々増大し、2010 年には社会調査士は 2,829 名、大学院教育を終えた専門社会調査士は 52 名、論文審査による専門社会調査士は 129 名となっている。

また、日本統計学会は 2010 年 9 月 7 日、「統計の質保証・資格制度検討委員会」を設置し、就学者(中学生から大学 4 年生まで)を対象とする「統計学検定」と、調査員や指導員、調査機関従事者などを対象とする「統計調査士」「専門統計調査士」などの資格認定制度を創設することとしている。第 1 回統計学検定は 2011 年 11 月に実施

が予定されている。

日本統計学会の統計に関する資格認定制度も、必ずしも公的統計に携わる人の資格認定制度を目指したものではないが、公的統計に従事する人の資格認定制度としても十分活用できるものである。

社会調査協会の「社会調査士」「専門社会調査士」や日本統計学会が創設する「統計学検定」「統計調査士」「専門統計調査士」などの資格認定制度が、公的統計への理解力と統計調査の履行能力を証明する資格として定着し、活用されるようになるためには、民間事業者を活用する公的統計において、その業務に資格認定制度の有資格者を配置する場合、総合評価方式の評価において加対象とするなど、行政府の側でこの資格認定制度を活用することが条件となる。JMRAはこの資格認定制度が、公的統計への履行能力を証明する資格として定着し、活用されることを期待して、この資格認定制度への積極的な参加活用を検討することとしている。

公的統計の民間開放が進む中で、公的統計の質を担保する人材の確保・拡大と人材育成・能力向上に繋がる資格認定制度として定着することが期待される。資格認定制度は、今のところ学会主導であるが、制度設計に民間事業者が関与することにより人材確保の幅が広がることになる。資格認定制度の普及は、統計の質確保のためのソフトインフラの整備ともいえる。

4. 5. 2 民間事業者団体、民間事業者の動き

公的統計の民間開放の受け皿となる民間事業者団体のこの間の動きを見ておく。

公的統計の民間開放の動きが現実化する中で、公的統計の実施・作成部局や公的統計の民間開放を推進する関係部署から、民間事業者の業界団体や個別企業に対して、業界の状況、公的統計への対応状況、対応能力等についてのヒアリングが相次いだ。

総務省統計局は、2006年6月22日に開催した「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」において、民間調査機関の業界団体である財団法人日本世論調査協会、社団法人日本マーケティング・リサーチ協会（JMRA）に出席を要請し、それぞれ業界の状況をヒアリングし、研究会メンバーとの意見交換を行った。

公共サービス改革法にもとづく公的統計の民間開放を推進する内閣府の官民競争入札等監理委員会・統計部会も、民間事業者からのヒアリングを行っている。第8回の統計部会（2007年1月29日）では（株）帝国データバンク、（株）日経リサーチ、第9回統計部会（2007年3月27日）は（株）インテージに出席を要請し、各社の公的統計への対応状況、対応能力等についてのヒアリングを行い、統計部会メンバーとの意見交換を行った。

官民競争入札等監理委員会・統計部会は、2007年4月に統計調査分科会に改組される。2008年5月8日に開催された第13回統計調査分科会では、「平成19年就業構造基本調査における民間開放の実施状況について」というテーマで、（株）インテージからヒアリングを行った。2008年6月3日に開催された第14回統計調査分科会では、「政府統計への取組について」というテーマで、「サービス産業動向調査」を受託した（株）日経リサーチからヒアリングを実施した。

また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の策定に当たって、公的統計の民間開放のテーマを担当していた統計委員会基本計画部会第4WGは2008年4月22日の会合にJMRAに出席を要請し、民間調査業界の状況をヒアリングすると同時にWGメンバーと意見交換を行った。これはJMRA「公的統計基盤整備委員会」が発足してから初めての行政府との折衝、対応であった。

4. 5. 3 JMRA「公的統計基盤整備委員会」の設立

JMRA は、2008 年 4 月に「公的統計基盤整備委員会」を立ち上げた。この委員会は、前年度経済産業省の委託研究「統計調査業務における民間事業者の活用等に関する調査研究」で、研究会に参加した JMRA の会員社をはじめ多くの会員社並びに幅広く他の業種・業態の企業、団体にも参加を呼びかけて、JMRA の中に設置したものである。

公的統計基盤整備委員会は、公的統計調査業務に対応できる民間事業者としての体制整備、基盤整備に取り組むとともに、関係機関や関係者に民間事業者の実態を正しく伝え、官民相互の理解と協力の下に公的統計調査業務における「民間事業者の活用」が円滑に進行することを目指したものである。

公的統計基盤整備委員会は、定例の委員会開催、委員会でのゲストスピーカー（有識者や統計実施部局の実務者など）による講演と意見交換、関係各府省の統計主管部署トップへの表敬訪問、パブリックコメントの提出、国の統計調査に関連する委員会等の傍聴、「年次レポート（報告書）」の作成などを行っている。

2010 年に入ってから、官民競争入札等監理委員会統計調査分科会の要請を受けて、JMRA の公的統計基盤整備委員会の取組についての報告と意見交換を行ったり、各府省統計主管部署 WG の要請で JMRA と意見交換を行うなど、行政府の側から民間事業者としての意見を求められ、意見交換を行う機会が生まれてきている。

4. 5. 4 官・学・民の連携の動向

JMRA の公的統計基盤整備委員会は、公的統計の実施・作成部局の関係者の間からは、ともかく公的統計の民間開放の受け皿となる民間事業者の窓口になりうるとの認識は得られたようである。

公的統計の民間開放の推進は閣議決定されており、年々民間事業者を活用する機会は増えてくる。民間事業者は JMRA の会員社だけではないが、顔の見える、信頼できる民間事業者とともに、民間事業者が受容できる民間開放の道筋と確保すべき質について、官民連携の下にコンセンサスを作り上げていく段階に来ている。また、その試みのいくつかがスタートしている。

2010 年 7 月、内閣府統計委員会が社団法人日本品質管理学会に委嘱した「統計・データの質マネジメント研究会」に、JMRA は民間事業者の団体として各府省の統計主管部署担当者とともに参加し、官民で共通の認識となる公的統計の質についての研究に関わることになった。

2010 年 9 月、日本統計学会は総会において「統計の質保証・資格制度検討委員会」の設置を決定した。日本統計学会が創設を検討している統計に関する「資格認定制度」は、統計調査業務の実務に関わる民間事業者の社員、調査員も資格取得の対象者とされている。この資格認定制度が幅広く社会に認知され、実務の上でも役に立ち、定着させることが公的統計の質を担保することに繋がる。JMRA はこの資格認定制度の制度設計の段階から関与することになった。

2011 年 2 月、各府省統計主管部署 WG と JMRA 公的統計基盤整備委員会は、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」について意見交換を行った。従来は、行政府の側だけの協議で改定作業が行われていたが、民間事業者の意見を聴取し、意見交換を行った上で改定作業が行われるとしたら、官民連携が一步大きく進んだことになる。

4. 6 まとめ

4. 6. 1 統計調査の民間開放と統計改革に対する外側からのプレッシャー

我が国の公的統計の民間開放、統計行政の改革、見直しは、統計調査の実施・作成部局の側からではなく、その外側からの動きとして現れた。

2004年に設置された「規制改革・民間開放推進会議」は、厳しい行財政事情の下、官業の民間開放の必要性を指摘し、その対象分野に統計調査を取り上げたのである。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」では、「時代の変化を反映した的確な情報把握と迅速な情報開示のため、既存の統計を抜本的に見直す。真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる」としたのである。これらの計画や基本方針はいずれも閣議決定され、各府省の統計調査の実施・作成部局もこの決定に基づいて公的統計の民間開放と統計改革を推進することになった。

規制改革の観点から民間開放の必要性が指摘され、統計分野についてもその対象とされた。しかも、統計局所管の国の重要な統計調査と認識されていた国勢調査を含む「指定統計調査」もその対象とされたことにより、統計調査の実施・作成部局の側の衝撃は大きかったと思われる。他方で、既存の統計については抜本的な見直しが必要であり、統計制度の改革が必要と指摘され、さらに具体的に統計制度改革を踏み込んで検討するため、内閣府に「経済社会統計整備推進委員会」が設置され、その後、後継組織として「統計制度改革検討委員会」が設置されたのである。

統計調査の実施・作成部局の外側からのプレッシャーとして、民間開放、統計改革の要請が統計調査実施・作成部局に対して波状的に押し寄せた感じであった。

4. 6. 2 統計調査の実施・作成部局の対応と民間開放への取組

統計調査の実施・作成部局は、これまで「改革」に取り組んで来なかったわけではない。1995年、統計審議会は「統計行政の新中・長期構想」を策定している。統計審議会の役割が変更された後、2003年には各府省統計主管部局長等会議申合せとして、今後5年から10年を見据えた統計行政の新たな展開方向についての検討結果を、「統計行政の新たな展開方向」として取りまとめたのである。しかし、身内の改革には限界がある。

外側からの統計調査に対する民間開放、統計改革の攻勢は、統計調査の実施・作成部局の側を守勢に立たせることになる。閣議決定を踏まえての改革攻勢なので、統計調査の実施・作成部局としては、民間開放を実施したとしてもいかにして統計のトレンド性を確保するか、これまでの統計調査の実施・作成部局が達成してきたものと同等の質と水準、精度をいかに維持・確保するかが大きな検討課題となった。

総務省統計局は2006年3月、「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」を設置、2006年10月には「総務省所管の指定統計調査についての民間開放に向けての計画」を策定、2007年6月には「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」を相次いで開催し、2006年度試験調査、2007年度市場化テスト・民間開放に順次対応し、実施していくことになった。

総務省統計局は、統計調査の民間開放を実施するに当たり、民間調査機関の業界団体からのヒアリング、試験調査を受託した民間事業者からのヒアリング、大手の民間事業者等からのヒアリングを順次開催し、民間開放の実施可能な条件の検討を行っていった。

2004年「規制改革・民間開放推進会議」から打ち出された統計調査の民間開放は、統計調査の実施・作成部局の要とも言える総務省統計局所管の、また、重要な統計と

される指定統計調査を皮切りに、2006年度に試験調査の実施、2007年度には市場化テスト・民間開放を実施するという展開の早い動きであった。

統計調査の民間開放が打ち出された当初は、国勢調査を含む指定統計調査もその対象とするという方針に、統計調査の実施・作成部局のみならず統計ユーザーや学識者は、我が国の統計調査の行方に大きな不安感を持った。しかし統計調査の実施・作成部局の慎重な対応と民間事業者に対するヒアリング等による、民間事業者の履行能力の見極め、統計調査の民間委託に関するガイドラインの設定による応札者の選別、2009年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」による民間開放に対する一定の歯止め等により、現段階における民間開放可能な統計調査の範囲とレベルについての共通認識と着地点が生まれている。

統計調査の実施・作成部局の外側からの民間開放、統計改革に対する要請とこれに対応する統計調査の実施・作成部局の側とその関係者の意見の対立は、統計法の改正、統計委員会の発足、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の策定の審議を通して集約され、一定のコンセンサスに到達したものと考えられる。

4. 6. 3 顔の見える民間事業者の登場

公的統計の民間開放が、これまで部分的に行われていた民間委託と変わるところは、調査データの収集を中心として前後の工程を含む「包括的な民間委託」のことを指していることである。公的統計の民間開放が議論になり始めた頃は、こうした包括的な民間委託に対応できる民間事業者の履行能力や実態を、統計調査の実施・作成部局の側は十分把握していなかった。せいぜい、部分的な民間委託に応札して来る民間事業者を担当者が個別的に知りうる程度のことであった。

当初は民間事業者の実態を正確に把握しないまま、関係者の間で憶測だけが飛び交っている状況であった。調査実務の経験の無い民間事業者が落札して統計調査を実施することになれば、いい加減な調査が行われるに決まっている。利益優先の民間企業は、採算の取れる範囲でしか仕事をしない。最初は安値で落札して試験的に実施してみるが、簡単ではないことが分かり、利益も確保できなくなれば民間企業は、次回は応札してこないことも考えられる。一度安値で落札されてしまうと次回以降の予算額は前回の落札金額がベースとなってしまう、その予算額では応札する民間事業者がなくなってしまうことも考えられる。統計調査の実施・作成部局にとっては時系列調査を維持することが極めて重要で、民間開放したとたん落札する民間事業者が現れず、調査が実施できなくなってデータが欠落することを一番恐れている。民間開放すると、調査によって収集したデータを自社の事業や営利活動のために利用する恐れがある。せっかく高いボランティア意識で統計調査に携わっている統計調査員の仕事を奪うことになる。民間事業者の調査員はそんなに意識は高くない。国の調査であっても民間事業者に委託したとなれば調査の協力は得られなくなり、回収率が低下する。など、JMRAの会員社である民間調査機関にとってはおよそ信じられない認識であり、民間事業者に対する正確な理解と実態を踏まえない、民間事業者不信のオンパレードであった。

たしかに、発注元である官公庁の名前を使えば調査の協力を得ることもそんなに難しいことではなく、簡単に仕事ができるのではないかと考える民間事業者もいたかも知れない。試験調査の結果はそういう民間事業者が存在することも浮き彫りにした。

閣議決定で、統計調査の民間開放が必然となり、いい加減な調査は出来ない。いったい民間開放の受け皿となりうる民間事業者は存在するのか。これを探り、実態を把握することが統計調査の実施・作成部局の課題となった。統計調査の実施できる民間

調査機関の団体は、財団法人日本世論調査協会、社団法人日本マーケティング・リサーチ協会の2団体である。

総務省統計局の研究会や懇談会、統計委員会基本計画部会第4WG、官民競争入札等監理委員会統計部会（後に「統計調査分科会」）等で2つの業界団体はヒアリングに応じて、業界の現状と公的統計の民間開放の問題、課題について意見を表明してきた。顔の見えなかった民間事業者の実態がようやく明らかになってきたのである。そこで明確になってきたことは、民間調査機関は倫理綱領を持ち、顧客からの信用・信頼の上に仕事が成り立っており、一度信用・信頼を失うと事業の継続性は無くなることを肝に銘じているということである。不正行為に手を染めない、責任の持てない仕事は受注しない、ということベースに仕事に取り組んでいることを、統計調査の実施・作成部局や学識者に認識してもらうことができたのではないかと。

統計調査の実施・作成部局は、民間調査機関の業界団体や個別民間事業者へのヒアリングを通して、少なくともヒアリング対象となった業界団体や民間事業者については、仕事に取り組む基本姿勢や現状における履行能力を把握することが可能となったはずである。

顔の見える民間事業者の履行能力等の実態が把握できたことにより、民間事業者を活用できる公的統計の範囲とレベルが明らかになったのである。国勢調査のような全国規模の大規模サンプルの調査も民間開放すべし、という声に対してこの段階ではそういう統計調査を履行する能力のある民間事業者は我が国には存在しない、したがって民間開放できない統計調査があるということ、業界団体や民間事業者へのヒアリングに基づいて主張できるようになったのである。2008年4月に、JMRAが公的統計基盤整備委員会を設置し、公的統計への対応の受け皿を目指した活動をするようになってからは、公的統計の民間開放にあたってのガイドラインや実施要項のチェックリスト等について、民間事業者側が実施可能で運用しやすいものを提案することにより、統計調査の実施・作成部局と民間事業者との意見交換が日常的に行われるようになってきている。

4. 6. 4 民間事業者の活用、民間開放の到達点、課題

公的統計の本格的な民間開放は、2007年度から公共サービス改革法に基づいて行われるようになった。

2010年度の公的統計（基幹統計と一般統計）の民間開放は、JMRAの調べでは、9府省で85本の統計調査となっている。ここでは、公共サービス改革法に基づく民間開放と会計法に基づく包括的民間委託の両方を含んでいる。

公的統計の民間開放とは言っても、受け皿となる民間事業者はJMRA会員社のような調査を専門とする民間調査機関だけではない。JMRAの調べでは、民間事業者をタイプ別にみると、JMRA会員社、シンクタンク、その他の民間企業、外郭団体・系列団体に及んでいる。

民間事業者の受託状況は、本数ベースで見ると、「その他民間企業」(39%)、「JMRA」(21%)、「シンクタンク」(20%)、「団体」(19%)の順となっている。調査専門の民間調査機関以外の民間事業者の受託が約8割を占めている。受託金額ベースで見ると、調査専門の「JMRA会員社」(47%)、が5割弱を占めている。受託金額の大きい統計調査は調査専門の民間調査機関に委託する傾向が見られる。

公的統計の民間開放とは言っても、調査専門ではなく、調査経験の無い民間事業者や各府省とのつながりのある「外郭団体・系列団体」が一定の規模の受け皿となっているのである。統計の質の確保だけを目的とするのであれば、調査専門の民間調査機

関が受託するのが順当だと思われるが、コストとの兼ね合い、当該統計調査についての関連知識の有無や各府省担当者との人的なコネクションの有無などの要因もあって、「その他民間企業」や「外郭団体・系列団体」が受け皿となっているものと思われる。

公的統計の民間開放という形で民間事業者の活用は、始まったばかりである。統計調査の実施・作成部局は民間事業者を選別し、民間事業者は個別の統計調査を選別し、お互いにそのメリットを見出すための模索の段階といえる。

大型の統計調査については、複数年契約が行われるようになって来た。民間事業者は複数年の習熟効果に期待し、期間中に適正利益が確保できるかどうかを探っている段階といえる。

民間事業者にとっての最大の課題は、公的統計の業務を受託して果たして適正な利益が確保できるか否かである。現在は民間開放がスタートしたばかりであり、複数年契約も第一期の期間中である。その意味では過渡期の段階といえる。今後、公的統計の民間開放が安定的な市場に育っていくためには、民間事業者にとっての「適正な利益の確保」が官民共通の認識となり、その実態的運用が図れるか否かが肝要である。

行財政事情が厳しくなる中であって、民間事業者の活用は必然である。民間事業者の側が保有しているリソースを公的統計に活用すると同時に、統計調査員活用の途を民間事業者にも開放すべきである。官民が相互に保有する統計リソースを相互乗り入れで有効活用していくことも、全体としてのコスト削減に効果を生むものと思われる。

4. 6. 5 民間開放の二つの流れと今後の課題

公的統計の民間開放は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2009年3月、閣議決定）によってこれまでの議論が集約され、一定の結論と方向性を持って推進されることとなった。

しかし、民間事業者の側から現状を見ると、民間開放には二つの流れ、二つの基準（ダブルスタンダード）があるように思われる。

一つは、公共サービス改革法に基づく民間競争入札である。もう一つは、会計法令に基づく包括的民間委託である。

公共サービス改革法に基づく民間開放は、入札公告の前に実施要項が第三者機関（官民競争入札等監理委員会入札監理小委員会）の審査、チェックを受けることになっており、統計調査の実施・作成部局は実施要項の作成に当たって、第三者機関の審査をクリアできる内容を備えているか否かを自主的にチェックできるよう、官民競争入札等監理委員会事務局によって「チェックリスト」が作成されている。

これに対して、会計法令に基づく包括的民間委託は、各府省は「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（各府省統計主管課長等会議申合せ）を踏まえて取り組むこととされている。このガイドラインは、民間事業者の活用を推進するため各府省が講ずべき措置について標準的な指針を示したものとされているが、各府省独自の効果的な取組を妨げるものではない、となっている。必ずしも最低限遵守すべき事項を取りまとめたものとしてガイドラインが策定されているわけではない。また、実施要項の「チェックリスト」との対比で言えば、チェックリストにもとづく実施要項は、統計調査の実施・作成部局が作成し、第三者機関（入札監理小委員会）のチェックを受けるという強制力が働いているのに対して、ガイドラインにもとづいているとされる仕様書は、ガイドラインが遵守されているかどうかを第三者がチェックし、ガイドラインからの逸脱を指摘する仕組みがないのである。

公共サービス改革法に基づく民間競争入札と会計法令に基づく包括的民間委託とのもう一つの違いは、民間開放の目的にコスト削減を設定するか否かである。公共サー

ビス改革法に基づく民間競争入札は、質の向上とコスト削減を同時に実現するために民間事業者の創意工夫を期待する、としている。実施要項の中でも過去実績の情報開示を行っており、応札を検討する民間事業者には大いに参考になる。これに対して、会計法令に基づく包括的民間開放は、ガイドラインを見る限りではコスト削減よりも従来行政府の側が実施してきた統計の品質の維持・向上にネライがあるように思われる。過去実績の情報開示の内容は、公共サービス改革法に基づく民間競争入札に比べて不足している。

これまでに実施された試験調査や市場化テスト・民間開放は、適正利益の確保という意味ではたいへん厳しい状況にある。民間事業者が継続して、安定的に公的統計の市場に参入するか否かは、将来的に見て適正な利益が確保できる見通しが持てるか否かにかかっている。

統計調査の実施・作成部局の民間開放の流れは、過去実績の情報を開示した上で質の向上とコスト削減を求めるか、過去実績の情報開示は不足しているが従来 of 統計調査の品質の維持・向上をもとめるか、二つのタイプが並存している状況である。いずれにしても民間事業者は適正な利益を確保することができなければ、継続して公的統計に対応できないことは明らかである。「民間開放が安くつく、という考えは統計調査から排除すべきである」という声もあるが、今のところ統計調査の実施・作成部局の予算確保には反映されていない。民間事業者は、今は二つのタイプの民間開放が並存する中で、成り行きを見守っているところである。しかし、公的統計の民間開放は、本来は一本化した方法で行われるべきであると考ええる。

表 I-4-1 公的統計の改革・民間開放を巡る動き（2011, 03）

年	政府側の動き(閣議決定等)	統計実施部局、統計ユーザー、関連団体等の対応
H.7 1995		「統計行政の新中・長期構想」 (平成7年3月 統計審議会)
H.11 1999	「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」 (平成11年4月27日 閣議決定)	
H.15 2003		「統計行政の新たな展開方向」 (平成15年6月27日 各府省統計主管部局長等会議申合せ)
		「社会調査士資格認定機構」発足 (平成15年11月29日)
H.16 2004	「規制改革・民間開放推進会議」設置 (平成16年4月12日)	
	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」 (平成16年6月4日 閣議決定)	
	第1部「重点強化期間」の主な改革 2.「官の改革」の強化 (3)行政改革 ・国・地方で、時代の変化を反映した的確な情報把握と迅速な情報開示のため、農林水産統計などに偏った要員配置を含めて、既存の統計を抜本的に見直す。一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。	「社会調査士、専門社会調査士」誕生 (平成16年5月 社会調査士資格認定機構)
H.16 2004	「規制改革・民間開放推進会議 中間とりまとめ」公表 (平成16年8月3日)	
	IV 官業の民間開放の推進 2.官業の民間開放の抜本的な推進 ④統計調査、製造等 ・公務員により行われなければならない必然性はない為、一定の要求水準を示した上で、当該水準を最も満たすものが行うべきもの	
	「経済社会統計整備推進委員会」(委員長:吉川洋東京大学大学院経済学研究科教授/経済財政諮問会議議員)を設置 (平成16年11月4日 内閣府)	「規制改革・民間開放推進会議への申し入れについて」 (平成16年11月17日 日本人口学会)
	「基本方針 2004」を踏まえ、総務省及び関係府省の取組を強化・支援し社会経済統計の整備を推進するため、経済社会統計整備推進委員会を設置	「緊急アピール『政府統計調査の信頼性を維持せよ』」 (平成16年11月18日 応用統計学会・日本統計学会)
	「規制改革・民間開放推進会議『第1次答申』の取りまとめ」公表 (平成16年12月24日 内閣府)	「統計法制度に関する研究会」(座長:廣松毅東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授)発足 (平成16年11月29日 総務省政策統括官)
	国の統計調査事業については、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計について、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに關して、具体的にどのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段が講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施する。 ・統計調査の流れのうち、調査の企画設計及び公表は国の業務として整理し、それらを除く業務の民間開放について検討することとされた。 ・統計調査については、部分的に民間委託が進んでいる承認統計のほか、民間開放が進んでいない指定統計についても検討することとされた。	「政府統計の現状と将来のあるべき姿 学術の視点からの提言」(抄) (平成16年12月14日 日本学術会議)
H.17 2005	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(改定) (平成17年3月25日 閣議決定)	「統計調査の民間委託に係るガイドライン」策定① (平成17年3月31日 各府省統計主管課長等会議申合せ)
	<規制改革・民間開放に関する第1次答申を受けて、統計調査の民間開放を閣議決定> 統計調査の実地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委	

年	政府側の動き(閣議決定等)	統計実施部局、統計ユーザー、関連団体等の対応
H.17 2005	託するような場合に委託者間で調査のレベルに差が出ないように調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである。	
	「個人情報保護法制の施行」 (平成17年4月1日)	
	経済社会統計整備推進委員会『政府統計の構造改革に向けて』の取りまとめ (平成17年6月10日)	
	・内閣府は、総務省等の協力を得て当委員会の後継組織とその事務局を速やかに設けて、各課題の実現に向けた取組みをフォローアップすることが適当である。各課題のうち、「司令塔」機能の強化を中心とする新たな統計制度の在り方については、(中略)後継組織において法制的・組織的な観点にも立ってその具体化を進めることとし、平成18年夏頃を目途に、結論を得ることとすべきである。	
	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」 (平成17年6月21日 閣議決定)	
	第4章 当面の経済財政運営と平成18年度予算の在り方 2. 民需主導の経済成長を確実なものにするために一活性化のための政策転換— (4) 活性化を目指した歳出の見直し	
	・基本方針 2004に基づいて、経済社会の実態を的確に捉える統計を整備するとともに、統計制度の改革を推進する。特に、別表 2の (6)の取組を進める。 <別表2> (6) (統計整備の推進)	
	・統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のために、統計法制度を抜本的に見直す。	S社「不適切なデータ処理」、マスコミ報道 (平成17年8月)
	・産業構造の変化等に対応した統計(経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス(仮称)、サービス統計、観光統計等)を整備する。	「統計調査の民間委託に係るガイドライン」改正② (平成17年8月15日 各府省統計主管課長等会議申合せ)
	・サービス統計等を整備するため、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備を検討する。	
	「統計制度改革検討委員会」(委員長: 吉川洋 東京大学大学院経済学研究科教授/経済財政諮問会議議員) 発足・初会合(平成17年9月6日 内閣府)	
H.17 2005	「規制改革・民間開放推進会議」第2次答申の取りまとめ・公表 (平成17年12月21日)	「統計法制度に関する研究会」報告書(中間取りまとめ)の公表 (平成17年12月15日 総務省政策統括官)
	・平成18年度において、「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」について、試験調査等を実施。その結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施	
	・総務省は、同省所管の指定統計調査の実施業務について市場化テスト・民間開放を実施するため、遅くとも平成18年度前半までに計画を策定	
H.18 2006	「統計制度改革検討委員会」『中間整理』のとりまとめ (平成18年3月9日)	「統計法制度に関する研究会」 (平成18年3月13日～5月29日 総務省政策統括官)
	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(再改定) (平成18年3月31日 閣議決定)	「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」開催 (平成18年3月13日～平成19年4月16日 総務省統計局)
	<以下により、統計調査の市場化テスト・民間開放を推進> * 民間開放: 企画を除く調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に委託すること。	・統計局所管の指定統計調査の実施業務について民間開放・市場化テストをいかに進めていくかに関し、専門的な検討を行うため開催
	①平成18年度において、「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」(いずれも指定統計調査)について試験調査等を実施。	「政府統計の改革に向けて—変革期にある我が国政府統計への提言—」(抄) (平成18年3月23日 日本学術会議)
	②上記2つの指定統計調査については、試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施。	
	③関係府省は、上記の試験調査等の結果を活用しながら、市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進。	
	④総務省は、同省所管の上記2つの指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施するため、遅くとも平成18年度前半までにそのための計画を策定。	
	⑤総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラテンの改定等所要の措置を速やかに講ずる。	
	⑥独立行政法人統計センターの業務については、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得る。	
	「統計制度改革検討委員会報告の取りまとめ」 (平成18年6月5日 内閣府統計制度改革検討室)	「統計法制度に関する研究会」報告のとりまとめ (平成18年6月5日 総務省政策統括官)

年	政府側の動き(閣議決定等)	統計実施部局、統計ユーザー、関連団体等の対応
H.18 2006	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」 (平成18年7月7日) 第3章 財政健全化への取組 2.「簡素で効率的な政府」への取組 (「公共サービス改革法」に基づく市場化テストの早期本格導入) ・統計調査の市場化テストのための法的措置を次期通常国会において講ずる等、国・地方ともに競争の導入による公共サービス改革を推進する。 (統計制度改革) ・統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織を内閣府に置くこととし、同組織は、基本計画の調査審議や内閣総理大臣等への建議等を行う統計委員会(仮称)として設置する方向で検討する。統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出するとともに、「基本方針 2005」に基づく統計整備を進める。あわせて、統計の構造改革の推進や市場化テストの導入・民間開放等により、既存の統計部門のスリム化を推進する。	JMRA、民間調査業界の現状報告 (H.18年6月22日 「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」)
	「公共サービス改革法」施行 (平成18年7月7日 内閣府) これに基づき、官民競争入札等監理委員会が発足。 ・統計調査の市場化テスト・民間開放 ⇒ 官民競争入札等監理委員会へ	
	「官民競争入札等監理委員会 統計部会」設置 (平成18年9月4日～平成19年3月 内閣府)	「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」策定 (平成18年10月6日 総務省統計局) ・国直轄調査である科学技術研究調査については、18年度内に総務省において入札を実施し、19年度調査から民間委託を開始 ・その他の調査については、当面、地域単位での民間開放により、民間事業者が実地調査業務を行う機会を創出 ・このため、19年度から、地方公共団体において入札を実施し、民間開放を開始可能とするため、総務省において、必要な環境整備(関係政省令・要綱等の改正、民間開放の基準・条件等の提示)を順次実施。 ・19年度に実施する5年周期の大規模調査(就業構造基本調査及び全国物価統計調査)については、19年度当初に入札を実施する必要があることに留意して、取組を進める
	「公共サービス改革基本方針」を策定① (平成18年9月5日 閣議決定)	
H.18 2006	公共サービス改革基本方針改定② (平成18年12月22日 閣議決定) ・科学技術研究調査について、民間競争入札の内容を規定 ・科学技術研究調査を除く総務省所管の指定統計調査について、地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を平成19年度から可能とするために必要な措置を講じる ・サービス産業動向調査について、法の対象業務とすることも視野に入れて、民間開放についての検討を行い、19年5月末までに結論を得る。	
H.19 2007	「官民競争入札等監理委員会 統計調査分科会」設置(統計部会の改組) (平成19年4月25日 内閣府) 「統計法改正」 (平成19年5月23日 内閣府) ・新統計法(平成21年4月施行)の四本柱とその主な内容 ①公的統計の体系的・計画的整備の推進 ☆業務統計、加工統計を含めた公的統計の体系的整備⇒ 基本計画を策定 ②統計データの有効利用の促進 ☆二次利用(オーダーメイド集計、匿名データ) ③統計調査の対象者の秘密保護の強化 ☆調査票情報等の適正管理義務、守秘義務、目的外利用の禁止、罰則の整備 ☆民間委託の進展に対応するため、受託した民間事業者にも明示的に適用 ④統計整備の「司令塔」機能の強化 ☆統計委員会を内閣府に設置 ⇒ 個別の統計調査の審議 ⇒ 基本計画案の調査審議等	「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」報告公表 (平成19年4月18日 総務省統計局) 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」改正③ (平成19年5月30日 各府省統計主管課長等会議申合せ)
	「経済財政改革の基本方針2007(抄)」 (平成19年6月19日 閣議決定)	総務省「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」 (平成19年6月18日～平成20年6月16日 総務省統計局)
	統計委員会発足(第1回委員会開催、10月5日) (平成19年10月1日 内閣府統計委員会)	

年	政府側の動き(閣議決定等)	統計実施部局、統計ユーザー、関連団体等の対応
H.19 2007	公共サービス改革基本方針改定③ (平成19年10月26日 閣議決定)	
	「公共サービス改革基本方針改定」④ (平成19年12月24日 閣議決定)	
H.20 2008		「統計調査業務における民間事業者の活用等に関する調査研究」(報告書) (平成20年1月 経済産業省、委託先(株)インテージ)
		JMRA「公的統計基盤整備委員会」設立 (平成20年4月11日 JMRA)
		JMRA、統計委員会基本計画部会で民間事業者の取組みについて報告 (平成20年4月22日 内閣府統計委員会基本計画部会第4WG)
		「統計調査における民間事業者の活用に関する懇談会」 (平成20年9月5日 総務省統計局)
	「公共サービス改革基本方針改定」⑤ (平成20年12月19日 閣議決定)	統計委員会「中間報告」に対する意見書(パブリックコメント)提出 (平成20年11月20日 JMRA)
	「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する答申 (平成20年12月22日 内閣府統計委員会)	「一般社団法人社会調査協会」に改組(「社会調査士認定機構」から) (平成20年12月25日 社会調査協会)
H.21 2009	「公的統計の整備に関する基本的な計画」 (平成21年3月13日 閣議決定)	
	「新統計法の施行」 (平成21年4月1日 内閣府)	「統計調査の民間委託に係るガイドライン」改正④ (平成21年4月1日 各府省統計主管課長等会議申合せ)
H.21 2009	「公共サービス改革報告書(2006～2009年)」 (平成21年5月15日 官民競争入札等監理委員会)	「公的統計市場に関する年次レポート 2008」発行 (2009年5月 JMRA公的統計基盤整備委員会)
	「公共サービス改革基本方針改定」⑥ (平成21年7月10日 閣議決定)	
	民主党政権発足 (平成21年9月16日)	
		「統計の品質評価に関するワーキンググループ」の設置 (平成21年12月17日 総務省政策統括官室 第一回会合)
H.22 2010		JMRA、統計調査分科会でJMRAの委員会活動について報告 (平成22年2月9日 内閣府官民競争入札等監理委員会)
	「実施要項(案)のチェックリスト」の作成 (平成22年3月31日 内閣府公共サービス改革推進室)	「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の改正⑤ (平成22年3月25日 各府省統計主管課長等会議申合せ)
		「公的統計の品質に関するガイドライン」の策定 (平成22年3月31日 各府省等統計主管課長等会議申し合わせ)
		「民間事業者の活用の見直し・改善に関するWG」JMRAの意見表明 (平成22年4月26日 総務省政策統括官室・各府省統計主管部署WG)
		「公的統計市場に関する年次レポート 2009」発行 (2010年5月 JMRA公的統計基盤整備委員会)
	「政府統計の統合プラン」の発表 (平成22年5月12日 総務省副大臣)	
	「公的統計の整備における喫緊の課題とその対応に関する基本的な考え方」発表 (平成22年6月18日 統計委員会)	

年	政府側の動き(閣議決定等)	統計実施部局、統計ユーザー、関連団体等の対応
H.22 2010	「公共サービス改革基本方針改定」⑦ (平成22年7月6日 閣議決定)	「統計・データの質マネジメント研究会」発足 (2010年7月13日 日本品質管理学会、内閣府統計委員会の委嘱を受けて)
		「統計の質保証・資格制度検討委員会」設置 (2010年9月7日 日本統計学会総会承認、2011年11月第一回統計検定実施)
H.23 2011		「民間事業者の活用に係るガイドライン」についてJMRAと意見交換 (2011年2月17日 政策統括官室・各府省統計主管部署WG)
	「東日本大震災」発生 (平成23年3月11日)	

第5章 2010年度の総括と今後の展望

5. 1 2010年度の総括

5. 1. 1 公的統計の民間開放は引き続き大きく進展

2010年度の民間開放された公的統計は、JMRAの調べでは85本、契約金額は45億1千万円である。本数、契約金額とも2008年度以降着実に増加しており、民間事業者を活用する公的統計が増えてきていることを示している。西暦末尾の「5」「0」年は、交通センサス関連の大型統計調査の実施年となっており、2010年度は通常年と異なる「特異年」にあたる。これに該当すると思われる約3億8千万円を差し引いたとしても全体としての増加の傾向は変わらない。

契約金額のシェアトップは、「JMRA」47%、以下「シンクタンク」23%、「その他民間」21%の順である。2009年度との比較で見ると「シンクタンク」が5億4千万円から10億3千万円へと契約金額をほぼ倍増させているのが注目される。ちなみに「JMRA」は19億3千万円から21億円へと1億7千万円の増加である。

JMRAが調べた、公的統計以外の中央官庁からの「その他調査」も2008年度以降契約金額は増加してきており、2010年度はほぼ10億円となった。「その他調査」を受注した会員社も2008年度以降着実に増えて2010年度は13社となった。「その他調査」の受注本数は、2009年度は前年を下回った（契約金額は増えた）ものの2010年度は102本と大台に乗った。

公的統計においても、また「その他調査」においても、受注する会員社数、契約金額、受注本数が着実に増加してきている。JMRA会員社の中央官庁からの受注実績が拡大するとともに、JMRA会員社の中での中央官庁対応への裾野の拡がりを確認することができる。

公的統計基盤整備委員会の活動が、上記の成果に少しでも役立っているとすれば、関係者としてもこんなに喜ばしいことはない。

5. 1. 2 政権交代、予算圧縮下の公的統計の民間開放

公的統計の民間開放を促進する動きは、厳しい行財政事情を背景としている。加えて2009年8月の総選挙で民主党が大勝し、自公政権から民主党政権へと政権が交代することになった。民主党政権は政治主導を標榜し、これまでの政策や行政施策の進め方は大きく変わるのでないか、ということが予想された。果たして統計行政の分野にはどのような影響、変化が現れたのであろうか。

公的統計の整備充実の重要性は、統計委員会の「基本的な計画」の策定過程においてもしきりに主張された「evidence-based policy making」（証拠や事実に基づく政策の立案）という言葉に象徴的に表されている。このことは「経験と勘と力関係」に頼った政策立案から、科学的、客観的なデータに基づく政策立案への転換を期待する声でもあった。こうした基本姿勢の転換は、自公政権から民主党政権に政権交代したこのタイミングをもってより実現性が高まることが期待された。

しかし民主党政権が政権発足当初に着手したのは、旧政権の行政コスト・サービスの無駄排除によるマニフェスト実現のための財源探しであった。その手法として採用された「事業仕分け」は国民的にも大きな関心呼び、大いにクローズアップされることになった。この流れを汲んで各府省においても「行政事業レビュー（事業仕分け）」

が行われ、統計事業（統計調査）の分野もこの対象となった。

さらに上記の動きに追い討ちをかけるように、統計行政を所管する総務副大臣は2010年5月、突如「政府統計の統合プラン」を発表し、「基本的な計画」に基づく公的統計の計画的、体系的な整備に取り組んでいた統計委員会や各府省の統計実施・作成部局の関係者をあわせてさせることになった。統計委員会は「政府統計の統合プラン」を前向きに受け留めて、6月に「公的統計の整備における喫緊の課題とその対応に関する基本的な考え方」をとりまとめることになったが、民主党政権の政治主導は公的統計の「スクラップ&ビルド」のスクラップの方を優先する趣であった。

厳しい行財政事情の中での政権交代、政治主導によるマニフェスト実現のための財源探しが優先されるあまり、民主党政権に期待された「evidence-based policy making」への方針転換は大きく後退したと言える。公的統計の整備充実を実現するための予算拡充の動きは弱く、現段階においては民主党への政権交代は統計行政の整備充実にとってプラスに働いているとはいえない。

5. 1. 3 公的統計の民間開放は着実に拡大、民間事業者のレベルもアップ

公的統計市場の民間開放は着実に拡大してきている。新設される公的統計においても、設計段階から民間委託を前提に検討するものが出てきている。例えば、「サービス産業動向調査」や「経済センサス活動調査」などがそれである。

民間事業者を活用する公的統計市場は拡大を続けており、その中においてもJMRA会員社の契約金額は年々増加して来ている。ある行政府の統計調査実施・作成部局の担当者の言によれば、「JMRA 会員社の提案書のレベルが、総体として数年前に比べて格段に上がってきている」という。JMRA 会員社の経験の蓄積と、意識的、自覚的な取組の成果の現われと評価してよいだろう。

これに対して、「統計調査実施・作成部局の担当者のレベルが低下して来ているのではないか」と指摘する声もある。現場と実務を知らない若い担当者が増えてきて、受託者とうまくコミュニケーションが取れないケースが増えてきているという。例えば実施過程において、仕様書に記述されていない事象について受託者に対して適切な指導、助言が出来なくなってきたという。仕様書や説明書にきちっと書いておかなければ受託者との間で無用のトラブルが発生するという理由で、あれもこれも入れておかなければいけないとして、仕様書や説明書がツギハギ的に書き足され、膨大な資料になっているのはそのためだという。

こういう傾向は統計調査実施・作成部局の側の担当者にぜひ改めてもらうとしても、経験知に基づく建設的な改善提案は、今後は民間事業者としても積極的に行っていく必要がある。

統計調査実施・作成部局の側の担当者は定期的な人事異動で2～3年で交代する。これに対して民間事業者は年々着実に力をつけ、公的統計についてのノウハウを取得し、専門性のある人材が量的に蓄積され、拡充されつつある。一生懸命、継続してやっていたら、民間事業者も公的統計調査のプロになれる。こうして信頼される民間事業者の地位を確立することが出来るのである。

5. 1. 4 民間事業者が「基本的な計画」遂行の一翼を担う

我が国の公的統計は、2009年3月に閣議決定された公的統計の「基本的な計画」に基づいて計画的体系的な整備が進められている。この計画の中では民間事業者を一層積極的かつ効果的に活用することがうたわれている。

これにともない、「基本的な計画」の遂行プロセスにおいて、顔の見える民間事業者

として JMRA の公的統計基盤整備委員会の登場が要請されることがある。

第一は、各府省統計主管部署WGとの意見交換である。

「基本的な計画」では、「統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、これらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催する」となっている。これを具現化するものとして、民間事業者の業界団体として活動している JMRA の公的統計基盤整備委員会は、各府省統計主管部署WGの求めに応じて意見交換を行った。

また、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（各府省統計主管課長等会議申合せ）についても、各府省統計主管部署WGの求めに応じて JMRA の公的統計基盤整備委員会との意見交換を行った。

第二は、統計データの質の評価に関する研究会への参加である。

「基本的な計画」では、「統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法についての検討の場を設置し、検討する」としている。統計委員会はこの検討を社団法人日本品質管理学会に委嘱し、同学会はこれを検討する場として「統計・データの質マネジメント研究会」を発足させた。公的統計の実施・作成を担う民間事業者として JMRA にも参加の要請があり、公的統計基盤整備委員会から検討メンバーが参加している。この研究会には、各府省の統計主管部署の担当者も参加している。

この二つに共通していることは、民間事業者にも受容できるものを官学民が連携して作り上げていこうというものであり、公的統計の質確保により責任を持つ形で民間事業者が関わることを意味している。JMRA の公的統計基盤整備委員会は、公的統計の関係者から顔の見える、ものを言う民間事業者の団体として認知され、公的統計の実施・作成プロセスにおける民間事業者としての責任あるポジションを担い、「基本的な計画」遂行の一翼を担うことになったのである。

5. 2 今後の展望

JMRA の公的統計基盤整備委員会は、2008年4月に発足してから3年間活動を行ってきた。公的統計の民間開放を主張し、推進する動きはあっても、民間事業者の実態については、公的統計に携わる学識者も行政府の担当者の間にも、必ずしも正確には捉えられていなかった。民間事業者と一括して表現されているが、JMRA の調べによれば、民間事業者の中には JMRA 会員社のような調査の専門機関もあれば、シンクタンク、その他の民間企業、外郭団体・系列団体など様々であることが明らかになった。

JMRA の公的統計基盤整備委員会は、公的統計が要求する履行能力のレベルを明らかにしながら、信頼できる民間事業者としての地位を獲得することを目標として活動してきた。また、公的統計に携わる学識者や行政府の担当者との意見交換等を通して、民間事業者としての要望、意見を表明してきた。こうして JMRA の公的統計基盤整備委員会は、今では顔の見える、ものを言う民間事業者としてその存在が関係者の間に認知されるに至ったと認識している。

このような3年間の委員会活動を踏まえて、公的統計に関わる民間事業者としての立場から今後の展望を述べることにする。

5. 2. 1 公的統計の整備と官・学・民の連携

近年、公的統計の民間開放を前提として、官・学・民が連携して共通の土俵を設定し、官民共通のスタンダードを作成するなど、ソフトインフラの整備が進んでいるの

である。

一つは、資格認定制度創設の動きである。

統計調査業務に携わる人の「統計調査士」「専門統計調査士」資格認定制度創設の検討が日本統計学会で始まっている。この制度は民間のマーケティングリサーチに携わる調査員、社員も資格取得の対象としている。

調査員を対象とする「統計調査士」の資格を取得するとどのような効果・利益が期待されるか。

- ①統計調査員として一定の能力を有していると客観的に評価されるので、とりわけ民間調査機関においては、統計調査員として優先的に採用されやすくなる
- ②調査実施者ならびに調査客体（対象者）から信頼されて調査の仕事に取り組める

調査の実務に携わる社員を対象とする「専門統計調査士」の資格を取得するとどのような効果・利益が期待されるか。

<個人としてのメリット>

- ①統計調査プロジェクトの実務上の能力を有することが社内外から客観的に評価される
- ②獲得した専門的知見と能力は、統計調査はいうに及ばず、関連する幅広い分野で高く評価される

<企業としてのメリット>

- ①専門統計調査士を擁することで統計調査を実施する組織能力が評価され、受託の際のアピールポイントになる

などが想定されている。

この制度は、公的統計に携わる人も民間のマーケティングリサーチに携わる人も、ひろく統計調査業務に携わる人の人材の育成と確保の取組と捉えて、官民垣根を越えて環境整備を行っていく必要がある。

公的統計の分野では、民間事業者の履行能力が問われることがあり、これまではそれを客観的に示す指標が存在しなかった。公的統計の分野でもこの資格認定制度が活用され、広く社会に定着していくことを期待している。たとえば、公的統計の業務に従事する社員が有資格者である場合、総合評価の技術点の加点対象とするという扱いをすれば、この制度は民間事業者の間に普及することになる。また、委託者の側から見ても安心して信頼できる民間事業者の選定に貢献する。発注者、受託者双方にメリットのある制度ということが出来る。JMRA としてもこの資格認定制度の普及啓発、取得推奨等、この制度が広く社会に普及し定着することを期待するとともに、この制度との関わり方を積極的に検討していく必要がある。

この資格認定制度が幅広く社会に認知され、実務の上でも役に立ち、定着させることが公的統計の質を担保することに繋がる。JMRA はこの資格認定制度の制度設計の段階から関与することになった。

二つ目は、公的統計の品質確保の問題である。

2010 年 7 月、内閣府統計委員会が「統計の品質に関する指標及び実施過程の管理方法についての検討の場を設置し、検討する」（「基本的な計画」）ことを、日本品質管理学会に委嘱した。これを受けて日本品質管理学会は「統計・データの質マネジメント研究会」を設置した。JMRA は民間事業者の団体として、各府省の統計主管部署担当者とともに参加し、官民で共通の認識となる公的統計の質についての研究に関わることになった。

三つ目は、ガイドラインの改定である。

これまで「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の改訂作業は、民間事業者からのヒアリングを行わないで、各府省統計主管課長等会議申合せというかたちで行われてきた。JMRA という顔の見える民間事業者の業界団体の存在が明らかになったことにより、2011年2月、各府省統計主管部署WGとJMRA 公的統計基盤整備委員会は、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の改定作業の参考にするため、民間事業者としての意見表明を行うと同時に意見交換を行った。

このことは、公的統計の民間開放にあたってのガイドラインについて、民間事業者側が実施可能で運用しやすいものを提案することにより、統計調査の実施・作成部局と民間事業者との共通のスタンダードを作る動きであるといえる。

5. 2. 2 民間事業者参入条件（「(実施要項の) チェックリスト」と「ガイドライン」）の更なる比較検証を

公的統計の民間開放は、現在では二つの流れで行われている。一つは、公共サービス改革法に基づく民間開放であり、もう一つは会計法令に基づく民間開放である（この違いについては、「民間版ガイドライン検討」小委員会の報告で実証的に検証しているので参照していただきたい）。

同じ公的統計であっても、どちらの根拠法に基づいて民間開放を行うのか、その基準が必ずしも明確ではない。公共サービス改革法に基づく民間開放は、「実施要項」が入札監理小委員会という第三者機関の審議の対象となり、それをクリアするためにも準備を周到に行う必要があること、調査の実施後においても「実績評価」の審議も行われるなど、統計調査実施・作成部局の事務コスト、負担が大きいため原課から敬遠されているのが実情である。

応札する民間事業者の立場から見ると、情報開示のレベルと範囲の点で公共サービス改革法に基づく民間開放の方がより歓迎すべき方法だと考える。会計法令に基づく民間開放は、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（各府省統計主管課長等会議申合せ）に基づいているとはいえ、拘束力、強制力は働いておらず、どこまでガイドラインに沿って仕様書、入札説明書が作成されているか大いに疑問である。また実際に出来上がってくる仕様書、入札説明書とガイドラインを対比し、チェックする仕組みもないのが現状である。ガイドラインは有名無実化している可能性があり、これを徹底して検証していく必要がある。

民間開放されている現状における公的統計は、一つは「実施要項のチェックリスト」に準拠しており、もう一つは「ガイドライン」に準拠するという、「ダブルスタンダード（二重基準）」になっている。公的統計の民間開放が二つの基準で行われている現状は不可解であり、ぜひ一つの基準で運用すべきであると考ええる。

5. 2. 3 適正利益確保の主張をより明確に

これまでのところ公的統計の民間開放は、統計調査の実施・作成部局の要求レベルに対応する民間事業者の履行能力という観点で見た場合、民間事業者は要求レベルに対応できるだけの実績を残してきたといえる。当初、公的統計の民間開放に対して、一部に見られた不信と不安感を取り除く結果を残すことが出来た。公的統計の民間開放は、調査を本業としない民間事業者であっても受注できる仕組みであるが、一部のミスマッチを除いて、概ね落札した民間事業者によって適切に対応できたといえる。

ここまでは、発注する統計調査の実施・作成部局の側にとっても、受注する民間事業者の側にとっても、手探りの試行錯誤の段階であったと思われる。民間事業者にとっては、公的統計の実施・作成業務に対応できるかどうか、一度は経験してみようとい

う期間であったかもしれない。また自社の統計調査の資源を公的統計の分野で活用することを通して、全体としての効率化を図ったり、稼働率を高められるかもしれないという積極的な意味での期待もあった。

しかし公的セクターの仕事はなかなか儲からないというのが世の中の一般的な認識である。初めて受注する公的統計では、単年度では適正利益が計上できないのが実情であり、公的統計を受注した多くの民間事業者はこのことを実感している。

民間事業者にとっては、適正な利益が確保できるかどうかは死活問題である。複数年契約や同一業務の継続受注によって、単年度では利益が計上できなくても将来的には業務に対する習熟効果や改善努力によって、利益が計上できる業務になるかどうかを見極めることが必要になってくる。大型業務の複数年契約の第2クールに入ってきた2011年度からが正念場である。履行能力には問題が無いことが明らかになっても、採算に合わない状態が継続するのであれば、民間事業者にとっては撤退やむなしという結論にならざるを得ない。これは民間事業者にとっても望むところではない。

我々民間事業者としても、どのようにして適正利益を確保するのか、今一度検討してみる必要がある。そのためには、現在の公共調達の仕事にも切り込んでいく必要がある。また、適正利益の確保の必要性を言い続けていくことも必要である。民間事業者にとっては、原課と会計課の二元対応などは、最終的な責任の所在をあいまいにする行政府の側の対応の表れではないかと認識している。ガイドライン、チェックリストに基づいて作成される仕様書や入札説明書は、公的統計の質を確保するための方策を明文化したものである。ところが、仕様書や入札説明書は予算措置との連動が明確になっていないのである。仕様書や入札説明書と予算額はリンクしているが、予定価格や落札金額は仕様書や入札説明書と全くリンクしていない。予算額から減額した予定価格に合わせて、仕様書や入札説明書の内容を変更した例をいまだかつて聞いたことが無い。

信頼できる民間事業者と統計調査の実施・作成部局の側が将来にわたって「Win-Win」の関係を築くためにも、行政府の側には民間事業者にとっては適正利益の確保が必要であることを認識していただき、そのための対応策をぜひ講じてもらいたい。

5. 2. 4 次期「基本的な計画」の策定に向けて

2011年度は、現行の「基本的な計画」の折り返し点となる。9月に作成予定の「平成22年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」を踏まえて、また、10月の改選される統計委員のメンバーによって、次期「基本的な計画」へ反映させようとする案件の検討が始まるものと思われる。

行財政事情は東日本大震災の影響もあって、一段と厳しくなってくる。統計予算は従来どおりの規模で確保されるのか、2010年度に話題となった「政府統計の統廃合」はこうした中で息を吹き返してくるのか、新しい政策立案のベースとなる新設の公的統計はあるのか、これまでの公的統計の民間開放を踏まえてもう一段民間開放は進展するのか、公的機関が必要とする統計データはすべて公的機関が責任をもって整備するのではなく、民間事業者の保有する統計データ活用の道が開かれることになるのか、公的統計の実施・作成分野における官民の新しい連携が生まれてくるのか、民間事業者としても公的統計の動向に注視していく必要がある。

5. 2. 5 東日本大震災と今後の公的統計

2011年3月11日に起こった東日本大震災は、世界最大級の地震規模となり、加えて津波、原発の大災害をもたらした。

公的統計は、被災地において調査客体と調査員等の地方統計機構に大きな被害が生じており、調査の実施を断念する地域も生まれている。ここでは東日本大震災が公的統計に与えた直接的な影響を論じるのではなく、東日本大震災をきっかけとして、我が国の公的統計は今後どうあらねばならないかについて考察することにする。

第一は、公的統計の実施・作成予算の確保である。

厳しい財政事情の下であって、民主党はマニフェスト実現のための予算にも事欠く有様である。加えて、今度の震災によって必要となる巨額の復旧・復興予算である。被災地のみならず、被災地に電力の供給源を依存した首都圏をはじめ地震の影響は広域化している。また、全国の他の地域でも災害に見舞われた場合というシュミレーションも必要になってくる。復興計画立案のためにも統計調査は必要であり、議論のベースに統計データの存在があることを忘れてはならない。復興予算捻出のために統計調査の予算を圧縮するということがあってはならず、災害復旧・復興予算には統計調査の予算を含む一体のものとして考える必要がある。統計データの価値、有用性を再認識するチャンスでもある。費用対効果の検証、災害復旧、復興の進捗管理に統計データを活用することを考えなければならない。

第二は、新しい国づくりに役立つ統計整備の必要性である。

我が国の公的統計は、「基本的な計画」に基づいて計画的、体系的に整備が進められている。今回の東日本大震災によって、この「基本的な計画」の策定時には想定していなかった数多くの事態が生まれている。

我が国の公的統計は、今後の新しい国づくりに役立つ統計整備という観点、枠組みで見直す必要があるのではないか。

第三は、既存統計についても新しい観点からの整備の必要性である。

エネルギー消費統計や環境統計については、「基本的な計画」でも整備の必要性が述べられている。今回の東日本大震災の状況を踏まえて、エネルギー消費統計や環境統計について改めて体系的な整備の必要性を検討する必要がある。エネルギーは消費だけではなく生産という観点や、供給地域と消費地域の別に見ることも必要である。また、原発に関連して、被災状況を示すデータが保安院、原子力安全委員会、東京電力など様々の機関から示されているが、トータルに被災状況を表すデータの整備と提供体制の検討も必要であろう。

第四は、民間事業者の保有するデータの活用を含めた総合的な情報提供の必要性である。

公的統計は、過去のある時点での実態を後追いで提供しているデータという性格がある。東日本大震災のような状況では、同時進行的に状況を伝えていくための情報収集と情報提供の仕組みを検討していく必要がある。

公的統計が、過去の静態的な統計データの作成・提供に留まることなく、「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である」（統計法第1条）という観点から、今の状況に真に役に立つ情報、統計データの提供ということを根本から考えてみる必要があるのではないか。

そのためには、全てのデータを公的機関が責任を持って収集し、提供することは土台無理な話である。緊急時の対応も難しい。ここでは民間事業者の保有するデータの活用や、当事者や調査客体からデータが集まってくる仕組みの構築も検討されて良い。

東日本大震災を契機に、公的統計の計画的、体系的な整備の検討がさらに深まり前進することを願っている。

第二部 各小委員会の活動報告

A.「社員、調査員の能力・技術研修についての検討」

小委員会報告

B.「民間版ガイドラインの検討」小委員会報告

**A.「社員、調査員の能力・技術研修についての検討」
小委員会報告**

2011年5月

「社員、調査員の能力・技術研修についての検討」小委員会

第1章 「社員、調査員の能力・技術研修についての検討」小委員会の活動

1. 1 目的

当小委員会は公的統計調査に携わる社員と調査員に必要な能力や技術の修得と向上のための問題や課題を整理検討し、有効な研修プログラムの作成と、社員、調査員の資格認定制度について検討する目的で活動した。

1. 2 検討課題

当小委員会では主に以下の課題を検討した。

- (1) 公的統計調査に携わる「社員の能力・技術研修」
- (2) 公的統計調査に携わる「調査員の能力・技術研修」
- (3) 「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」結果
- (4) 「調査員実態調査」結果
- (5) 社員・調査員の資格認定制度について

1. 3 検討方法

2008年度は、公的統計調査を実施している官公庁の統計職員と統計調査員について、統計研修の内容を把握した。当該機関へのヒアリングにより統計職員と統計調査員の研修の内容や研修に使用している教材等を収集し、内容の検討を行った。

さらに、調査機関における調査員の研修と官公庁からの受注調査の実態等を把握するため、JMRAに加盟している正会員社に対して調査を実施した。

また、社員と調査員の資格認定制度について他業界の事例収集を行い、会員社からの意見も参考に、調査業界における資格認定制度の検討を行った。

2009年度は、自治体の統計職員向けに財団法人統計情報研究開発センターが実施している「統計実務基礎研修」に参加、統計研修の内容を把握し、民間の調査機関で実施している研修内容との比較を行った。

さらに、官公庁が民間調査機関に発注する際の基準として、信頼できる調査機関であることの証として、また社員の能力・技術の明確化を図る上で、「(社)社会調査協会」の「社会調査士」「専門社会調査士」を取得することを検討し、調査業界における資格認定制度の検討を行った。

また、2008年度に実施した「調査機関の調査員並びに官公庁からの受注調査に関する実態調査」を「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」と改め、2010年度は、3回目の「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」を実施し、民間調査会社における官公庁からの受注状況の推移および資格認定制度の実態と意向を中心に把握を行った。

なお、懸案であった「調査員実態調査」を立ち上げたが、調査期間が長期に及び、2011年4月現在、調査票の回収途中のため、残念ながら結果の検討までには至らなかった。

資格認定制度については、「社会調査士資格」を認定している(社)社会調査協会への訪問および意見交換、また2011年度に(社)日本統計学会が新設する「統計調査士資格」に関する情報収集および検討を行った。社会調査士資格と統計調査士資格の比較は表ⅡA-1-1の通りである。

表IIA-1-1 社会調査士資格と統計調査士資格の比較表

	社会調査士資格（社）社会調査協会			統計調査士資格（社）日本統計学会	
	社会調査士	専門社会調査士		統計調査士	専門統計調査士
		正規	8条規定		
対象領域	社会調査			統計調査	
評価方法	単位認定		論文審査	検定試験	
対象者	大学の学部卒業生 (社会学を中心とする学部)	大学院の卒業生 (修士・博士)	大学で社会学や統計学を教える教員	調査員	調査機関の社員や 政府・自治体の統計関係職員
費用	－	－	4万円	5千円	1万円

1. 4 運営体制

以下の小委員会メンバーで運営した。

- ◎金子 順勇：Ipsos 日本統計調査
- 芦川 勝彦：東京サーベイ・リサーチ
- 小内 隆：RJCリサーチ
- 木原 剛：インテージ
- 斉藤 浩一：日本インフォメーション
- 杉原 政勝：ビデオリサーチ
- 高橋 功：トランスコスモス
- 横尾 俊至：クロスマーケティング
- 鈴木 督久：日経リサーチ（資格認定制度担当）
- ◎：リーダー ○：サブリーダー
- オブザーバー
- 岩間 伸之：サーベイリサーチセンター

第2章 検討結果の要約

2. 1 公的統計調査の受発注の状況

2008年度、2009年度に続き、2010年度もJMRA正会員社に対し「民間調査機関における公的統計に関する実態調査（以下、会員社調査）」を実施した。この調査は、官公庁が民間調査機関に対して抱く不安を払拭すると共に、官公庁の民間開放の状況を捉えることを目的に実施したものである。

民間調査機関の官公庁への業者登録状況は、2009年度と比べると横這い傾向にある。特に中央省庁では、2010年度は30社（44.5%）の登録状況であり、2009年度の33社（45.2%）とほぼ同程度であった。このことは、登録を希望するJMRA正会員社は、一通り登録を済ませたといいよい状況を示していると考えられる。

一方、受注実績では、受注本数は外郭団体で2008年度より増加したものの、中央省庁、地方自治体のいずれも2008年度より減少した。しかしながら、受注金額では、中央省庁、地方自治体、外郭団体のいずれも2008年度よりも増加しており、少しずつではあるが、官公庁への民間開放は進んでいるものと考えられる。（表2参照）

表ⅡA-2-1 2007年度から2009年度の受注実績比較

	2009年度		2008年度		2007年度	
	本数(本)	金額(万円)	本数(本)	金額(万円)	本数(本)	金額(万円)
中央省庁	112	200,204	135	186,327	117	166,425
地方自治体	472	157,784	630	132,394	490	102,419
外郭団体等	312	70,686	230	69,085	283	241,915
合計	896	428,674	995	387,806	890	510,759

2. 2 調査員組織の実態把握

2008年度、2009年度の会員社調査では、調査員を「保有」している会社は6割あったが、2010年度の調査では「保有」比率は50%と低下した。そのため、訪問調査員も減少傾向にあり、2009年度より全国で約3,000人減少した（推計値）。ブロック別に見ると横這いあるいは微増傾向ではあるものの、これは1社当たりの平均でみた場合であり、全体としての減少傾向は続いている。調査員のプロフィールでは、2009年度の調査に比べ、男性の調査員が9.6%から18.7%に倍増しており、昨今の景気状況の悪さからか男性の参入傾向がみられる。

一方、2010年度に立ち上げた調査員の側からみた「調査員実態調査」は、調査期間が長期に及び、2011年4月現在、調査票の回収途中のため、残念ながら結果の検討までには至らず、2011年度の課題として残された。

2. 3 民間調査機関における人材育成と資格認定制度

公的統計調査の市場化においては、調査業界全体の履行能力のアップと人材の育成なくしては考えられない。

民間調査機関全体としては、官公庁の求める品質に応えられるよう「ISO20252」「ISO9001」といった規格認証の取得をしていく事が履行能力を示すものであり、官公庁も判断がし易い。取得に当たっては、各正会員社任せにするのではなく、JMRAとしても後押しするような施策・支援が必要である。

人材の育成・教育も大きな課題である。社員については各正会員社独自の教育プログラムが実施されているであろうが、官公庁の公的統計調査を理解する上では、財団法人

統計情報研究開発センター主催で毎年実施している「統計実務基礎研修」等に参加することを JMRA として推奨する。

また、調査員については、現在、各正会員社で実施しているであろう研修を引き続き実施することと、同時に公的統計調査に関する統一マニュアル（「統計調査員のしおり」）の配布もお願いしていきたい。

調査機関の資格認定制度については、(社) 社会調査協会の「社会調査士」や「専門社会調査士」の社員による取得あるいは資格取得者を正会員社内に増やしていくことも官公庁に対して履行能力をアピールする材料となり得るが、「社会調査士」や「専門社会調査士」の資格取得は、大学や大学院での単位認定や論文審査のため、調査機関の既存社員にとっては資格取得のハードルが高い。

2011 年度からは、(財) 日本統計学会が、「統計調査士」および「専門統計調査士」の資格認定制度を立ち上げた。この資格認定制度は、調査機関の社員、調査員が試験に合格すれば取得できる資格制度であり、資格取得できる可能性が高い。また、今後公的統計の入札時に、調査機関の調査実施能力を示す資格として認められることも考えられるため、社員、調査員の資格認定制度として大いに注目していきたい。この「統計調査士」および「専門統計調査士」の資格認定制度には、JMRA も制度構築に関わっており、また、資格試験は、団体での受験が検討されているので、JMRA としても積極的に受験環境を整えることが望まれるところである。

第3章 公的統計調査に携わる「社員、調査員の能力・技術研修」についての検討

3. 1 社員の研修について

2008 年度は、公的統計調査を実施している国の機関を訪問し、統計職員に対する研修内容や研修教材についてヒアリングを行った。ヒアリングを実施した機関は以下のとおりである。

- ・総務省政策統括官（統計基準担当）
- ・総務省統計研修所
- ・財団法人全国統計協会連合会¹⁾
- ・東京都練馬区

¹⁾ 2009 年度以降は公益法人制度改革の影響で、財団法人統計情報研究開発センター (Sinfonica: Statistical Information Institute for Consulting and Analysis) へ移行

2009 年度は、唯一民間でも参加できる財団法人統計情報研究開発センター主催の「統計実務基礎研修」について、当委員会からも試みに受講した。

この研修は、年に一回、国、地方公共団体だけでなく民間の企業、団体の統計実務担当職員（社員）を対象として、公的統計の実務に必要な知識・技術の習得を目的とした「統計実務基礎研修」を 2 日間のコースとして実施しており、講師は、統計局職員が行っている。

この「統計実務基礎研修」は、JMRA で毎年実施している「新人リサーチャー合宿セミナー」の、いわば公的統計版ともいってよく、「統計行政の概要」、「統計組織」、「統計法規」、「地方公共団体における統計の整備」、「標準統計分類」といった課目は公的統計ならではの。特に「統計法規」や「標準統計分類」などは、JMRA のセミナーでは取り扱うことのない分野であり、公的統計に関わる調査機関の社員にとっては、積極的

な受講が望まれるところである。

なお、財団法人統計情報研究開発センターでは、上記の研修以外にも、以下のような講習会を行っている。

- ・統計グラフ指導者講習会：
統計グラフ作成を指導する立場にある者等を対象として、統計の表現技術の向上及び統計グラフの活用を図り、併せて統計グラフの普及を通じて、統計思想の啓発を図る。
- ・統計実務講習会（加工分析）：
国、地方公共団体及び民間団体の統計実務担当者を対象として、統計の加工分析に関する知識の向上を図る。
- ・統計実務講習会(産業分類)：
情報通信技術の高度化、経済活動のサービス化の進展、事業経営の多角化等に伴う産業構造の変化に対応した統計調査技術の向上を図るため、国、地方公共団体及び民間の統計実務担当職員等を対象として、日本標準産業分類の基本的な考え方、運用方針等について理解を深める。

3. 2 調査員の研修について

2008年度は、公的統計調査を管轄している国の機関と地方自治体の統計調査員を管理している機関を訪問し、統計調査員に対する研修や研修教材についてヒアリングを行った。統計調査の実施主体は国であるが、ほとんどの指定統計調査は、市区町村が統計調査員を使って実施している。その基本的流れは、「国→都道府県→市区町村→統計調査員」となる。ヒアリングを実施した機関は以下のとおりである。

- ・総務省政策統括官
- ・財団法人全国統計協会連合会
- ・東京都練馬区

2009年度は、調査員向け実態調査を実施し、調査員の研修受講実態を把握した後に具体的な研修プログラムを検討する予定であったが、残念ながら実態調査が実施できず、検討に至らなかった。

調査員向け研修のテキストについては、総務省統計局がHPにて掲載している「統計調査員の量・質確保・向上に関するガイドライン（平成21年3月改正）」

(<http://www.stat.go.jp/index/seido/pdf/3-1.pdf>) 並びに「統計調査員のための応答事例集」(総務省政策統括官 統計基準担当 平成21年3月発刊 但し非売品)を入手する事が出来た。既存の各種マニュアル(「統計調査員のしおり」「統計調査を安全・スムーズに行うために」「JMRA 調査員マニュアル」と併せ、各正会員社が実施する研修において活用することを本小委員会として推奨した。

2010年度は、懸案であった「調査員実態調査」を実施できたものの、調査期間が長くなり、現段階で最終的な結果が出せないため、残念ながら検討までには至っていない。

3. 3 今後の方向性と残された課題について

社員の公的統計調査の知識修得に当たっては、民間企業への統計局職員の派遣や(独)統計研修所の研修への参加は現実的には難しく、現在唯一民間にも開放されている(財)統計情報研究開発センターが実施している「統計実務基礎研修」等に参加していく事が望ましいと考える。統計に関する基礎知識は社内OJT、JMRA並びに外部の講座にお

いて修得する事が可能であるが、公的統計調査における基礎知識は、官公庁からの受注業務の経験がないと社内で継承していくことは困難であるし、外部講座にも該当するものはない。今後、公的統計調査の受注を考える正会員社は積極的に「統計実務基礎研修」への参加が望まれる。

調査員の研修は、基本的には各正会員社に依存することになるが、研修で使用するテキストは統一が図られている事が望ましく、(財)統計情報研究開発センター発行の「統計調査員のしおり」を使用することで、行政と同一レベルの研修が可能と考えられる。

2010年度は、JMRA独自の研修や研修資料の作成ができるかどうかの検討を行って見たとの、この2年間の活動を鑑みても、講師の人選問題や資料作成における著作権問題もあり、現状では、社員、調査員のいずれの研修においても、JMRA以外の外部研修や外部資料を利用するのがよとの判断を行った。

しかしながら、今後JMRAとして、研修の実施や研修資料作成を行っていけば、より官庁へのアピールに繋がるのではないかと考えられ、今後も研修および研修資料作成の検討は続けていく必要があるといえよう。

第4章 資格認定制度についての検討

4. 1 社員、調査員の資格認定について

2008年度は、調査に関係する資格として、「社会調査士資格」の紹介とその他公的機関や民間機関における資格認定制度の紹介を行うに留まった。

2009年度は、2008年度に紹介した「社会調査士資格」について検討を行った。

2009年現在、社員の調査に関する資格としては「社会調査士資格」((社)社会調査協会)がある。官公庁が民間調査機関に業務を委託する際の選定基準として、「社会調査士資格」を保有する社員がいることは、履行能力を測る一つの証しであると考えられる。また、民間調査機関の履行能力向上の取り組みの一環にもなる。

「社会調査士資格」には「社会調査士」と「専門社会調査士」の2種類があり、「社会調査士」は大学で所定の科目の単位履修により卒業時取得できる資格で2009年現在約7,700名(2010年現在10,600名弱)の資格取得者がいる。また、「専門社会調査士」は「社会調査士」の資格を有し、大学院で所定の科目の単位履修と修士論文により取得できる資格で2009年現在約1,700名(内、1,600名弱が論文審査による取得)が資格取得している(2010年現在1,900名弱で内1,700名が論文審査による取得)。

調査機関の社員にとっては、論文審査による「専門社会調査士」の資格取得が考えられるが、論文を書いた経験のない調査機関の社員にとっては、現実的にはなかなか取得しにくい制度となっている。

そこで、2010年度は、(社)社会調査協会を訪問、ヒアリングし、「専門社会調査士」の資格取得について、調査会社の社員にも取得しやすい制度への変更意向があるのか等ヒアリングを行った。しかしながら、現状では制度の変更は検討されておらず、「専門社会調査士」の資格取得は依然厳しい状況となっている。

一方、(社)日本統計学会では、2011年度より「統計検定制度」を発足させる予定であり、その中に調査員向けの「統計調査士」、調査会社の社員、統計指導員向けの「専門

統計調査士」の資格制度を設けている。これらの資格は、試験（経営者向けには一部講習会も実施予定）に合格すれば取得することができ、また、調査員や調査会社の社員にとって比較的取得しやすい状況にあるといえる。

4. 2 資格認定制度の課題と今後の方向性について

「社会調査士」や「専門社会調査士」の資格認定制度については、現状では大学や大学院での単位認定および論文による審査制度のため、調査機関の既存社員にとっては、なかなか取得しにくい状況となっている。

一方、2011年度に新設される「統計調査士」、「専門統計調査士」の資格認定制度は、調査員や調査機関の社員でも、試験に合格すれば取得できる制度であり、今後発表される試験制度や試験内容が注目される場所である。また、今後はJMRAとして「統計調査士」、「専門統計調査士」の資格取得を推奨していくのかなどの合意形成の検討を進めていく事が必要と考えられる。

第5章 「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」結果の概要

5. 1 調査概要

(1) 調査目的

統計などの公的な調査の受注実績や今後の参入意向等について実態をつかむ。また、調査会社における保有調査員の実態等も把握する。

(2) 調査対象

JMRA 正会員社 150 社（2010 年 11 月現在）

(3) 調査地域

全国

(4) 調査手法

E - mail 調査（会員社窓口担当者へ e-mail の添付ファイル形式で送付、回収）

(5) 調査項目

1. 官公庁からの受注状況
 - ・ 業者登録の現状
 - ・ 官公庁からの受注実績
 - ・ 官公庁受注と民間受注での変動費の割合
 - ・ 中央省庁からの受注実績
 - ・ 参入意向 など 8 項目
2. 調査機関保有調査員の実態
 - ・ 調査員の保有状況と人数
 - ・ 調査員のプロフィール など 4 項目

3. 資格認定制度の実態と意向
- ・ 資格認定制度と資格の有無・人数
 - ・ 各種資格制度への考え など3項目

(6) 実査期間

2010年11月2日～12月20日

※11月15日メールにて督促実施、11月29日、12月5日メールにて再督促実施

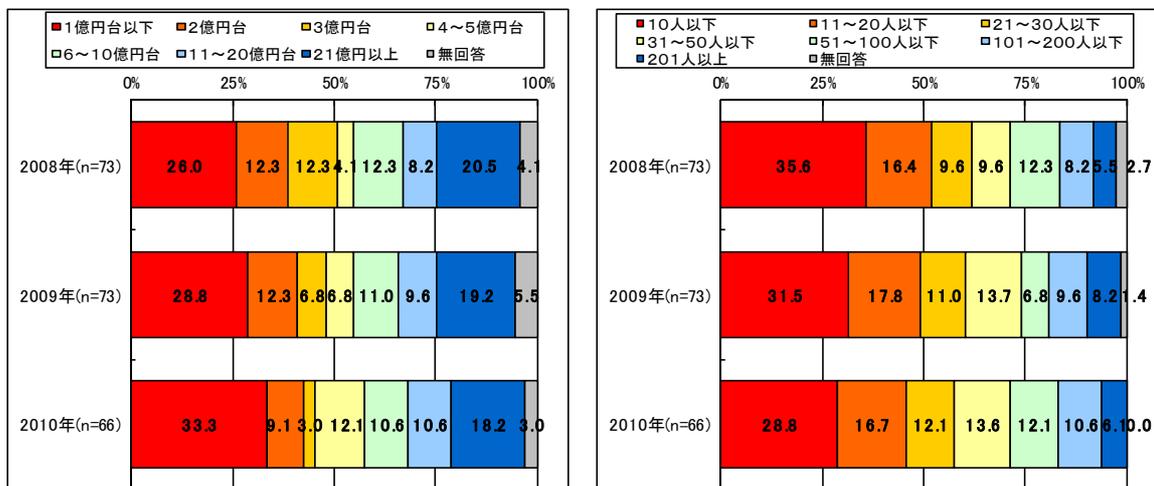
(7) 回収数/発送数 (回収率)

66/150 サンプル (44.0%) ※有効回答数 66 サンプル

(8) 企業属性

【売上高】

【総従業員数】



※過去の調査概要

<2008年>実施期間：2008年11月5日～28日、発送数：142社、回収数：73社(有効回収率51.4%)

<2009年>実施期間：2009年11月2日～30日、発送数：148社、回収数：73社(有効回収率49.3%)

5. 2 調査結果のまとめ

5. 2. 1 官公庁からの受注実態

①登録状況について

- ・ 中央省庁への「競争入札参加資格申請登録＝業者登録」をしている会員社は30社(44.5%)で、2009年度の33社(45.2%)と同程度となっている。
- ・ 業者登録をしている会員社の中央省庁統一資格ランクは、「Aランク」3社(2009年度4社)、「Bランク」5社(同5社)、「Cランク」21社(同21社)、「Dランク」0社(同2社)、「わからない」1社(同1社)となっている。
- ・ 中央省庁全省統一資格ランクを取得していない理由としては「中央省庁からの受注は考えていないから」(66.7%)が最も多く、次いで「中央省庁からの受注は収益性が良くないから」「手続きが面倒だから」(各16.7%)となっている。
- ・ 地方自治体への業者登録をしている会員社は19社(28.8%)で、2009年度の30社(41.1%)から11社(17%程度)減少している。

- ・外郭団体・独立行政法人への業者登録をしている会員社は18社(27.3%)で、2009年度の22社(30.1%)と同程度となっている。

②官公庁からの受注状況

- ・2009年度、官公庁からの受注実績は「中央省庁」16社(2008年度16社)、「地方自治体」10社、「外郭団体・独立行政法人」15社であった。
- ・2009年度の官公庁からの受注状況を受託先別に見ると、地方自治体から472本(2008年度630本)で最も多く、次いで外郭団体・独立行政法人から312本(同230本)、中央省庁から112本(同135本)となっている。
- ・2009年度の官公庁からの受注金額を受託先別に見ると、中央省庁から20億204万円(2008年度18億6,327万円)、地方自治体から15億7,784万円(同13億2,394万円)、外郭団体・独立行政法人から7億686万円(同6億9,085万円)と、2008年度をいずれも上回っている。
- ・調査手法別の受注本数では、郵送調査が総数で510本(2008年度665本)と最も多く、次いでインターネット調査173本(同132本)、調査員調査56本(同85本)となっている。
- ・調査手法別の受注金額では、郵送調査が総額で23億2,091万円(2008年度24億5,216万円)と最も多く、次いで調査員調査13億6,901万円(同9億7,027万円)、インターネット調査2億5,339万円(同1億8,373万円)となっている1)。
 - 1) 受注金額、本数は、2009年度、2010年度に実施した実態調査の回答をベースに記載している。

③官公庁と民間での変動費について

- ・中央省庁等からの受注業務の変動費では、「70%以上」が33.3%(2008年度43.5%)、「60～70%未満」が23.8%である。他方、民間からの受注では「70%以上」が15.1%、「60～70%未満」24.2%、「50～60%未満」21.2%、「50%未満」27.3%となっており、民間受注業務に比べ中央省庁等の変動費が高くなっている。

④中央省庁からの受注状況

- ・中央省庁からの受注本数は、「基幹・一般統計」23本(2008年度7本)、「意識・世論調査」64本(同53本)、「計画策定」25本(同25本)であり、各省庁別では「内閣府」が31本(同28本)と最も多く、次いで「国交省」19本(同7本)、「厚労省」15本(同8本)であった。

⑤参入意向について

- ・中央省庁からの委託業務への参入意向については、「基幹・一般統計」、「意識・世論調査」、「研究調査・計画策定」のいずれかに参入したいと回答した会員社は33社(2009年度44社)で、その内、「意識・世論調査」に参入したいが30社(同41社)と最も高く、次いで「基幹・一般統計」26社(同29社)、「研究調査・計画策定」25社(同33社)であった。
- ・参入に当たって希望する業務範囲は、「一般世帯・個人の実査」が81.8%で最も多く、次いで「調査の企画・設計」(72.7%)、「標本設計、標本抽出」「分析、報告書作成」(各69.7%)、「データ入力、集計」(60.6%)の順となっている。

- ・参入したい調査手法は、「インターネット調査」が 69.7%(2009 年度 54.5%)と最も多く、次いで「郵送調査(一般世帯・個人)」60.6%(同 79.5%)、「訪問調査(事業所・企業)」57.6%(同 56.8%)、「訪問調査(一般世帯・個人)」57.6%(同 59.1%)、「郵送調査(事業所・企業)」54.5%(同 75.0%)の順となっている。
- ・参入に向けての各社対応策は、「社員の人材育成」が 42.4%(2009 年度 52.3%)と最も多く、次いで「同業他社との連携」が 36.4%(同 36.4%)であった。

5. 2. 2 調査機関の調査員の実態

①調査員の保有状況と人数

- ・調査員保有の有無について、JMRA に加盟している会員社(回答のあった 66 社)の 50.0%(2009 年度 60.3%)で各種調査に対応できる調査員を保有している。
- ・調査員の保有数を調査手法別(手法間での重複可 FA)に見ると、「訪問調査員」が 87.5%で最も多かった。次いで「実験室実験 (CLT)」(84.4%)、「来店客・来街者」(71.9%)の順となっている。また、1 社当たり訪問調査員の平均保有人数は 403 人であった。
- ・全国で稼働可能な調査員は約 1 万 1,280 人と推計される。統計調査員との重複割合は 31.3%、他調査会社との重複割合は 68.3%であった。

②調査員のプロフィール

- ・訪問調査員は女性の占める割合が 81.9%で、40～50 歳代が 75.8%を占めている。年間の平均委託本数は 13.7 本で、ほぼ月 1 本ペースとなる。平均年収は 34.7 万円であった。

5. 2. 3 資格認定制度の実態と意向

①資格認定制度と資格の有無・人数

- ・社員や調査員の資格認定制度について、賛成の割合は「社員」19.7%、「調査員」25.8%となっており、“どちらともいえない”が 7 割弱を占めている。
- ・「社会調査士」「専門社会調査士」の有無と人数については、資格を持っている社員がいる正会員社が 12 社(18.2%)であり、「社会調査士」では 6 社 12 人(平均 2 人)、「専門社会調査士」は 8 社、26 人(同 3.25 人)となっている。

②各種資格制度への考え

- ・「社会調査士」「専門社会調査士」の資格については、“特に何もしない”が 80.3%と多い。
- ・一方「専門統計調査士」では、“既存社員への資格取得の推奨”が 30.3%と「社会調査士」や「専門社会調査士」の 13.6%に比べ高く、また、「統計調査士」の“資格保有者の採用”や“既存調査員への資格取得の推奨”をあわせた資格取得に対する前向きな取り組み意向は 27.3%であった。

5. 3 今後への改善点

2008 年度、2009 年度に引き続き、今回、3 回目の民間調査機関に対する実態調査を実施した。

2008 年度、2009 年度は何とか 70 社以上を確保できていたが、2010 年度は 3 度の督促にも関わらず、回収数が 70 社を下回ってしまった。

次年度以降、回収率 UP の具体的な方策、仕組みを考えたい。

**B. 「民間版ガイドラインの検討」
小委員会報告**

2011年5月

「民間版ガイドラインの検討」小委員会

第1章 「民間版ガイドライン検討」小委員会について

「公的統計市場に関する年次レポート」は、今回で3年目である。そのサブタイトルである「魅力ある公的統計市場の確立を目指して」は、全く変わっていない。小委員会活動もその実現に向け継続されてきた。

2008年度（年次レポート2008）は「応札業務に関する諸問題検討小委員会」としてスタートし、「ガイドライン改定に向けて」というサブタイトルの要約としてまとめた。これは、統計法（平成19年法律第53号）に基づく、統計委員会の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）を受けての「統計調査の民間委託に係るガイドライン（平成19年5月30日改正）」の改定に際し、応札者である民間事業者の視点から実際の各府省の入札説明書、仕様書、契約書を比較検討し、問題点を整理したものであった。

2009年度（年次レポート2009）は平成21年4月1日に改正された「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（統計委員会の答申に基づくものではない）を解体新書し、その上で、ガイドラインを超えた課題・要望を“民間版ガイドライン”の検討課題としてまとめたものである。2009年度の報告を取りまとめていた時点で、統計委員会の答申に基づく「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン（平成22年3月25日改正）」が公表された。“民間委託に係る”から“民間事業者の活用に係る”と踏み込んだ表現になり、官の民間に対する視点に変化が見られたことがうかがえた。

そのガイドラインであるが、それに基づいて作成された仕様書等が応札者にとって理解しやすい、一言で言えば見積りしやすい“設計書＝仕様書”になっているかが重要である。応札者からすればガイドラインはまさに適確な仕様書の“拠り所”であるという意味を持つ。“民間版ガイドライン”と謳っているのは、ガイドラインが発注者・受託者間の的確なコミュニケーションのための“拠り所”の意味であり、民間側がガイドラインを示すという意味ではない。“民間事業者の積極的な活用に係るガイドライン”であるなら、発注者（官）—応札者（民）が相互に理解・確認すべきミニマムスタンダードとしてのガイドラインでしかるべきだという意味である。

2010年度の委員会では、現行ガイドラインでも触れられている「公共サービス改革法」に基づく統計調査にあらためて注目し、平成22年3月31日に官民競争入札等監理委員会より提出された「実施要項チェックリスト1」に基づいて作成された統計調査の仕様書を検討することになった。これを実施することにより、“民間版ガイドライン”としての具体的なミニマムスタンダードが明確にできるのではないかとこの視点である。また、応札者で常に問題となる応札業務・手続きなどの府省間差異についても、ミニマムスタンダードとして標準化、共通化ができれば、官民ともに効率がよいのではないかとこの視点から検討をおこなった。

具体的な目的、検討課題、検討方法、運営体制は次の通りである。

1. 1 目的

各府省統計主管課長等会議申し合わせとして策定されている「統計調査における民

¹ 実施要項のチェックリスト(案)は以下のサイトを参照。なお、このリストは公共調達全般が対象であるため、統計調査には該当しない項目もある。その項目(統計調査非該当項目)については公共サービス改革推進室と相互確認をしている。

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/kanmin/kaisai/2010/0331/0331.html>

間事業者の活用に係るガイドライン」について、発注者・受託者間の的確なコミュニケーションツールをめざし、受託者視点を取り入れた“民間版ガイドライン”のあるべき姿を整理し、魅力ある公的統計市場に向けて官民のパートナーシップの向上に資することを目的とする。

1. 2 検討課題

具体的検討課題は次の通り。

- 公共サービス改革法対象案件仕様書の「実施要項チェックリスト」準拠評価
- 公共サービス改革法非対象案件仕様書の「実施要項チェックリスト」との相違
- 公共サービス改革法対象案件と非対象案件の「実施要項チェックリスト」相違点の整理
- 応札書類の標準化のための確認点

1. 3 検討方法

「実施要項指針」「実施要項チェックリスト」については、全員がそれぞれ関心のある公共サービス改革法対象案件の仕様書を確認した。その後、課題ごとの検討班に分かれ検討した。なお、内閣府公共サービス改革推進室との意見交換の場も設けた。これは、「実施要項チェックリスト」作成者から、その基本的考え方をレクチャーしてもらうこと、統計調査には該当しない項目などを相互に確認するために行ったものである。

1. 4 運営体制

小委員会・班の体制は次の通り。

月1回の小委員会と班別の分科会、必要に応じ分科会班長によるミーティングという体制で運営した。班は第1班～第3班の3班構成。本報告書での各班の主担当部分と委員名は次の通り。○印は班長を示す。

第1班：公共サービス改革法対象案件での状況「科学技術研究調査（総務省）のケース」を担当（第3章 3.1）

- | | |
|-------|------------------|
| ○吉野哲也 | (株) マーケティングセンター |
| 山中博司 | (社) 中央調査社 |
| 半田文浩 | (株) サーベイリサーチセンター |
| 中野光義 | (株) サン・パートナーズ |

第2班：公共サービス改革法非対象案件での状況「海外事業活動基本調査（経済産業省）のケース」を担当（第3章 3.2）

- | | |
|-------|-----------------|
| ○坂内克正 | (株) 日経リサーチ |
| 高見恵子 | グラクソスミスクライン (株) |
| 井田潤治 | (社) 輿論科学協会 |

第3班：「応札手続きの標準化について」を担当（第4章）

- | | |
|-------|---------------|
| ○飯田房男 | (株) インテージリサーチ |
| 阪口香 | (社) 新情報センター |
| 中島文夫 | (株) 電通リサーチ |
| 小島功嗣 | (株) マクロミル |

なお、全体統括として、公的統計基盤整備委員会の幹事である以下の3名がリーダー、

サブリーダーとして横断的に係わり、第1章、第2章を担当した。また、山田事務局長（㈱インテージ）には小委員会活動へのアドバイザーとして積極的に関与していただいた。

小委員会リーダー：武井雅（株）日本リサーチセンター

小委員会サブリーダー：山中博司（社）中央調査社

阪口香（社）新情報センター

第2章 検討結果の要約

2. 1 実施要項チェックリスト評価

ー公共サービス改革法対象案件での遵守状況と非対象案件の相違点

公共サービス改革法（以下、「公サ法」と略）に基づく仕様書の「実施要項チェックリスト」対象案件として、「科学技術研究調査（総務省）」を取り上げた。非対象案件としては「海外事業活動基本調査（経済産業省）」を取り上げた。

(1) 「科学技術研究調査（総務省）」の結果

「科学技術研究調査」とは以下の仕様である（「郵送調査で事業所が対象の統計調査」一覧－官民競争入札等監理委員会事務局¹）。

調査名	調査時期 (毎月、毎年〇月など。周期年調査の場合はその周期と直近の実施年を記載)	調査対象 (〇〇業を営む事業所など。毎年調査対象が異なる等の場合は、直近の調査対象とその年を記載)	調査客体系数 (毎年調査客体系数が異なる場合は、直近の数とその年を記載)	調査系統 (本省－地方支分部局－対象など。複数の系統がある場合は主な系統を記載)	平成21年度予算額(周期年調査の場合は直近の予算額とその年度を記載) (単位：万円)	民間委託の状況					備考
						委託金額 (単位：万円)	調査票等の印刷	調査票等の配布・回収	個票審査・疑義照会	集計・データ入力	
科学技術研究調査	毎年5月～7月	企業等、非営利団体・公的機関及び大学	約18,300	本省－民間事業者	2,080	1,736	○	○			オンライン(回収時のみ併用)

具体的に取り上げたのは「科学技術研究調査（総務省：平成23～25年）」である。

「科学技術研究調査」の実施要項について、「実施要項のチェックリスト」に基づき評価を行なった結果、本件該当項目の90%が「○」評価-チェックリストのチェック内容を満たしているものと判断された。

実施要項効果確認のため、チェックリスト活用以前の同調査の実施要項（平成20～22年）との比較もしてみた。今回仕様書では記載のなかった項目の追加や内容の見直しも行なわれており、成果は確実にみられている。公共サービス改革推進室での事前チェック、入札監理小委員会での審議も適確に行われているようだ。ただし、業務量などの変動については、調整のうえ、必要に応じて、といった明確ではない表現が相変わらずみられる。民間事業者は業務遂行上の必要経費をできるかぎり正確に見積り、応札を行なっている。コスト試算に係る部分については、より一層明確な表現が、信頼のおける業者の選定に繋がると考えられるため、PDCA (Plan-Do-Check-Act) に基づくさらなるチェックリストの改定があってもよいのではないかと考えられる。

¹原資料は以下のサイト参照（「統計調査の民間委託における入札・契約の状況」のp19以降）
<http://www5.cao.go.jp/koukyo/kanmin/kaisai/2010/0628/100628-8.pdf>

(2) 「海外事業活動基本調査（経済産業省）」の結果

「海外事業活動基本調査」とは以下の仕様である。出所は「科学技術研究調査」と同様である。

調査名	調査時期 (毎月、毎年〇月など。周年調査の場合はその周期と直近の実施年を記載)	調査対象 (〇〇業を営む事業所など。毎年調査対象が異なる等の場合は、直近の調査対象とその年を記載)	調査客体数 (毎年調査客体数が異なる場合は、直近の客体数とその年を記載)	調査系統 (本省一地方支分部局一対象など。複数の系統がある場合は主な系統を記載)	平成21年度予算額(周年調査の場合は直近の予算額とその年度を記載) (単位：万円)	民間委託の状況						備考
						委託金額 (単位：万円)	委託業務の内容 (該当業務に〇)					
						調 票 の 刷	査 等 印	調 票 の 布 回 収	査 等 配 回	個 審 査 義 会	票 集 計 ・ 疑 照 入 力	
海外事業活動基本調査	毎年7月	毎年3月末時点で海外に現地法人を有する我が国企業（金融・保険業、不動産業を除く）（海外現地法人とは、海外子会社と海外孫会社を総称していいいます。海外子会社とは、日本側出資比率が10%以上の外国法人をいい、海外孫会社とは、日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人をいいいます。）を対象としている。	本社企業約5,800 現地法人約21,000	本省一民間事業者	2,590	2,048	○	○	○	○	○	

取り上げたのは「海外事業活動基本調査（経済産業省：平成22年度）」である。「公サ法」案件ではないため、「実施要項チェックリスト」に従っているわけではない。むしろ、平成21年4月1日に改正された「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（現在の前のガイドライン）に準拠していると考えられる。

参考までに「平成22年海外事業活動基本調査」の入札公告・仕様書等について、「実施要項チェックリスト」との対応状況を評価した結果では、本件に該当すると判断した項目の63%で「○」評価-チェックリストの内容を満たしているものと判断された。公サ法対象案件ではないので、「科学技術研究調査」と直接比較はできないながら、チェックリストとの適合度は低い水準にあると言わざるを得ない。ちなみに「×」評価は、「7. 情報開示」の項目、特に前回実績関連において相対的に多い。この点は公サ法対象案件か否かを問わず、高品質な統計調査のための必須要件であり、是非改善していただきたい。

なお、本件については「平成23年調査」についての入札が2月7日に公告されたため、両年の入札公告・仕様書等についての比較も行ってみた。「23年」においては調査方法としてオンライン調査を明記・追加、評価項目・セキュリティ対策のところでPマークを追加等の変更は確認できた。これが改定ガイドラインに基づくものかは微妙だが、チェックリスト対応状況評価という点においては前年と大差は見られなかった。公サ法適用とならない限り、変えないということであろうか。そのあたりの官の真意を知りたいところである。

公サ法非対象案件の仕様書入手が困難なため十分な比較ができなかったが、2つの事例比較とはいえ、公サ法対象案件はチェックリストの浸透とそれへの準拠が明らかである。「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」には、「・・・(略)・・・、民間事業者を活用する手法としては、公共サービス改革法に基づく官民競争入札若しくは民間競争入札、又は会計法令に基づく包括的民間委託等があり、各府省は、統計調査の実施に当たり、これらの手法を効果的に用いた民間事業者の活用の可能性を検討する。」とある。これについて、各府省統計主管部署WGとの意見交換会（平成23年2月17日）²で、「各府省が、公共サービス改革法に基づく入札と、会計法令に基づく包

² 資料2.「各府省統計主管部署WG(ワーキンググループ)との意見交換(2011年2月17日)」参照

括的民間委託のどちらを選択・適用するのかその基準、違いを明確にして欲しい」と述べたが、明確な回答はなかった。各府省からは、すでに民間活用を進めてきているではないか、公サ法対象案件にした場合の事務手続き、準備書類が煩雑という声も聞く。しかし、さらなる民間活用、高品質な公的統計に向けて、適確なチェックリスト、官民のコミュニケーションツールとしての“ガイドライン（拠り所）”が必要であることは間違いない。今回、総務省の公サ法対象案件のみの検証であり、「実施要項チェックリスト」の有効性を過大視してはならないが、一応の評価はできるといえる。その意味で、公サ法に基づく案件かどうかは別にしても、各府省はこのチェックリストをより積極的に活用し、PDCAに取り組んでもらいたい。

2. 2 応札手続きの業務標準化に向けて

「お役所仕事」という言葉がある。この言葉は“組織が縦割りで融通がきかない”に代表されるが、応札という官民のインターフェースとなる業務にあっては、書式の統一化、標準化は特に期待したいものがある。本稿では、公共サービス改革法と一般会計法案件での違い、府省間での違いという2つの視点からの問題を検討している。また、府省間ごとに公共サービス改革法と一般会計法案件との違いを付表として作成した。是非、これを機会に統一化、標準化に取り組んでいただきたい。主管部署が内閣府の公共サービス改革推進室になるか総務省の政策統括官室になるかはともかくとして、官民パートナーシップ向上視点からこの点に取り組んでもらいたい。書式の雛形作り、手順の標準化マニュアル作成等ということならば JMRA としても積極的に協力していきたいと考えている。

第3章 実施要項チェックリスト評価

3. 1 公共サービス改革法対象案件での状況―「科学技術研究調査(総務省)」のケース

(1) 総括

総務省「科学技術研究調査(平成23～25年)」の実施要項について、下記の入札関係の書類を対象として『実施要項のチェックリスト』に基づき評価を行なった。なお、対象書類は入札公告、入札説明書(実施要項を含む)である。

チェック結果についてはP91～P95の通りである。

本件に該当すると判断したチェックリスト上の項目は全73項目。「○」評価が66項目で90%を占める。これに「△」評価(7項目)を加えると、すべて記載されていることになる。

<チェック結果表>

対象項目：73項目(○、△、×)

○：66項目

△：7項目―記載はあるものの、内容等について「不十分・要望あり」と判断した項目

×：0項目―基本的に記載がなされていないと判断した項目

―：8項目―本件には非該当と判断した項目

――：18項目―統計調査 非該当項目

また、平成20～22年同調査の実施要項と比較した場合(別途、チェックリストに基づき評価を実施)、記載のなかった項目の追加や内容の見直しも行なわれており、チェックリストの活用により、実施要項の改善が進められていると判断される。

(2) チェックリスト対応状況の分野・項目別評価

下記の「△」評価項目については、補足等の検討が望まれる。

- 「1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について」の(1)対象公共サービスの詳細な内容④国等からの個別の指示について
 - 業務内容の項に「督促が必要な調査客体を国から指定する場合がある」との表記があるが、「個別に指示を下したり」に該当すると判断されるため、内容の補足説明等を望みたい。
- 「7. 情報開示について」の(2)従来の実施に要した人員⑤繁閑の状況及び繁閑により生ずる対応等について
 - 繁閑の状況については記載されているが、対応等についての注記はみられない。応札時の見積り等で、参考情報として活用が図れると考えられるため、記載が望まれる。

(3) 「科学技術研究調査（平成 20～22 年）民間競争入札実施要項」との比較

「落札者決定のための評価基準」については、「質と価格」「評価項目別バランス」について配点割合の見直しが行なわれており評価できる。「公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質」「情報開示」については、前項で述べたとおり更なる改善が望まれるものの、基本的には見直しが行なわれている。

表ⅡB-3-1 「科学技術研究調査」の調査年仕様比較（「平成 20～22 年」－「平成 23～25 年」）

項 目	科学技術 研究調査 （平成 20-22年）	科学技術 研究調査 （平成 23-25年）
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について （法第9条第2項第1号, 第14条第2項第1号）		
(1) 対象公共サービスの詳細な内容		
④ 対象公共サービス実施中に、委託元である国等から民間事業者へ個別に指示を下したり、事前承認を求めたりする規定を設けていないか	×	△
⑥ 民間事業者が契約の終了時に行う引継の方法（国の行政機関等から提供される情報と民間事業者のノウハウの整理を行うこと、設備・備品等の取扱い（原状回復するか否か）、引継期間等）について明記されているか	×	○
5. 落札者決定のための評価基準等について （法第9条第2項第5号, 第14条第2項第5号）		
(2) 評価方法		
③ 加算方式の場合、質と価格の配点割合は、類似の対象公共サービスの事例等と対比して妥当なものとなっているか	×	○
④ 評価項目ごとの配点のバランスは、必要性、重要性に応じて適切なものとなっているか	×	○
7. 情報開示について （法第9条第2項第7号及び第4項, 第14条第2項第6号及び第4項）		
(2) 従来の実施に要した人員		
⑤ 繁閑の状況及び繁閑により生ずる対応等について注記されているか	×	△

表ⅡB-3-2科学技術研究調査(平成23-25年)(総務省)の実施要項チェックリストに基づく結果
 (「項目～指針」までは「実施要項チェックリスト」記載内容、「○、△、×」とコメントはJMRA「民間版ガイドライン検討」小委員会調べ)

項目	基本方針 ¹	指針 ²	○、△、×	委員会によるチェック結果と留意点
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について (法第9条第2項第1号、第14条第2項第1号)				
(1) 対象公共サービスの詳細な内容				
① 業務の対象範囲が基本方針(別表)の内容に沿ったものとなっているか			○	
② 民間事業者が行う対象業務が具体的に特定されているとともに、簡潔かつ分かりやすく記述されているか(対象業務に関連して、実施府省等の沿革や活動内容等が冗長に記述されていないか)		1. (1). ①②	○	
③ 実施方法やスケジュールについて、民間事業者の裁量の余地を残さない詳細な仕様を指定したり、制限を設けたりしていないか	第2の2(2) ア③	1. (1). ③	△	「工夫」を求める項目が多いが、一方では、仕様・手順書等に沿って対応との表記が多い。
④ 対象公共サービス実施中に、委託元である国等から民間事業者へ個別に指示を下したり、事前承認を求めたりする規定を設けていないか		1. (1). ④	△	「督促する調査客体の指定実施」の可能性が明記されている。また「調整の上」「必要に応じて」といった記載が散見される。
⑤ 民間事業者による事業の実施状況が悪い場合に、国の行政機関等が的確に指示・指導が行える、又は、情報交換等の手続がとれるようになっているか(別途、適切な箇所に記載することも可)		1. (1). ⑤	○	
⑥ 民間事業者が契約の終了時に行う引継の方法(国の行政機関等から提供される情報と民間事業者のノウハウの整理を行うこと、設備・備品等の取扱い(原状回復するか否か)、引継期間等)について明記されているか		1. (1). ⑥	○	
(2) 確保されるべき対象公共サービスの質				
① 国の行政機関等がモニタリングする民間事業者による対象公共サービスの達成水準が具体的に記述されているか		1. (2). ①	○	
② 達成目標が客観的・定量的な指標により表されているか(定量化できない事項を達成目標とする場合は、国の行政機関等が要求する水準について、わかりやすく記述されているか)	第2の2(2) ア②	1. (2). ①	○	
③ 達成目標の設定に当たっての基本的な考え方が明記されているか		1. (2). ②. イ	○	
④ 達成目標が民間業者に付与される権限や責任範囲と合致しているか		1. (2). ②. ロ	○	
⑤ 達成水準のモニタリング方法は、国の行政機関等が従来から採用している「事業評価等の指標」、「アンケート調査」、「民間事業者及び国の行政機関等の意見」を用いてコストが過大とならないよう工夫がなされているか		1. (2). ③	○	
⑥ アンケート調査により利用者の満足度等を計測する場合、質問事項、回収方法、目標回収率についての設定は、達成水準を評価できるアンケートの内容になっているか。他の類似事業のアンケートと比べて適当な水準となっているか		1. (2). ③	—	統計調査 非該当項目
(3) 委託費の支払				
① 委託費の支払方式、支払の時期等が明記されているか		1. (3). ①	○	
② 委託費の支払時期について、民間事業者が委託費を受け取れない期間が長く、過大な運転資金の負担を課すものとなっていないか		1. (3). ①. ロ	○	
③ サービスの質が確保されていない場合、委託費の支払を一時保留することができるなどの対応が明記されているか		1. (3). ①. ハ	○	
④ 支払方法について、会計面、法律面の審査を十分に行っているか(これまでの民間委託での実績は、民間事業者に何ら問題は発生していないので、委託費の支払を一時保留する規定を置く必要はない等、法律面の基礎知識を十分に踏まえない対応となっていないか)			△	判断がつかない
⑤ 委託費のほか民間事業者へ収入が発生する場合、その内容が明記されているか		1. (3). ①. ニ	—	統計調査 非該当項目
⑥ 民間事業者の責めに帰すことができない事由により、事業内容や業務量などが変動した場合の取扱いの基準や手続が明記されているか(官民間のリスク分担は、コスト面を含め整理されているか)		1. (3). ②	—	統計調査 非該当項目

¹ 基本方針については、<http://www5.cao.go.jp/koukyo/kihon/pdf/090710honnbunn.pdf>を参照。

² 指針については、<http://www5.cao.go.jp/koukyo/shishin/pdf/jsshiyokoshishin.pdf>を参照。

項 目	基本方針	指針	○、△、×	委員会によるチェック結果と留意点
⑦ 委託費の増減額措置(インセンティブ、ディスインセンティブ)を設けている場合、増減額を開始する達成水準、増減の金額や割合及び増減額の対象となる委託費の範囲は、明確なものとなっているか また、適切な予算措置等の財源確保の検討を行っているか		1. ③. ③	—	統計調査 非該当項目
⑧ 委託費の増減額措置(インセンティブ、ディスインセンティブ)を設けている場合、民間事業者に十分意欲を与える内容となっているか		1. ③. ③	—	統計調査 非該当項目
⑨ 委託費の減額措置(ディスインセンティブ)を設ける場合、損害賠償とは異なる措置であることが明らかとなるように規定されているか			—	統計調査 非該当項目
2. 実施期間について (法第9条第2項第2号、第14条第2項第2号)				
(1)実施期間の設定は適切か(組織改編や制度改正等の予定はないか)		2	○	○
(2)基本方針(別表)との整合がとれているか			○	○
3. 入札参加資格について (法第9条第2項第3号及び第3項、第14条第2項第2号及び第3項)				
(1)欠格事由				
① 法10条(第11項を除く)の欠格事由が記載されているか		3	○	
② 必要な場合に法令の特例として規定される入札参加資格(法10条第11号)が記載されているか		3	—	本件には非該当と判断
(2)追加された入札参加資格				
① 実施要項により、新たに追加された入札参加資格がある場合、その設定は必要最小限のものとなっているか		3. ②	○	
② 競争入札参加資格(全省庁統一資格等)の格付けの制限(A, B, C等)は妥当なものとなっているか		3. ③. ②	△	判断がつかない
③ 契約期間の終了により、官民競争入札等を新たに行う場合は、前回の入札の実施状況を踏まえた入札参加資格の見直しの検討を行っているか		3. ③. ③	○	
④ 共同事業者による入札参加を認める場合において、その際の入札参加資格の要件が明記されているか		3. ③. ④	○	
⑤ 実施要項の作成作業に、コンサルタントや外部有識者等を活用する場合、その関係者等でないことを入札参加資格としているか		3. ④	—	本件には非該当と判断
4. 入札参加者の募集について (法第9条第2項第4号、第14条第2項第4号)				
(1)入札手続(スケジュール)				
① 入札広告から事業開始までのスケジュールは十分に余裕をもったものとなっているか			○	
② 入札書類作成のための期間が十分確保されているか		4. ①. ①	○	
③ 入札書類提出の前に、質問期間が設けられているか		4. ①. ②	○	
④ できる限り従来の仕様書やマニュアル等の情報も開示することとされているか		4. ①. ④	○	
⑤ 現場説明会の開催などが考慮されているか		4. ①. ⑤	—	本件には非該当と判断
⑥ 事業開始までのスケジュールに民間事業者への事業の引継期間が十分設けられているか	第2の2③ ア(ア)	4. ①. ⑥	—	本件には非該当と判断
(2)入札書類				
① 入札参加資格の審査のための提出書類に過不足はないか	第2の2② イ(ア)	4. ②. ①	○	
② 共同事業者による入札参加を認める場合、協定書など関連書類の作成提出を求めているか		4. ②. ②	○	
③ 入札金額を算定するための業務の内容範囲が明示されているか		4. ②. ③	○	
④ 企画書の記載内容について、どのようなものを求めているかなど分かりやすい説明となっているか(必要に応じ、企画書の様式が示されているか)		4. ②. ④	○	
5. 落札者決定のための評価基準等について (法第9条第2項第5号、第14条第2項第5号)				
(1)評価項目の設定				
① サービスの質として設定した事項と関連する評価項目や評価基準となっているか(「評価表」が添付されているか)		5. ①. ①	○	
② 必須項目を設定する場合は、必要最小限のものとなっているか		5. ①. ③. イ	○	

項目	基本方針	指針	○、△、×	委員会によるチェック結果と留意点
③ 同一又は類似の分野における実績及び官公署との契約実績を過度に評価するものとなっていないか		5. (1). ③. ロ	○	
④ 契約期間の終了により、官民競争入札等を新たに行う場合、実施状況を踏まえた見直しの検討を行っているか		5	○	
(2) 評価方法				
① 評価方法(採点方法、採点基準等)が明確かつ具体的なものとなっているか		5. (2). ①	○	
② 評価項目の基礎点と加算点の割合は、類似の対象公共サービスの事例等と対比して妥当なものとなっているか		5. (2). ①	○	
③ 加算方式の場合、質と価格の配点割合は、類似の対象公共サービスの事例等と対比して妥当なものとなっているか		5. (2). ①	○	
④ 評価項目ごとの配点のバランスは、必要性、重要性に応じて適切なものとなっているか		5. (2). ①	○	
⑤ 官民間の入札価格の調整は、指針に沿った調整方法となっているか(官民競争入札の場合のみ)		5. (2). ③	—	統計調査 非該当項目
⑥ 総合評価の方式について、財務省との協議は済んでいるか(国の事業のみ)			—	本件には非該当と判断
(3) その他				
① 落札者の決定後、落札者の決定理由等を公表することを定めているか	第2の2(2) イ(イ)	5. (3)	○	
② 初回の入札で落札者が決定しなかったときの取扱いなど、落札者が決定しなかったときの取扱いが記載されているか	第2の2(2) イ(ウ)	5. (4)	○	
6. 情報遮断のための措置について 【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第6号)				
(1) 入札実施と入札参加を担当する職員が各々特定されているか		6. (1). ①	—	統計調査 非該当項目
(2) 実施要項の決定以降、上記職員に職務命令を発する旨の記載があるか		6. (1). ②	—	統計調査 非該当項目
(3) 遮断する情報の内容及びそのための措置が記載されているか		6. (1). ③	—	統計調査 非該当項目
(4) 情報交換が行われた場合の措置の記載があるか		6. (2)	—	統計調査 非該当項目
7. 情報開示について (法第9条第2項第7号及び第4項、第14条第2項第6号及び第4項)				
(1) 従来の実施に要した経費				
① 費目毎の算定方法は、指針に基づいて示されているか		情報開示指針	○	
② 複数年の情報が提供されているか		〃	○	
③ 経費の変動について、その要因(業務量の変動等)が注記されているか。		〃	○	
④ 業務の全部又は一部を外部委託により実施していた場合、委託金額の内訳(複数年)を注記しているか。また、内訳の変動について、その要因等が注記されているか。		〃	○	
(2) 従来の実施に要した人員				
① 人員の算定方法は、指針に基づいて示されているか		〃	○	
② 複数年の情報が提供されているか		〃	○	
③ 人員の変動について、その要因(業務量の変動等)が注記されているか。		〃	○	
④ 業務従事者に求められる知識経験等が記載されているか		〃	○	
⑤ 繁閑の状況及び繁閑により生ずる対応等について注記されているか		〃	△	繁閑の状況については記載されているが、対応等についての注記はない。
⑥ 業務の全部又は一部を外部委託により実施していた場合、外部委託先の業務従事者数(複数年)を注記しているか。また、内訳の変動について、その要因等が注記されているか。		〃	—	本件には非該当と判断
(3) 従来の実施に要した施設及び設備				
① 業務遂行に際して民間事業者が使用できる施設設備、物品及びその数量、管理維持の経費の従来の実績が記載されているか		〃	○	
② 業務遂行に際して民間事業者が使用できる施設設備が無償又は有償かが注記されているか		〃	○	
③ 国有財産(設備備品等を含む)及び民間事業者の設備・備品等(民間事業者が持ち込んだ場合に限る)の維持管理の経費の分担方法及び従来の実績が明記されているか		〃	—	本件には非該当と判断
(4) 従来の実施における目標の達成の程度				
① 確保すべきサービスの質との関係が整理されているか		〃	○	
② 複数年の情報が提供されているか		〃	○	

項 目	基本方針	指針	○、△、×	委員会によるチェック結果と留意点
③ 数値の変動について、その要因(業務量の変動等)が注記されているか。		〃	△	過去3年度の回収実績は示されている。
(5)従来の実施方法				
① 業務フローや業務区分表、業務方法書や仕様書等、従来の実施方法を示すものが提供されているか		〃	○	
② 業務の検査監督部署を明示した組織図が示されているか		〃	○	
③ 施設の管理運営業務については、施設配置図や図面等が提供されているか		〃	—	統計調査 非該当項目
8. 使用させることができる国有財産について (法第9条第2項第8号, 第14条第2項第7号)				
(1)使用させることができる国有財産(設備備品等を含む)の具体的範囲が定められているか		8. (1)	—	統計調査 非該当項目
(2)国有財産(設備備品等を含む)の経費負担などの使用条件を定めているか		8. (1). ①	—	統計調査 非該当項目
(3)国有財産である設備のレイアウトの変更、民間事業者による設備や機器の持ち込み等について規定し、それらの場合の条件等(契約期間終了後の原状回復等)を定めているか		8. (1). ②	—	統計調査 非該当項目
(4)民間事業者が、対象公共サービスの実施のために使用することを許された庁舎等の行政財産の一面を用いて、附帯的な収益事業などを行う場合、その手続や使用条件が定められているか		8. (3)	—	統計調査 非該当項目
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について 【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第9号)				
(1)民間事業者が、対象公共サービスに従事してきた職員の受入れを希望する場合の対応等について記載があるか		9	—	統計調査 非該当項目
10. 適用される法令の特例について (法第9条第2項第10号, 第14条第2項第8号)				
(1)適用される法令の特例の内容について、必要に応じその運用も含め、具体的に記述されているか		10	—	統計調査 非該当項目
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について (法第9条第2項第11号, 第14条第2項第9号)				
(1)報告等				
① 定期的な報告の頻度は十分なものか	第2の2(3) ア(イ)	11. (1). ①	○	
② 報告の方法は具体的に定められているか	第2の2(3) ア(イ)	11. (1). ①	○	
③ 報告等を踏まえて、実施状況等に関し、民間事業者と国の行政機関等が行う情報交換協力連携の具体的方法等について定めているか		11. (1). ②	△	「必要がある時」等、あまり具体的でない。
(2)秘密を適正に取り扱うための措置				
① 講ずべき措置の内容は十分か		11. (2)	○	
(3)再委託				
① 事業の全部を一括して再委託することの禁止等が記載されているか	第2の2(3) エ	11. (3)	○	
② 一部について再委託を認める場合、あらかじめ企画書において提案させること等の記載はあるか		11. (3)	○	
(4)契約の変更及び解除				
① 契約を変更する場合の要件や手続について記載されているか	第2の2(3) ア(イ)	11. (4)	○	
② 契約解除については、解除要件のほか、違約金や損害賠償等について明記されているか		11. (4)	○	
③ 解除要件の設定及びその内容は適切なものとなっているか(弁護士等の専門家と相談しているか)			○	
12. 損害賠償について (法第9条第2項第12号, 第14条第2項第10号)				
(1)国が第三者に対して賠償を行った場合の民間事業者に対する求償についての記載があるか		12. (1). ①	○	
(2)民間事業者が第三者に対して賠償を行った場合の国に対する求償についての記載があるか		12. (1). ②	○	
13. 評価について (法第9条第2項第13号, 第14条第2項第10号)				
(1)内閣府が行う評価の時期に照らして、実施状況の調査の開始時期は遅すぎないか		13. (1). ①	○	
(2)調査項目、調査方法は適切なものとなっているか		13. (1). ②. イ	○	
(3)必要に応じ、従来の実施状況や同時期に国等でやっている業務の実施状況とともに分析することについて定めているか		13. (1). ②. ロ	○	

項 目	基本方針	指針	○、 △、×	委員会によるチェック結果と留意点
(4) 契約期間の終了により、官民競争入札等を新たに行う場合に、既実施の実績の評価の結果を踏まえた見直しを行っているか		13. (2)	○	
14. その他				
(1) 民間事業者の負担				
① 公共サービス改革法に基づく義務等(守秘義務、みなし公務員規定、国の行政機関等の監督規定、法令の特例として定められる規制等)の内容が記載されているか		14. (1)	○	
② 会計検査院の会計検査の対象となり得ることが記載されているか		14. (1)	○	
(2) 評価委員会の活用				
① 実施要項案の作成、落札者決定のための評価、事業の評価において、外部有識者を含む評価委員会を活用する場合は、実施要項中の適切な箇所に 評価委員会の権限やメンバー構成が記載されているか		14. (2)	—	本件には非該当と判断

3. 2 公共サービス改革法非対象案件での状況―「海外事業活動基本調査(経済産業省)」のケース

(1) 総括

「平成 22 年海外事業活動基本調査」の入札公告、入札説明書、経済産業省入札心得、仕様書、経済産業省役務請負契約心得、応札資料作成要領、評価手順書の記載内容と実施要項チェックリストとの対応状況を確認した。チェック結果については P98～P103 の通りである。なお、公サ法対象案件ではないので、チェック結果は参考程度である点に留意されたい。

<チェック結果表>

対象項目：57 項目 (○、△、×) ○：36 項目 △：9 項目—記載はあるものの、内容等について「不十分・要望あり」と判断した項目 ×：12 項目—基本的に記載がなされていないと判断した項目 —：24 項目—本件には非該当と判断した項目 ---：18 項目は、「統計調査 非該当項目」である。]
--

本件に該当すると判断したチェックリスト上の項目は 57 項目。「○」評価が 36 項目で 63%にとどまっている。これに「△」評価 (9 項目) を加えても「適合度」は 79%で、先の公サ法対象案件と比較すると全体として、低い水準にあるように考えられる。

「△」評価は、記載そのものはあるものの、内容等について「不十分・要望あり」と判断した項目。

「×」評価は、基本的に記載がなされていないと判断した項目である。

「×」評価は、「7. 情報開示」の項目において相対的に多くなっている。前回調査の実績に基づく情報は記載されているが、必ずしも十分とはいえない。また、「事業内容や業務内容などが変動した場合の取り扱い基準や手続き」「委託費の増減額措置」等について記載がない点も民間事業者の立場からは明確化を希望したい。ただし、現時点においてこの 2 点は「1. (3) 委託費の支払い⑥⑦」項目として存在するが、「統計調査 非該当項目」とされているものである。

(2) チェックリスト対応状況の分野・項目別評価

下記の「×」評価項目について記載などが望まれる。

- 「7. 情報開示について」の (1) 従来の実施に要した経費、(2) 従来の実施に要した人員等について

(1) 従来の実施に要した経費

- 算定方法、複数年の情報、変動要因、外部委託の際の委託金額については、具体的な記載がない。
- ただし、調査関係用品印刷数、発送・再送・回収数、問い合わせ・苦情電話対応数、督促数、疑義照会数、データ修正数等については実績数 (前年度実績) の記載があり、応札に際しての見積もり参考情報として活用できる。

(2) 従来の実施に要した人員

- 人員数に関する情報は記載がない。

下記の「△」評価項目については、今後に向けての補足・検討等が望まれる。

- 「1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について」の (1) 対象公共サービスの詳細な内容の③実施方法やスケジュールについての詳細指定や制限を設けていないかについて
 - 「工夫、提案」を求める記述がみられるが、作業について細かく定めているため、裁量の余地を与えているとはいいがたい。
- 同 (2) 確保されるべき対象公共サービスの質の③達成目標設定の基本的考え方について
 - 回収率 70% についての理由や根拠が必ずしも明示されていない。

- 「3. 入札参加資格について」の(2)追加された入札参加資格②格付け (A, B, C) の妥当性について
 - 1社応札の年もある本件の場合、「A、B」より下位の等級を含めることも検討されてよいのではないか。
- 「4. 入札参加者の募集について」の(1)入札手続②入札書類作成のための期間について
 - 説明会から提出まで「平日12日」は、必ずしも十分とは言えない。新規参入意向者にとっては、高いハードルとなりかねない。
- 同④仕様書やマニュアルなどの情報開示について
 - 「審査ツール」「集計ツール」についてはあまり具体的な説明・記述がみられない。
- 「5. 落札者決定のための評価基準等について」の(3)その他②落札者が決定しなかったときの取扱いについて
 - 基本方針では、「初回の入札で落札者等が決定しなかった場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することを原則とする」としているが、本件の入札説明書等では「落札者の決定方法」「再度入札」の記述となっており、異なるところがある。
- 「7. 情報開示について」の(4)従来の実施における目標の達成の程度③数値変動要因の注記について
 - 前年度の実績については数値情報が詳細に記載されているが、当初見込みとの変動・その要因等については触れていない。

(3) 平成22年・23年比較

本件については、「平成23年調査」についての入札が2月7日に公告された。前年調査の入札公告・仕様書等との比較をおこなった結果は以下の通りである。

- 仕様書・調査方法が「書面調査及びオンライン調査の併用」と記され、オンライン調査を明記・追加している。
- 仕様書・調査の概要／調査準備等／調査関係用品の封入・発送で「業務室の設置」「オンライン調査関連のこと」を追加。
- 「政府統計共同利用システムのオンライン調査システム利用企業への資料発送」「オンライン調査システムによる調査票の回収」を追加。
- 仕様書・電話による調査協力依頼で、「本社企業と現地法人のセット回収に向けての協力依頼」についてより細かく記述。
- 評価項目・セキュリティ対策で、I SMS／ISO27001に「Pマーク若しくは」との表記が追加。加点数値(3点)は前年と同じ。
- 提案書雛形 4. 添付資料で、「実施体制・役割分担 担当者のクラス別工数」の記述が削除されている。

これらに加え、調査期日(7/1)・提出期限(8/31)は前年と同様であるが、入札説明会、入札・提案書受領期限がおよそ2カ月早まっているとの違いがある。ただし、説明会から入札・提案書提出までの期間は「平日12日」で前年と同様である。

以上の諸点から判断して、微細な違いはあるものの、「平成23年」の入札公告等はチェックリスト対応状況評価という点においては前年と同様とみなされる。

表ⅡB-3-3平成22年海外事業活動基本調査(経済産業省)の実施要項チェックリストに基づく結果(非公サ法対象案件のため参考として)

「項目～指針」までは「実施要項チェックリスト」記載内容、「○、△、×」とコメントはJMRA「民間版ガイドライン検討」小委員会調べ

項目	基本方針	指針	○、△、×	委員会によるチェック結果と留意点
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について (法第9条第2項第1号, 第14条第2項第1号)				
(1) 対象公共サービスの詳細な内容				
① 業務の対象範囲が基本方針(別表)の内容に沿ったものとなっているか			○	
② 民間事業者が行う対象業務が具体的に特定されているとともに、簡潔かつ分かりやすく記述されているか(対象業務に関連して、実施府省等の沿革や活動内容等が冗長に記述されていないか)		1. (1). ①②	○	
③ 実施方法やスケジュールについて、民間事業者の裁量の余地を残さない詳細な仕様を指定したり、制限を設けたりしていないか	第2の 2(2)ア③	1. (1). ③	△	「工夫があれば提案せよ」と繰り返し記載しているが、他方で作業について事細かに定めているため、裁量の余地を与えているとは言い難い。
④ 対象公共サービス実施中に、委託元である国等から民間事業者個別に指示を下したり、事前承認を求めたりする規定を設けていないか		1. (1). ④	—	本件には非該当と判断。
⑤ 民間事業者による事業の実施状況が悪い場合に、国の行政機関等が的確に指示・指導が行える、又は、情報交換等の手続がとれるようになっているか(別途、適切な箇所に記載することも可)		1. (1). ⑤	○	
⑥ 民間事業者が契約の終了時に行う引継の方法(国の行政機関等から提供される情報と民間事業者のノウハウの整理を行うこと、設備・備品等の取扱い(原状回復するか否か)、引継期間等)について明記されているか		1. (1). ⑥	—	本件には非該当と判断。
(2) 確保されるべき対象公共サービスの質				
① 国の行政機関等がモニタリングする民間事業者による対象公共サービスの達成水準が具体的に記述されているか		1. (2). ①	○	
② 達成目標が客観的・定量的な指標により表されているか(定量化できない事項を達成目標とする場合は、国の行政機関等が要求する水準について、わかりやすく記述されているか)	第2の 2(2)ア②	1. (2). ①	○	
③ 達成目標の設定に当たっての基本的な考え方が明記されているか		1. (2). ②. イ	△	「調査票の回収率は70%以上(本社企業)を目途に行うこと」と明記されているが、なぜ70%なのか理由や根拠は示されていない。(そもそも、「基本的考え方」とはどのようなことを指すのか不明確。)
④ 達成目標が民間業者に付与される権限や責任範囲と合致しているか		1. (2). ②. ロ	○	
⑤ 達成水準のモニタリング方法は、国の行政機関等が従来から採用している「事業評価等の指標」、「アンケート調査」、「民間事業者及び国の行政機関等の意見」を用いてコストが過大とならないよう工夫がなされているか		1. (2). ③	○	
⑥ アンケート調査により利用者の満足度等を計測する場合、質問事項、回収方法、目標回収率についての設定は、達成水準を評価できるアンケートの内容になっているか。他の類似事業のアンケートと比べて適当な水準となっているか		1. (2). ③	---	統計調査 非該当項目
(3) 委託費の支払				
① 委託費の支払方式、支払の時期等が明記されているか		1. (3). ①	○	
② 委託費の支払時期について、民間事業者が委託費を受け取れない期間が長く、過大な運転資金の負担を課すものとなっているか		1. (3). ①. ロ	○	
③ サービスの質が確保されていない場合、委託費の支払を一時保留することができるなどの対応が明記されているか		1. (3). ①. ハ	○	

項 目	基本方針	指針	○、△、×	委員会によるチェック結果と留意点
④ 支払方法について、会計面、法律面の審査を十分に行っているか(これまでの民間委託での実績は、民間事業者には何ら問題は発生していないので、委託費の支払を一時保留する規定を置く必要はない等、法律面の基礎知識を十分に踏まえない対応となっていないか)			○	
⑤ 委託費のほかに民間事業者に入収が発生する場合、その内容が明記されているか		1. (3). ①. 二	---	統計調査 非該当項目
⑥ 民間事業者の責めに帰すことができない事由により、事業内容や業務量などが変動した場合の取扱いの基準や手続が明記されているか(官民間のリスク分担は、コスト面を含め整理されているか)		1. (3). ②	---	統計調査 非該当項目
⑦ 委託費の増減額措置(インセンティブ、ディスインセンティブ)を設けている場合、増減額を開始する達成水準、増減の金額や割合及び増減額の対象となる委託費の範囲は、明確なものとなっているか また、適切な予算措置等の財源確保の検討を行っているか		1. (3). ③	---	統計調査 非該当項目
⑧ 委託費の増減額措置(インセンティブ、ディスインセンティブ)を設けている場合、民間事業者に十分意欲を与える内容となっているか		1. (3). ③	---	統計調査 非該当項目
⑨ 委託費の減額措置(ディスインセンティブ)を設ける場合、損害賠償とは異なる措置であることが明らかとなるように規定されているか			---	統計調査 非該当項目
2. 実施期間について (法第9条第2項第2号, 第14条第2項第2号)				
(1) 実施期間の設定は適切か(組織改編や制度改正等の予定はないか)		2	○	
(2) 基本方針(別表)との整合がとれているか			○	
3. 入札参加資格について (法第9条第2項第3号及び第3項, 第14条第2項第2号及び第3項)				
(1) 欠格事由				
① 法10条(第11項を除く)の欠格事由が記載されているか		3	—	本件には非該当と判断。
② 必要な場合に法令の特例として規定される入札参加資格(法10条第11号)が記載されているか		3	—	本件には非該当と判断。
(2) 追加された入札参加資格				
① 実施要項により、新たに追加された入札参加資格がある場合、その設定は必要最小限のものとなっているか		3. (2)	—	本件には非該当と判断。
② 競争入札参加資格(全省庁統一資格等)の格付けの制限(A, B, C等)は妥当なものとなっているか		3. (3). ②	△	3. (3). ②には、「競争参加資格の一定の等級を有することを入札参加資格とする場合であって、より多くの入札参加者を確保する必要があると見込まれる場合は、通常より下位の等級まで含めることも検討すること」とある。1社応札の年もある本件の場合、当然「A、B」より下位の等級を含めることが検討されてもよいのではないかと判断。
③ 契約期間の終了により、官民競争入札等を新たに行う場合は、前回の入札の実施状況を踏まえた入札参加資格の見直しの検討を行っているか		3. (3). ③	—	本件には非該当と判断。
④ 共同事業者による入札参加を認める場合において、その際の入札参加資格の要件が明記されているか		3. (3). ④	—	本件には非該当と判断。
⑤ 実施要項の作成作業に、コンサルタントや外部有識者等を活用する場合、その関係者等でないことを入札参加資格としているか		3. (4)	—	本件には非該当と判断。
4. 入札参加者の募集について (法第9条第2項第4号, 第14条第2項第4号)				
(1) 入札手続(スケジュール)				
① 入札広告から事業開始までのスケジュールは十分に余裕をもったものとなっているか			○	
② 入札書類作成のための期間が十分確保されているか		4. (1). ①	△	4/12の入札説明会から、入札書・提案書の受領期限4/27まで2週間では、十分とはいえない。
③ 入札書類提出の前に、質問期間が設けられているか		4. (1).	○	

項 目	基本方針	指針	○、△、×	委員会によるチェック結果と留意点
④ できる限り従来の仕様書やマニュアル等の情報も開示することとされているか		② 4. (1). ④	△	「審査ツール」「集計ツール」の作成が業務内容とされ、業務の主要な部分を占められると思われるにもかかわらず、「審査ツール」「集計ツール」がどのようなものか説明がなされていない。コストの見積もりにも影響がある。督促・審査等のマニュアルは事業報告書に盛り込むこととされているが、事業報告書は経産省HPで見つけることはできていない。
⑤ 現場説明会の開催などが考慮されているか		4. (1). ⑤	—	本件には非該当と判断。
⑥ 事業開始までのスケジュールに民間事業者への事業の引継期間が十分設けられているか	第2の 2(3)ア (ア)	4. (1). ⑥	—	本件には非該当と判断。
(2)入札書類				
① 入札参加資格の審査のための提出書類に過不足はないか	第2の 2(2)イ (ア)	4. (2). ①	○	
② 共同事業体による入札参加を認める場合、協定書など関連書類の作成提出を求めているか		4. (2). ②	—	本件には非該当と判断。
③ 入札金額を算定するための業務の内容範囲が明示されているか		4. (2). ③	○	
④ 企画書の記載内容について、どのようなものを求めているかなど分かりやすい説明となっているか(必要に応じ、企画書の様式が示されているか)		4. (2). ④	○	
5. 落札者決定のための評価基準等について (法第9条第2項第5号, 第14条第2項第5号)				
(1)評価項目の設定				
① サービスの質として設定した事項と関連する評価項目や評価基準となっているか(「評価表」が添付されているか)		5. (1). ①	○	
② 必須項目を設定する場合は、必要最小限のものとなっているか		5. (1). ③. イ	○	
③ 同一又は類似の分野における実績及び官公署との契約実績を過度に評価するものとなっていないか		5. (1). ③. ロ	○	
④ 契約期間の終了により、官民競争入札等を新たに行う場合、実施状況を踏まえた見直しの検討を行っているか		5	—	本件には非該当と判断。
(2)評価方法				
① 評価方法(採点方法、採点基準等)が明確かつ具体的なものとなっているか		5. (2). ①	○	
② 評価項目の基礎点と加算点の割合は、類似の対象公共サービスの事例等と対比して妥当なものとなっているか		5. (2). ①	○	
③ 加算方式の場合、質と価格の配点割合は、類似の対象公共サービスの事例等と対比して妥当なものとなっているか		5. (2). ①	○	
④ 評価項目ごとの配点のバランスは、必要性、重要性に応じて適切なものとなっているか		5. (2). ①	○	
⑤ 官民間の入札価格の調整は、指針に沿った調整方法となっているか(官民競争入札の場合のみ)		5. (2). ③	---	統計調査 非該当項目
⑥ 総合評価の方式について、財務省との協議は済んでいるか(国の事業のみ)			—	本件には非該当と判断。
(3)その他				
① 落札者の決定後、落札者の決定理由等を公表することを定めているか	第2の 2(2)イ (イ)	5. (3)	△	一応、「応札者名及び入札価格をHPで公表」としている。但し、基本方針には、「入札参加者の提案書の総合評価の結果等をできるだけわしく公表し、入札の過程の透明性を確保せよ」とある。
② 初回の入札で落札者が決定しなかったときの取扱いなど、落札者が決定しなかったときの取扱いが記載されているか	第2の 2(2)イ (ウ)	5. (4)	△	落札者が決定しなかった時の取扱いは記載がない。基本方針には「初回の入札で落札者等が決定しなかった場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することが原則」とある。本件の入札説明書では、「落札者の決定方法」のみ。同省

項 目	基本方針	指針	○、△、×	委員会によるチェック結果と留意点
				の入札心得においても「再度入札」の記述のみ。
6. 情報遮断のための措置について 【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第6号)				
(1) 入札実施と入札参加を担当する職員が各々特定されているか		6. (1). ①	---	統計調査 非該当項目
(2) 実施要項の決定以降、上記職員に職務命令を発する旨の記載があるか		6. (1). ②	---	統計調査 非該当項目
(3) 遮断する情報の内容及びそのための措置が記載されているか		6. (1). ③	---	統計調査 非該当項目
(4) 情報交換が行われた場合の措置の記載があるか		6. (2)	---	統計調査 非該当項目
7. 情報開示について (法第9条第2項第7号及び第4項, 第14条第2項第6号及び第4項)				
(1) 従来の実施に要した経費				
① 費目毎の算定方法は、指針に基づいて示されているか		情報開示指針	×	
② 複数年の情報が提供されているか		〃	×	
③ 経費の変動について、その要因(業務量の変動等)が注記されているか。		〃	×	
④ 業務の全部又は一部を外部委託により実施していた場合、委託金額の内訳(複数年)を注記しているか。また、内訳の変動について、その要因等が注記されているか		〃	×	
(2) 従来の実施に要した人員				
① 人員の算定方法は、指針に基づいて示されているか		〃	×	
② 複数年の情報が提供されているか		〃	×	
③ 人員の変動について、その要因(業務量の変動等)が注記されているか		〃	×	
④ 業務従事者に求められる知識経験等が記載されているか		〃	○	
⑤ 繁閑の状況及び繁閑により生ずる対応等について注記されているか		〃	—	本件には非該当と判断。
⑥ 業務の全部又は一部を外部委託により実施していた場合、外部委託先の業務従事者数(複数年)を注記しているか。また、内訳の変動について、その要因等が注記されているか		〃	—	本件には非該当と判断。
(3) 従来の実施に要した施設及び設備				
① 業務遂行に際して民間事業者が使用できる施設設備、物品及びその数量、管理維持の経費の従来の実績が記載されているか		〃	—	本件には非該当と判断。
② 業務遂行に際して民間事業者が使用できる施設設備が無償又は有償かが注記されているか		〃	—	本件には非該当と判断。
③ 国有財産(設備備品等を含む)及び民間事業者の設備・備品等(民間事業者が持ち込んだ場合に限る)の維持管理の経費の分担方法及び従来の実績が明記されているか		〃	—	本件には非該当と判断。
(4) 従来の実施における目標の達成の程度				
① 確保すべきサービスの質との関係が整理されているか		〃	○	
② 複数年の情報が提供されているか		〃	×	
③ 数値の変動について、その要因(業務量の変動等)が注記されているか。		〃	△	印刷部数、発送・再発送等件数、問合せ・督促・疑義照会件数等、前年度の実績件数は示されている。
(5) 従来の実施方法				
① 業務フローや業務区分表、業務方法書や仕様書等、従来の実施方法を示すものが提供されているか		〃	○	
② 業務の検査監督部署を明示した組織図が示されているか		〃	×	
③ 施設の管理運営業務については、施設配置図や図面等が提供されているか		〃	---	統計調査 非該当項目
8. 使用させることができる国有財産について (法第9条第2項第8号, 第14条第2項第7号)				

項 目	基本方針	指針	○、△、×	委員会によるチェック結果と留意点
(1) 使用させることができる国有財産(設備備品等を含む)の具体的範囲が定められているか		8. (1)	---	統計調査 非該当項目
(2) 国有財産(設備備品等を含む)の経費負担などの使用条件を定めているか		8. (1). ①	---	統計調査 非該当項目
(3) 国有財産である設備のレイアウトの変更、民間事業者による設備や機器の持ち込み等について規定し、それらの場合の条件等(契約期間終了後の原状回復等)を定めているか		8. (1). ②	---	統計調査 非該当項目
(4) 民間事業者が、対象公共サービスの実施のため使用することを許された庁舎等の行政財産の一面を用いて、附帯的な収益事業などを行う場合、その手続や使用条件が定められているか		8. (3)	---	統計調査 非該当項目
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について 【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第9号)				
(1) 民間事業者が、対象公共サービスに従事してきた職員の受入れを希望する場合の対応等について記載があるか		9	---	統計調査 非該当項目
10. 適用される法令の特例について (法第9条第2項第10号, 第14条第2項第8号)				
(1) 適用される法令の特例の内容について、必要に応じその運用も含め、具体的に記述されているか		10	---	統計調査 非該当項目
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について (法第9条第2項第11号, 第14条第2項第9号)				
(1) 報告等				
① 定期的な報告の頻度は十分なものか	第2の 2(3)ア (イ)	11. (1). ①	○	
② 報告の方法は具体的に定められているか	第2の 2(3)ア (イ)	11. (1). ①	△	「報告頻度等詳細は担当者と協議すること」と、具体性に欠けている。
③ 報告等を踏まえて、実施状況等に関し、民間事業者と国の行政機関等が行う情報交換協力連携の具体的方法等について定めているか		11. (1). ②	○	
(2) 秘密を適正に取り扱うための措置				
① 講ずべき措置の内容は十分か		11. (2)	○	
(3) 再委託				
① 事業の全部を一括して再委託することの禁止等が記載されているか	第2の 2(3)エ	11. (3)	○	
② 一部について再委託を認める場合、あらかじめ企画書において提案させること等の記載はあるか		11. (3)	○	
(4) 契約の変更及び解除				
① 契約を変更する場合の要件や手続について記載されているか	第2の 2(3)ア (イ)	11. (4)	×	
② 契約解除については、解除要件のほか、違約金や損害賠償等について明記されているか		11. (4)	○	
③ 解除要件の設定及びその内容は適切なものとなっているか(弁護士等の専門家と相談しているか)			○	
12. 損害賠償について (法第9条第2項第12号, 第14条第2項第10号)				
(1) 国が第三者に対して賠償を行った場合の民間事業者に対する求償についての記載があるか		12. (1). ①	×	
(2) 民間事業者が第三者に対して賠償を行った場合の国に対する求償についての記載があるか		12. (1). ②	×	
13. 評価について (法第9条第2項第13号, 第14条第2項第10号)				
(1) 内閣府が行う評価の時期に照らして、実施状況の調査の開始時期は遅すぎないか		13. (1). ①	—	本件には非該当と判断。
(2) 調査項目、調査方法は適切なものとなっているか		13. (1). ②. イ	—	本件には非該当と判断。
(3) 必要に応じ、従来の実施状況や同時期に国等で行っている業務の実施状況とともに分析することについて定めているか		13. (1). ②. ロ	—	本件には非該当と判断。
(4) 契約期間の終了により、官民競争入札等を新たに行う場合に、既実施の実績の評価の結果を踏まえた見直しを行っているか		13. (2)	—	本件には非該当と判断。
14. その他				
(1) 民間事業者の負担				

項 目	基本方針	指針	○、 △、×	委員会によるチェック結果と留意点
① 公共サービス改革法に基づく義務等(守秘義務、みなし公務員規定、国の行政機関等の監督規定、法令の特例として定められる規制等)の内容が記載されているか		14. (1)	—	本件には非該当と判断。
② 会計検査院の会計検査の対象となり得ることが記載されているか		14. (1)	○	
(2) 評価委員会の活用				
① 実施要項案の作成、落札者決定のための評価、事業の評価において、外部有識者を含む評価委員会を活用する場合は、実施要項中の適切な箇所に 評価委員会の権限やメンバー構成が記載されているか		14. (2)	—	本件には非該当と判断。

第4章 応札手続きの標準化について

(1) 検討の過程

民間事業者が応札するに当たって、応札経験の多寡に係らず書類が標準化されていることに誰も異議を唱えないだろう。書類提出は極めて神経を使うからである。そこで、各府省の提出書類や方法について実態を調査し、今後の手続き標準化を要望していくための資料とする。

応札者にとっては、企画書・提案書という業務の内容（統計の質）及び応札額の検討に集中するために、提出書類の細かなチェックは最後になってしまうか、別な担当をつけて整備しなければならないという実情がある。可能な限り標準化して事務の効率化を図り、業務の内容（統計の質）検討に注力したいところである。分散型統計制度及び縦割りの行政の実情はあるとしても、民間の活力を導入し財政的負担を軽減するためにも、応札手続きの標準化を要望したい。

公共サービス改革法案件と一般会計法の統計案件を府省別に検討しようとしたが、資料が整わなかったために一部統計調査以外も含めて検討した。なお、本稿では業務に関する内容（仕様書、実施要項等）までは触れてない。

(2) 公共サービス改革法案件と一般会計法案件の違い

①公共サービス改革法（以下、「公サ法」と略）による案件について

公サ法対象案件では、仕様書は実施要項の中にまとめられている。その内容を整理すると次のようになる¹。

- 含まれている内容は、概要、内容と品質、契約期間、参加資格、募集要項、評価基準と決定方法、情報開示、使用可能な国有財産、業者の措置義務、業者の責任、事業の評価、その他であり、業務説明から事業評価まで多岐にわたっている。
- 公サ法対象案件は、総合評価方式となっており、総合評価手順書、提案書作成要領、評価項目一覧等がある。
- 実施要項とは別に個別の資料（照会対応事例集、オンライン調査システム利用手順書、調査関係書類見本、名簿修正仕様、データ入力作業要領、審査事項一覧、統計表見本等）が資料として添付されている案件がある。また、印刷物はどの統計調査も必須資料であるが、見本を提示している案件とそうでない案件とに分かれる。
- 入札期間は公示から企画書（提案書）提出日までWTO（World Trade Organization）案件では50日、そうでない案件は1ヶ月はある。提出日から開札日までは1ヶ月以上あり妥当なところである。ただし、民間の事情をいうと、年度替わりで組織が変更されるので、開札日時が組織運営上大きな要因となっていることを指摘し

¹ 資料「応札業務・書類一覧」(P109)参照。

ておきたい。資料 1、「応札業務・書類一覧」参照。

- 適合審査、一般的には資格要件のことであるが、公サ法条項（第 10 条各号に該当しない。11 号は除く）、予決令条項（70, 71 条に該当しない）、指名停止者でないこと、全省統一資格、業務の確実な遂行証明が挙げられている。総務省では、共同事業体条項があるが、他府省ではない。
- 提出物は企画書・提案書、入札書、評価項目一覧、入札参加事業者等確認書、誓約書が主なところである。見積もり内訳書（総務省）、履行証明書（経済産業省）、紙応札理由書（総務省、厚生労働省）等を求めている府省が一部ある。
- 入札書の提出日については、企画書（提案書）提出日の段階で出す場合と開札日に近い日に出す場合とがある。

② 一般会計法による案件について

一般会計法による案件では、仕様書、契約書案、入札書式という形式が一般的である。

- 一般的に公示から質問や、入札までの期間が短い。
- 総合評価方式でない場合は、セキュリティの方法とか資格認証とかが事前提出資料として求められていることがあるが、ない場合もありさまざまである。
- 入札説明会については参加を義務付けしている案件があるが、案件の規模、性格等で異なり様ではない。入札説明会がないというのは、規模や内容によって判断しているのだろうか。時間的制約なのだろうか。
- 提出書類は、総合評価方式と総価方式とでは大きく違う。

(3) 府省の違い

ここでは府省の違いをとりあげるが、公サ法対象案件と一般会計法案件との違いが大きすぎるので、2つの案件別に府省間の違いを抽出した。

① 公サ法対象案件について

公サ法対象案件は、法律の下での運用なので府省間では大きな違いは見られない。

- 調査票作成から発送までは大きな差異は認められない。一概には言えないが、応札判断を要するときの資料としては、後処理の仕様が重要である。督促を含めた回収の仕組み、審査要領、データ作成で少し府省に違いがある。
- 開札後の処置として、応札者、技術点、金額及び価格点、総合評価点という発表がされる。巻末資料ではとりあげていないが、総務省統計局の案件で総合評価方式の場合、上述の発表後各応札業者に評価項目別の評価点が配布される。
- 共同事業体条項は、総務省（統計局）の科学技術研究調査にしかない。
- 農林水産省の牛乳乳製品統計調査並びに厚生労働省の就労条件総合調査の提示資料で、審査事項一覧（個票審査要領）は詳細にまとめられている。

② 一般会計法案件について

一般会計法案件での府省の違いは、残念ながら巻末資料だけでは十分に読み取れない。案件の規模、性格等により、府省の標準的手続きは断定できないからである。しかし、

検討資料だけでも相当な違いがある。ここでは何点か課題が残る項目を挙げておきたい。

- 書式に統一性がない。
- 提出書類について、記載要領、記載箇所等がまちまちである。

(4) 課題と提案

① 公サ法対象案件について

公サ法対象案件の手続きは、標準化されているとあってよい。ただし、民間にとっては負担のかかる仕組みもあるので、そのことを指摘したい。

- 仕様書と実施要項がそれぞれあり、しかも重複している資料がかなり多い。簡素化が望まれる。
- 書式についてある程度統一する。
- 「提出書類一覧」等は、一目でわかる形に変える。
- 審査員の公表、予算額の開示等、透明性を追求していただきたい。
- 請負契約であるが、事業報告が義務付けられており実質的には精算方式に近い形態で運営しなければならず、報告事務の軽減に努めていただきたい。

② 一般会計法案件について

一般会計法案件では、相当に異なる手続きがなされている。「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン(各府省統計主管課長等会議申し合わせ)」では仕様書について述べられているが、手続きについても標準化並びに簡素化を進めていただきたい。また、統計調査以外の案件についても、統計調査同様の手続き標準化を要望したい。要望事項として、下記の諸点をあげる。

- 書式についてある程度統一する。
- 「提出書類一覧」等は一目でわかる形へ変える。公示から入札日まで、質問の期間、提案書の作成期間等について、十分な期間を設ける。事業の確実な遂行と透明性のある入札を推進していくために必要である。
- 質問方法については、利便性を鑑みて、メール等を認める。
- 契約書、入札書、委任状について、全府省統一の内容にする。契約案については、「年次レポート2008」でも問題として指摘した項目(再委託、瑕疵担保、損害賠償、契約変更、納期の無償延長、共同事業体など)について、改善のために第三者機関を含めた検討を望む。
- 開札手順の統一性を望む。総合評価方式では、応札者全員の技術点、金額及び価格点を公表してほしい。
- 総合評価方式の評価内容通知が望まれる。応札業者としては、それにより自社の強弱を把握でき、非常に有益な資料としての価値がある。また、評価には絶対評価と相対評価があるが、そのことも明示が必要ではないか。
- 公サ法対象案件の公示資料にならって整備されることが望ましい。特に個別の資料(照会対応事例集、オンライン調査システム利用手順書、調査関係書類見本、名

簿修正仕様、データ入力作業要領、審査事項一覧、統計表見本等) についての提示を望む。

なお、予算額の開示、審査員の公表等については、現段階の運用では困難が予想される場所であるが、今後の要望として付け加えておきたい。行政独立法人等のケースで公表・開示されている場合もあり、今後の検討を期待する場所である¹。

¹ 府省によっては公共調達結果について、予定価格と落札額、落札率、応札者数などを開示している場所も見られるが、開示内容、表示形式などが極めて不統一である。

資料○ 応札業務・書類一覧(公共サービス改革法案件)	公共サービス改革法 件名(消費動向調査)		公共サービス改革法 件名(科学技術研究調査の実施業務(平成22年告示))		公共サービス改革法 件名(企業活動基本調査)	
	有無	コメント	有無	コメント	有無	コメント
公示から入札までの期間(開札前に提出する場合はその日とし、開札日は括弧にした)	○	11/5~12/24(2/15)	○	12/24~2/15(4/1)	○	12/26~2/16(3/19)
公示書類	○		○		○	別途入札説明会補足資料有(直近年度の調査実績等)
入札説明書	○		○		○	
仕様書	○	実施要綱のなかに別添	○		○	
実施要綱	○	概要、内容と品質、契約期間、参加資格、募集要項、評価基準と決定方法、情報開示、業者の措置義務、業者の責任、事業の評価、その他	○	概要、内容と品質、契約期間、参加資格、募集要項、評価基準と決定方法、情報開示、使用可能な国有財産、業者の措置義務、業者の責任、事業の評価、その他	○	内容と品質、契約期間、参加資格、募集要項、評価基準と決定方法、情報開示、使用可能な国有財産、業者の措置義務、業者の責任、事業の評価、その他
照会対応事例集			○			
オンライン調査システム利用手順書			○			
調査関係書類見本	○		○	郵送物封入手順もある		
名簿修正仕様						
データ入力作業要領						
審査事項一覧						
統計表見本						
ホームページ作成仕様(HTML)			○			
入札心得	○				○	特定調達契約入札心得及び経済産業省役務請負契約仕様、履行期間、履行場所は入札実施要綱のとおりとある
契約書案	○		○	支払金内訳表、契約単価一覧	○	
共同事業体条項			○			
快適な職場環境形成の指針						
予算決算及び会計令(抜粋)					○	
暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について					○	
総合評価手順書	○		○	実施要綱に包括	○	評価手順書(加点方式)
提案書作成要領	○		○	実施要綱に包括	○	応札作成要領
評価項目一覧	○		○		○	実施要綱に包括
実施状況(前年分)	○	経費、人員、設備、目的達成の程度、実施方法	○	経費、人員、設備、目的達成の程度、実施方法		
企画書作成に係る留意点	○		○	企画書雛形あり		
適合審査	○	法第10条各号(第11号除)に該当しない	○		○	
予決令第70条第71条に該当しない	○		○		○	
指名停止中でない	○		○		○	
全省統一資格	○	「A」、「B」、「C」	○	「A」、「B」、「C」	○	「A」
指定期日	○	提出書類を12/24までに提出したものの				
役務を実施、完了できる証明	○		○	企画書を提出し、履行可と判断されたもの	○	
審査会評価者の外部有識者本人、または利害関係のあるものでない	○					
入札説明書の交付を受けたもの						
入札説明会に参加した者						
プライバシーマーク⇒評価の加点要素						
質問	○	11/17~12/月上旬	○	1/12~2/1	○	1/13~1/下旬
質問の方法	○	メール	○	書面(持参、メール、FAX)		
回答方法			○	閲覧場所にて閲覧		
提出書類	○	~12/24	○	~2/15	○	~2/16
提出場所	○		○			
提出方法	○	持参	○	持参、書留郵便		
入札書	○		○		○	
入札参加申請書						
下見積書						
入札書提出方法	○	持参	○	持参、書留郵便、電子入札		
見積もり内訳書	○		○			
企画書・提案書	○		○		○	
評価項目一覧	○		○		○	企画書項番号に必要事項を記載したもの
企画書提出日までの期間	○	11/5~12/24	○	12/24~2/15	○	12/26~2/16
ヒアリング又はプレゼンテーション						
欠格事由の審査に必要な書類	○		○			
委任状	○		○		○	
統一資格	○		○	電子入札の場合は不要		
類似実績		企画書にて				
営業経歴書						
財務諸表						
納税証明						
登記事項証明書	○	入札参加事業者等確認書に添付	○	入札参加事業者等確認書に添付		
労働保険料支払い証明						
印鑑証明						
誓約書	○		○		○	
履行証明書					○	
個人情報等管理体制等	○	企画書にて				
入札参加事業者等確認書	○	役員本籍・住所、主要株主の出資割合、親会社及び役員等	○	役員本籍・住所、主要株主の出資割合、親会社及び役員等	○	役員本籍・住所、主要株主の出資割合、親会社及び役員等
事前審査(資格)通知	○					
紙応札理由書			○			
適合証明書及び証明資料						
再委託に係る承認申請書	○					
書類不備の対応	○		○			
入札説明会	○		○		○	
日時	○		○		○	
場所	○		○		○	
入札辞退報告(理由)						
開札	○		○			
日時	○		○			
場所	○		○			
人数						
審査者の公表						
応札会社の技術点公表	○	落札者の総合評価点等公表	○	落札者の総合評価点等公表	○	落札者の総合評価点等公表
応札会社の価格点及び価格公表	○	落札者の名称、落札金額等公表	○	落札者の名称、落札金額等公表	○	落札者の名称、落札金額等公表
個別会社の評価内容通知			○	業者ごとに評価表通知		
仕様書の返却						
精算書式	○	請負	○	請負(単価精算有)	○	請負

資料○ 応札業務・書類一覧(公共サービス改革法案件)	公共サービス改革法 件名(牛乳乳製品統計調査)		公共サービス改革法 件名(平成22年及び23年就労条件総合調査)		公共サービス改革法 件名(建設関連業者等の勤怠調査)	
	有無	コメント	有無	コメント	有無	コメント
公示から入札までの期間(開札前に提出する場合はその日とし、開札日は括弧にした)	○	7/22~9/24(10/25)	○	6/16~9/16(9/17)	○	1/22~2/23(3/25)
公示書類	○		○		○	
入札説明書	○		○		○	
仕様書	○		○		○	
実施要綱	○	概要、内容と品質、契約期間、参加資格、募集要項、評価基準と決定方法、情報開示、業者の措置義務、業者の責任、事業の評価、その他	○	趣旨、内容と品質、契約期間、参加資格、募集要項、評価基準と決定方法、情報開示、業者の措置義務、業者の責任、事業の評価、その他	○	概要、内容と品質、契約期間、参加資格、募集要項、評価基準と決定方法、情報開示、業者の措置義務、業者の責任、事業の評価、その他
照会対応事例集	○		○		○	
オンライン調査システム利用手順書	○		○		○	
調査関係書類見本	○		○	留意点含む	○	
名簿修正仕様	○		○		○	
データ入力作業要領	○		○		○	
審査事項一覧	○		○		○	
統計表見本	○		○		○	
ホームページ作成仕様(HTML)	○		○		○	
入札心得	○		○		○	
契約書案	○		○		○	
共同事業体条項	○		○		○	
快適な職場環境形成の指針	○		○		○	
予算決算及び会計令(抜粋)	○		○		○	
暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について	○		○		○	
総合評価手順書	○	実施要項に包括	○	実施要項に包括	○	実施要項に包括
提案書作成要領	○		○		○	実施要項に包括
評価項目一覧	○		○		○	実施要項に包括
実施状況(前年分)	○	経費、人員、設備、目的達成の程度、実施方法	○	概要、品質の達成状況と評価、経費の状況と評価、事業の実施状況	○	実施要項に包括(経費、人員、設備、目的達成の程度、実施方法)
企画書作成に係る留意点	○	提案書雛形あり	○		○	
適合審査	○	法第10条各号(第11号除)に該当しない	○		○	
予決令第70条第71条に該当しない	○	予決令第73条もある	○	予決令第73条もある	○	
指名停止中でない	○		○		○	
全省統一資格	○	「A」、「B」、「C」	○	「A」、「B」、「C」	○	「A」、「B」、「C」
指定期日	○		○		○	
役務を実施、完了できる証明	○		○	申請書、添付書類に虚偽がない、経営の状態、信用が悪化していない、経営の状態、信用が悪化していないの3項あり	○	確実に業務を遂行できる証明
審査会評価者の外部有識者本人、または利害関係のあるものでない	○		○		○	建設関係対象業以外、外部有識者が属さない
入札説明書の交付を受けたもの	○		○		○	仕様書の交付
入札説明会に参加した者	○		○		○	
プライバシーマーク⇒評価の加点要素	○		○		○	
質問	○	質問の期間	○	8/3~9/上旬	○	7/1~7/17
質問の方法	○	メール	○		○	メール
回答方法	○		○		○	メール
提出書類	○	提出期限	○	~9/24	○	~8/4
提出場所	○		○		○	
提出方法	○	入札箱へ投函	○		○	持参、郵送
入札書	○		○		○	
入札参加申請書	○		○		○	参加表明書類、参加適合証明書、
下見積書	○		○		○	紙入札参加申請
入札書提出方法	○	入札箱へ投函	○		○	電子入札、持参
見積もり内訳書	○		○		○	持参、書留郵便
企画書・提案書	○		○		○	
評価項目一覧	○		○		○	業務提案書内に該当項目を反映させる
企画書提出日までの期間	○	7/22~9/24	○	7/1~9/16	○	1/22~2/23
ヒアリング又はプレゼンテーション	○		○		○	
欠格事由の審査に必要な書類	○	電子媒体も作成	○		○	参加適合証明書
委任状	○		○		○	
統一資格	○		○		○	参加表明書に添付
類似実績	○		○		○	
営業経歴書	○		○		○	
財務諸表	○		○		○	
納税証明	○		○		○	
登記事項証明書	○		○		○	入札参加事業者等確認書に添付
労働保険料支払い証明	○		○		○	
印鑑証明	○		○		○	
誓約書	○		○		○	
履行証明書	○		○		○	
個人情報等管理体制等	○	セキュリティマニュアル提出	○		○	セキュリティ確保実施要領
入札参加事業者等確認書	○	役員本籍・住所、主要株主の出資割合、親会社及び役員等	○		○	役員本籍・住所、主要株主の出資割合、親会社及び役員等
事前審査(資格)通知	○		○		○	
紙応札理由書	○		○		○	紙業者登録票も別途申請
適合証明書及び証明資料	○		○		○	
再委託に係る承認申請書	○		○		○	
書類不備の対応	○		○		○	
入札説明会	○	日時	○	2回実施、内容は同じ	○	
入札辞退報告(理由)	○		○		○	
開札	○	場所	○		○	
開札	○	日時	○		○	
開札	○	場所	○		○	
開札	○	人数	○		○	
審査者の公表	○		○		○	
応札会社の技術点公表	○	落札者の総合評価点等公表	○		○	落札者の総合評価点等公表
応札会社の価格点及び価格公表	○	落札者の名称、落札金額等公表	○		○	落札者の名称、金額等公表
個別会社の評価内容通知	○		○		○	
仕様書の返却	○		○		○	
精算書式	○	請負	○		○	請負

資料○ 応札業務・書類一覧(一般会計法案件)	一般会計法		一般会計法		一般会計法(総合評価)	
	件名(結婚・家族形成に関する調査)		件名(平成22年度電気通信サービスの利用環境に関する調査等の請負)		件名(平成22年度海外事業活動基本調査)	
	有無	コメント	有無	コメント	有無	コメント
公示から入札までの期間(開札前に提出する場合はその日とし、開札日は括弧にした)	○	7/9~7/28	○	8/6~10/13	○	4/7~4/27(4/30)
公示書類	○		○		○	
仕様書	○		○		○	
実施要綱						
照会対応事例集						
オンライン調査システム利用手順書						
調査関係書類見本					○	
資料						
名簿修正仕様						
データ入力作業要領						
審査事項一覧						
統計表見本						
ホームページ作成仕様(HTML)						
入札心得					○	特定調達契約入札心得及び経済産業省役務請負契約心得
契約書案	○		○		○	
共同事業体条項						
快適な職場環境形成の指針						
予算決算及び会計令(抜粋)					○	
暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について						
総合評価手順書					○	
提案書作成要領					○	応札資料作成要領
評価項目一覧					○	
実施状況(前年分)					○	平成21年調査実績、回収状況
企画書作成に係る留意点					○	提案書雛形あり
適合審査						
法第10条各号(第11号除)に該当しない	○					
予決令第70条第71条に該当しない	○		○		○	
指名停止中でない	○		○		○	
全省統一資格	○	「B」、「C」	○		○	「A」、「B」
指定期日	○	履行体制証明書を7/21までに提出したもの				
役務を実施、完了できる証明						
審査会評価者の外部有識者本人、または利害関係の						
入札説明書の交付を受けたもの					○	
入札説明会に参加した者						
プライバシーマーク	○	PマークまたはISMS取得企業のみ				
質問						
質問の期間					○	4/7~4/21
質問の方法	○	事項別の問い合わせ先の記載	○	事項別の問い合わせ先の記載	○	質問状添付でメール
回答方法						
提出書類						
提出期限	○		○	8/6~10/1	○	~4/27
提出場所	○		○		○	
提出方法	○	持参、郵送、電子入札	○	持参、郵送、電子入札	○	持参、郵送
入札書	○		○		○	
入札参加申請書						
下見積書			○	人件費単価と物件費の価格証明		
入札書提出方法	○	持参、郵送、電子入札	○	持参、郵送、電子入札	○	持参、郵送
見積もり内訳書						
企画書・提案書					○	
評価項目一覧					○	評価項目一覧遵守確認表と提案書頁番号一覧表
企画書提出日までの期間					○	4/7~4/27
ヒアリング又はプレゼンテーション						
欠格事由の審査に必要な書類						
委任状	○		○		○	
統一資格	○		○		○	
類似実績		特になし。但し履行体制証明書に指定された3つの調査を熟読・理解し、所見を400字程度で記載する必要あり。				
営業経歴書						
財務諸表						
納税証明						
登記事項証明書						
労働保険料支払い証明						
印鑑証明						
誓約書						
履行証明書	○	履行体制証明書				
個人情報等管理体制等	○	PマークまたはISMS取得企業のみ	○	Pマーク取得企業のみ		
入札参加事業者等確認書						
事前審査(資格)通知						
紙応札理由書			○			
適合証明書及び証明資料			○			
再委託に係る承認申請書	○					
書類不備の対応	○		○			
入札説明会						
日時					○	
場所					○	
入札辞退報告(理由)						
開札日時	○		○		○	
場所	○		○		○	
人数			○	立会者は1名。		
審査者の公表						
応札会社の技術点公表						
応札会社の価格点及び価格公表	○	落札者と金額を口答で。入札参加業者とその金額は電子入札・開札システムにて公表	△	落札者と金額を口答で。	○	応札者全員について名称、入札価格をHPで公表
個別会社の評価内容通知						
仕様の返却					○	返却なし
精算書式	○	請負	○	請負	○	請負

資料○ 応札業務・書類一覧(一般会計法案件)	一般会計法 件名(食品ロス統計調査)		一般会計法(総合評価) 件名(平成22年度能力開発基本調査)		一般会計法 件名(土地問題に関する意識調査)	
	有無	コメント	有無	コメント	有無	コメント
公示から入札までの期間(開札前に提出する場合はその日とし、開札日は括弧にした)	○	7月上旬～7/30	○	2/5～4/5	○	9/2～9/13
公示書類	○		○		○	
入札説明書	○		○		○	
仕様書	○		○		○	調査項目、抽出方法添付。
実施要綱						
照会対応事例集						
オンライン調査システム利用手順書						
調査関係書類見本	○		○		○	
名簿修正仕様						
データ入力作業要領	○					
審査事項一覧						
統計表見本						
ホームページ作成仕様(HTML)						
入札心得	○					
契約書案	○	成果品につき1年間の保証期間あり	○		○	
共同事業体条項						
快適な職場環境形成の指針						
予算決算及び会計令(抜粋)			○			
暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について						
総合評価手順書			○			
提案書作成要領			○	応札資料作成要領		
評価項目一覧			○			
実施状況(前年分)			○			
企画書作成に係る留意点			○	応札資料作成要領		
適合審査						
法第10条各号(第11号除)に該当しない						
予決令第70条第71条に該当しない	○		○	予決令第70条第72条に該当しない	○	
指名停止中でない	○		○	指名停止中でない	○	
全省統一資格	○	「C」	○	「A」、「B」、「C」	○	「B」、「C」
指定期日	○					
役務を実施、完了できる証明			○	申請書、添付書類に虚偽がない		
審査会評価者の外部有識者本人、または利害関係の						
入札説明書の交付を受けたもの					○	監督職員の説明をうける
入札説明会に参加した者	○					
プライバシーマーク					○	
質問						
質問の期間			○	2/5～2/19	○	9/2～9/10
質問の方法	○	事項別の問い合わせ先の記載	○	所定の用紙に記入して提出。	○	郵便、FAX、メール
回答方法			△	FAX等。	○	9/13 17:00までに全員にメール。遅いのでは。
提出書類						
提出期限	○	証明書等:～7/23、入札書:～7/30	○	～3/26	○	
提出場所	○		○		○	
提出方法	○	電子入札、持参、郵送	○	持参、書留郵便	○	電子、持参。参加資格を正副。
入札書	○		○		○	
入札参加申請書					○	持参
下見積書	○					
入札書提出方法	○	電子入札、持参、郵送	○	持参、郵送	○	電子入札、持参
見積もり内訳書						
企画書・提案書			○			
評価項目一覧			○			
企画書提出日までの期間	○	7月上旬～7/23	○	2/5～3/26		
ヒアリング又はプレゼンテーション			○			
欠格事由の審査に必要な書類					○	
委任状	○		○		○	
統一資格	○		○	評価項目一覧に添付	○	
類似実績						
営業経歴書						
財務諸表						
納税証明						
登記事項証明書						
労働保険料支払い証明						
印鑑証明						
誓約書	○	統計法の遵守、作業従事者の名簿				
履行証明書						
個人情報等管理体制等					○	Pマーク取得企業のみ
入札参加事業者等確認書						
事前審査(資格)通知					○	入札前日までに資格無しがわかれば通知
紙応札理由書	○	紙入札による申出書			○	紙入札方式参加願
適合証明書及び証明資料						
再委託に係る承認申請書	○		○			
書類不備の対応	○		○	提案者に速やかに通知	○	
入札説明会						
日時	○	出席が入札条件	○		△	なしとの記載
場所	○		○		△	なしとの記載
入札辞退報告(理由)						
開札日時	○		○		○	
場所	○		○		○	
人数						
審査者の公表						
応札会社の技術点公表			△	落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報(当該競争参加者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点)の提供を要請できる。		
応札会社の価格点及び価格公表			△	落札者と金額を口答で。		
個別会社の評価内容通知						
仕様書の返却					○	返却なし
精算書式	○	請負	○	委託精算	○	請負